

子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業

報告書

平成 29 年 3 月

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）

## 目次

### 本編

#### 第1章 事業の概要

##### I 事業の背景と目的

- 1 事業の背景..... 3
- 2 事業の目的..... 3

##### II 事業の概要

- 1 実施地域..... 4
- 2 実施内容..... 5

#### 第2章 合同研修会

- I 合同研修会の概要..... 6

#### 第3章 各地域における実施結果・成果・今後の課題

##### I 実施地域（都道府県）における実施結果・成果・今後の課題

- 1 北海道..... 9
- 2 岩手県..... 14
- 3 宮城県..... 19
- 4 秋田県..... 28
- 5 山形県..... 36
- 6 茨城県..... 43
- 7 埼玉県..... 48
- 8 千葉県..... 51
- 9 東京都..... 56
- 10 富山県..... 61
- 11 愛知県..... 65
- 12 三重県..... 74
- 13 滋賀県..... 78
- 14 大阪府..... 88
- 15 兵庫県..... 95
- 16 奈良県..... 98
- 17 和歌山県..... 103
- 18 島根県..... 109
- 19 岡山県..... 114
- 20 広島県..... 120

21	山口県.....	127
22	徳島県.....	131
23	福岡県.....	140
24	長崎県.....	144
25	大分県.....	150

## II 実施地域（市町村）における実施結果・成果・今後の課題

1	埼玉県上尾市.....	161
2	東京都調布市.....	171
3	愛知県あま市.....	177
4	愛知県高浜市.....	180
5	滋賀県米原市.....	185
6	大阪府吹田市.....	190
7	大阪府豊中市.....	197
8	奈良県香芝市.....	206
9	岡山県岡山市.....	211
10	山口県萩市.....	214
11	徳島県板野郡東部地域.....	220

## 第1章 事業の概要

### I 事業の背景と目的

#### 1 事業の背景

近年我が国においては、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子供や若者を巡る状況は大変厳しいものとなっていた。このような状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」が平成21年7月に成立、翌平成22年4月に施行された。

同法第19条は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、その他の関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、地方公共団体に対して、「子ども・若者支援地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置する努力義務を課している。

平成28年4月現在、地域協議会を設置している地方公共団体は89か所（都道府県31か所、政令指定都市13か所、その他の市区町村45か所）であり、更なる子ども・若者支援地域協議会の設置や地域における支援ネットワークの充実が必要である。

#### 2 事業の目的

本事業は、困難を有する子供・若者を、関係機関・団体等が連携して総合的に支援する体制を整備するため、都道府県・市町村青少年担当部局等を調整機関とした子ども・若者支援地域協議会の設置及び円滑な運営を促進するため「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施し、子ども・若者支援地域協議会の設置・運営や地域における支援ネットワークの構築に向けた意識の醸成を図り、困難を有する子供・若者に対する支援を効果的に推進するものである。

具体的には、年2回実施する合同研修会の他、各地域の実情に応じて、研修会、スーパーバイズ、公開講座、講習会の開催や先進地域への視察を実施した。

## II 事業の概要

### 1 実施地域

#### (1) 都道府県

実施地域及び各実施内容は下表のとおり。

	研修会	連絡会議	スーパー バイズ	視察
北海道	○			
岩手県	○			
宮城県	○		○	○
秋田県	○			○
山形県			○	○
茨城県	○			○
埼玉県	○			
千葉県	○			○
東京都	○			○
富山県	○	○		○
愛知県	○		○	○
三重県	○			
滋賀県	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○
兵庫県	○			
奈良県	○	○	○	○
和歌山県	○	○		
島根県	○	○		
岡山県	○		○	
広島県	○		○	
山口県	○			
徳島県	○	○	○	○
福岡県	○			○
長崎県	○			○
大分県	○	○	○	○

#### (2) 市町村

実施地域及び各実施内容は下表のとおり。

	公開講座	講習会	視察
上尾市	○	○	○
調布市	○	○	○
あま市	○		○
高浜市	○	○	○
米原市		○	
吹田市	○	○	○
豊中市	○	○	○
香芝市	○	○	○
岡山市			
萩市	○	○	○
板野郡 東部地域	○	○	○

---

## 2 実施内容

---

### (1) 合同研修会の開催

各地域の行政担当者等において、地域協議会の設置・運営や地域における支援ネットワークの構築に向けた意識の醸成及び困難を有する子供・若者に対する支援の効果的な推進を図ることを目的として、東京において年2回、合同研修会を開催する。

### (2) 基礎自治体職員等を対象とした研修会の開催

市区町村で子供・若者支援に携わる職員等を対象に、子供・若者支援に関する知識を習得することを目的とした研修会（以下「研修会」という。）を各対象地域において開催する。

### (3) 都道府県・基礎自治体等連絡会議の開催

都道府県と管下基礎自治体との子供・若者支援に関する情報交換を行うとともに、基礎自治体における支援ネットワークの整備を図ることを目的として、都道府県及び管下基礎自治体の職員等が参加する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を各対象地域において開催する。

### (4) 支援体制整備に係るスーパーバイザーの派遣

各対象地域の取組状況に応じて、学識経験者又は豊富な実務経験を有する者等、各対象地域の状況に応じた課題についてスーパーバイズできる者を派遣（以下「スーパーバイズ」という。）する。

### (5) 地域住民を対象とした公開講座

各対象地域において、地域住民に子供・若者の現状や支援方法について様々な分野の知識を習得させるとともに、地域で子供・若者支援に関して共通理解を有することを狙いとした公開講座（以下「公開講座」という。）を実施する。

### (6) 支援に携わる人材養成のための講習会の開催

各地域における支援ネットワークの実効性向上を図るため、子供・若者支援に携わるNPO等の民間団体の職員等に対して知識の付与等を行う講習会（以下「講習会」という。）を開催する。

### (7) 先進地域への視察

各地方公共団体における、地域の実情に即した総合的な支援ネットワークの形成に向けた検討に資するため、各地方公共団体職員による先進地域の視察（以下「視察」という。）を行う。

## 第2章 合同研修会

### I 合同研修会の概要

#### (1) 出席者

各地域の自治体職員、相談機関の職員及び相談業務に携わる民間団体の職員

#### (2) 実施内容

##### ア 目的

合同研修会は以下のことを目的として実施している。

- ・ 子ども・若者支援地域協議会の設置・運営や地域における支援ネットワークの構築に向けた意識の醸成を図ること
- ・ 困難を有する子供・若者に対する支援を効果的に推進すること

##### イ 概要

上記目的を達成するため、合同研修会では有識者による講演及び班別討議という各地域担当者同士で意見交換を行う形で実施した。

図表 1 合同研修会の実施概要

回	日程	実施内容	手法	時間	講師
1	7月11日	地域臨床心理学の実践と子ども・若者支援の組織づくりの実際	講義	105分	関西大学臨床心理専門職大学院教授 石田 陽彦
		地域に育つ子ども・若者への切れ目のない支援を創造する取組	講義	105分	日本福祉大学社会福祉学部准教授 野尻 紀恵
	7月12日	子ども・若者支援地域協議会設置済み地域からの情報提供	発表	150分	—
		班別討議	演習	240分	日本福祉大学心理臨床相談室研修指導員 竹中 哲夫 特定非営利活動法人 NPO スチューデントサポートフェイス 代表理事 谷口 仁史

	7月13日	沖縄県における官民連携の子ども・若者総合センター等の取組	講義	90分	子ども若者みらい相談プラザ sorae 特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき 主任支援員・臨床心理士 松本 大進
		総合的な子ども・若者支援構築の為に	講義	90分	立命館大学産業社会学部 教授 山本 耕平

回	日程	実施内容	手法	時間	講師
2	1月30日	非行少年が抱える困難と社会復帰支援の取組	講義	90分	神奈川医療少年院 首席専門官 山下 嘉一
		地域協議会設置済地域の本年度事業報告	発表	60分	—
		情報交換会(ワールドカフェ形式)	演習	75分	—
	1月31日	困難を抱えた子ども・若者支援と地域連携	講義	120分	公益財団法人さっぽろ青少年活動協会 若年支援担当課長 松田 考  子ども・若者応援センター「YELL」 センター長 戸内 智子  名古屋市子ども・若者総合相談センター センター長 渡辺 ゆりか  認定特定非営利活動法人育て上げネット 若年支援事業部担当部長 井村 良英  株式会社野村総合研究所 主任コンサルタント 田中 成幸



					<p>豊橋市議会事務局議事課（東三河 広域連合議会事務局） 主査 松井 清和</p> <p>萩市文化・生涯学習課「萩ユース ふれあいスペース」 スタッフ 末永 光正</p>
		地域協議会の立ち上げ・運営等に関するグループワーク	演習	210分	
	2月1日	各地域の本年度事業報告（地域協議会未設置地域）	発表	90分	—

## 第3章 各地域における実施結果・成果・今後の課題

### I 実施地域（都道府県）における実施結果・成果・今後の課題

#### 1 北海道

##### (1) 地域における子供・若者の状況

平成 27 年 1 月現在の北海道の人口は約 543 万人であり、そのうち 0 歳から 39 歳までの子供や若者は約 203 万人と約 37%を占めている。

本道では、平成 20 年 3 月に策定した北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）を平成 27 年 3 月に社会情勢の変化等を踏まえて改訂するとともに、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく都道府県子ども・若者計画に位置づけ、青少年の健全育成や非行・被害の防止、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を育む環境づくりなどに取り組んでいる。

北海道子ども・若者地域協議会は平成 23 年 11 月に設置したが、道内市町村の子ども・若者支援地域協議会の設置は 2 市にとどまっている。本道は広大であり、困難を有する子供・若者一人ひとりの事情に応じて対応するためには、基礎自治体における子供・若者への支援が重要である。

##### (2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

###### ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

各市町村にある相談窓口の情報（相談分野、住所、電話番号等）の取りまとめ、子供・若者に向けた相談窓口情報の発信（リーフレットの配布、北海道ホームページへの掲載など）を行っている。

また、平成 27 年度より本事業を活用し、自治体職員を対象に、協議会の必要性や他都府県の取組を紹介し、人材育成を図っており、今後も継続的に実施していければと考えている。

###### イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

人口減少及び少子高齢化対策が最重点課題である。北海道では、次の社会を担う子供が健やかに生まれ、育つ環境を整備するための取組が進められている。

###### ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

相談窓口情報の発信（リーフレットの配布、北海道ホームページへの掲載等）

###### エ 先進的な取組

先進的な取組として、札幌市の取組が挙げられる。

###### (ア) 札幌市若者支援施設 “Youth+（ユースプラス）”

札幌市では、若者の社会参加活動・交流の拠点として、札幌市内に 5 つの若者支援施設を設置している。子供・若者の仲間づくりや交流を促進する居場所を提

供している他、様々な悩みを有する子供・若者及び家族の相談にも応じ、適切な支援機関へとつなぐ役割も担っている。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

(ア) ニート、ひきもりの実態把握

ニート、ひきこもりについては、その特徴から実態をつかめていないところであるため、その対応の必要性を具体的に説明できないでいる。

(イ) 行き場のなくした子供・若者への居場所づくり

市役所や町村役場庁舎の空部屋を活用し、いじめ、児童虐待等の理由から行き場をなくした子供・若者への居場所づくりを基礎自治体に提案している。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

地域の支援機関・民間団体、それぞれで取組を進めているところである。

また、北海道ひきこもり成年相談センターを受託している公益財団法人北海道精神保健推進協会では、ひきこもり本人や家族を支援する人材の育成に取り組むため、新年度からひきこもりサポーターの養成に向けたネット研修を行う予定である。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

今後、北海道にて地域の支援機関・民間団体等の取組状況の調査や、それらとの連携の在り方について検討していく。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

関係機関間の取組状況や取組方針等の情報共有・意見交換等の場として活用している。

イ 運営の具体的な方法

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課が事務局となり、「学校教育」、「保健福祉・医療」、「矯正」、「非行対策」、「雇用」の各分野の庁内外の組織を構成機関としている。

協議会は代表者会議のみで構成されており、年1回、関係機関を集め取組状況や取組方針等の情報共有・意見交換等を行っている。

ウ 県と市町村の関係性・役割

方針として、人口が多い市町村を中心に、北海道から市町村に協議会設置を働きかけができればと考えている。人口が多い市町村であれば、支援のニーズも一定程度見

込まれ、支援提供のリソースも一定程度確保できると考えられる。人口が多い市町村の周辺市町村については、既存の圏域（例えば消防業務の圏域）等を活用しながら広域連携を図ることを想定している。

平成 27 年度の本事業で開催した研修会終了後、参加者にニーズ調査、問題意識調査を実施した。その結果、子供・若者支援を行う上での課題として、人的リソース不足の解消、地域の支援機関（＝支援の受け皿）の拡充、ニート・ひきこもりの実態把握等の課題が挙げられた。これらの調査結果も踏まえながら、北海道として市町村にどのように働きかけを行うか検討できればと考えている。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

北海道にて司会を行い、主導的に協議会を進めている。

オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

今後の検討課題である。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

今後の検討課題である。

キ 予算

協議会開催に当たっての参加者の交通費は、各構成機関の負担としている。

ク 協議会により得られた効果

協議会での意見交換や情報交換を通じて、関係機関間で顔の見える関係を構築することができた。今後は、関係機関間の知見を持ち寄り、具体的な事例について検討できる場として協議会を活用できればと考えている。

ケ 運用上の課題

協議会の運用費の確保が喫緊の課題である。前述のとおり、参加者の交通費は各構成機関の負担としている。

そのため、協議会の開催数も年 1 回程度となってしまう。予算の都合もあり、実務者会議の開催も見送っている状況である。

(4) 今年度掲げた目標

既存の支援体制でひきこもりや不登校などに対応できると考える自治体がある一方、問題意識がありながらも、人的、金銭的及び支援機関数等の面で支援地域協議会や総合相談センターの設置が困難であると考えている自治体も多い。また、子ども・若者育成支援推進法に関する担当部署が決まっていない自治体もある。多くの自治体が、支援を必要とし

ている子供・若者に対して、どのように対応していくかについての方針を持たず、具体的な道筋も見えていない。

そこで本事業では、平成 27 年度に実施した担当部署調査結果を元に子ども・若者育成支援推進法に関する取組について意識するよう図っていく。また、道内の 10 万人を超える人口を有する自治体、特に地域若者サポートステーションを抱える自治体を中心に協議会設置を促していく。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	11 月 18 日	<p>情報提供：「国の大綱について」、「市町村子ども・若者支援地域協議会設置のヒントについて」</p> <p>講演①：石狩市支援地域協議会等について「石狩市子ども・若者支援地域協議会について」</p> <p>講演②：「相談室セジュール・まるしえにおけるこども・若者支援の取組について」</p> <p>グループワーク：「各市町村における若者支援について」</p>	<p>北海道環境生活部くらし安全局 道民生活課青少年グループ 主査 盛本 昌昭</p> <p>石狩市子ども相談センター センター長 上ヶ嶋 浩幸</p> <p>特定非営利活動法人ジェルメ・まるしえ 理事長 新田 大志</p>

(6) 今年度の取組の成果

ア 合同研修会

合同研修会への参加を促すために直接自治体の担当者と連絡を取り、他県の情報を提供したり、支援地域協議会設置について検討を促すなど、子ども・若者育成支援推進法に関する取組を基礎自治体に意識させることができた。

イ 基礎自治体職員を対象とした研修会

基礎自治体職員を対象とした研修会では、支援地域協議会と総合相談窓口を設置している石狩市からの講義やワークショップを通じて、参加した自治体職員が設置に向けた具体的なプロセスなどを確認することができた。

ウ その他

未設置自治体 177 のうち、参加自治体は 11 にとどまり、子ども・若者育成支援推進法に係る取組への関心の低さが明らかとなった。

(7) 今後の課題・取組の方向性

ア 次年度以降の課題

道内自治体のほとんどが子ども・若者育成支援推進法に係る取組、とりわけ、ひきこもり対策など支援地域協議会設置への関心が低いことから、関心を高める取組が求められる。

協議会設置の機運が高まっている自治体も、設置までの見通しが立っていないことから、設置に向けて引き続き支援をしていく必要がある。

道内の 10 万人を超える人口を有する自治体、特に地域若者サポートステーションを抱える自治体を中心に協議会設置を促していく必要がある。

イ 取組の方向性

ひきこもり対策など支援地域協議会設置への関心を高めるため、平成 28 年 9 月公表の内閣府調査結果で明らかとなった推計率約 1.57%を活用して各自治体の推計値を算出し、働きかけを行う際の資料としたい。

また、各自治体における支援窓口一覧を作成し、取組の実態を把握するとともに、ホームページなどで公開し相談窓口の周知に努めていく。

協議会設置の機運が高まっている自治体に対しては、他都府県の状況について情報提供するほか、合同研修会への参加を促すなど引き続き支援を行っていく。

道内の自治体のひきこもり対策など支援地域協議会設置を促すため、今年度に引き続き基礎自治体向けの研修を実施し、機運の上昇を図る。

道内の 10 万人を超える人口を有する自治体には、個別に連絡を取るなど引き続き協議会設置を促していく。

---

## 2 岩手県

---

### (1) 地域における子供・若者の状況

家庭や地域の教育力の低下、インターネット等による有害情報の氾濫等、青少年を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、特に、ニート、ひきこもりや学校不適應等、困難を抱える青少年の問題は本県においても深刻化している。

青少年育成の拠点施設として、平成 18 年に青少年活動交流センターを設置するとともに、行政機関や民間団体等と連携し取組を実施してきたが、ニート等の新たな課題に適切に対応するため、支援機関の連携体制をさらに充実させる必要がある。

### (2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

#### ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

##### (ア) 青少年活動交流センター

青少年の健全育成に向けて、活動、交流、情報、相談の 4 つの基本的な機能に沿って主体的に活動する青少年を育成・支援するための拠点施設である。社会生活を営む上で困難を有する子供・若者の支援については、センター内に設置する「青少年なやみ相談室」による相談対応を中心に行っているところであり、岩手県青少年育成県民会議が運営主体となり取組を進めている。

青少年なやみ相談室の主な業務は、子供・若者からの悩みについて電話等で対応するとともに、相談内容に応じて、より適切な専門機関・施設に支援をつなぐことである。子供・若者の悩みの種類によらず、毎日一定の相談があることから、相談窓口としてしっかりとその機能を担えていると考えている。

##### (イ) いわて若者ステップアップ支援事業

ニート等の社会的自立に困難を抱える若者に対して、就業に関する相談対応、就業に向けたジョブトレーニング、訪問支援、コミュニケーション能力等の向上を目的としたセミナー等を実施している。岩手県から委託を受けた事業者が運営主体となり取組を進めている。

支援地域は、もりおか・いちのせき若者サポートステーションの支援地域外である花巻地域、北上地域、久慈地域、二戸地域、宮古地域、釜石地域の 6 地域としている。

セミナーについては、上記 6 地域にてそれぞれ月 2 回開催しており、セミナーの機会を活用しながら、各地域の訪問支援等を併せて実施している。

#### イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

各担当部署が担当領域ごとに積極的に取組を進めている状況である。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

青少年なやみ相談室の連絡先（電話番号・メールアドレス）については、チラシやホームページ等により周知を図っている。また、岩手県教育委員会で作成している相談カードにも、相談室の電話番号・相談時間を記載し、学校から児童・生徒に配布している。生徒手帳に相談室の連絡先を記載している学校もある。

エ 先進的な取組

岩手県は他県の取組を参考にする立場と認識している。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

(ア) 効果的な支援を行う上での移動コスト（＝手間や時間、費用）の削減

岩手県が広域であるため、支援者が被支援者のもとに訪問する際には、多大な移動コストが発生する。被支援者がセミナー等に参加する際にも、多大な移動コストが発生しており、一部の被支援者は移動にかかる費用を負担できないため、参加できない方も発生している。

(イ) 人的リソースの拡充

現場で直接支援を行う人が圧倒的に不足している状況である。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

地域の支援機関・民間団体等の活動を通じて、地域の子供・若者を支援している状況である。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

岩手県では、主に意見交換や情報提供の場を設定することで連携を図っている。

青少年活動交流センターでは、年2回、相談事例検討会を開催し、関係機関との連携を図っている。

いわて若者ステップアップ支援事業では、各地域にて年2回、関係機関間の連携会議を開催している。関係機関間で取組状況や現場の課題、今後の連携の在り方等について意見交換を行っている。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

ア 協議会に対して期待していること

既存の支援機関や民間団体等をつなぐことで、支援を円滑にできればと考えている。

具体的には、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援に関する情報交換及び連絡調整を行うことを想定している。また、青少年活動交流センターに



て実施しているセミナー等についても、協議会の取組として位置付け、より効果的な支援ネットワークの構築が行えるようにできばと考えている。

#### イ 取組状況

##### (ア) 協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

構成機関については、県の関係部署、国や県で支援業務を委託している支援機関や民間団体等を想定している。

##### (イ) 県と市町村の関係性・役割の整理

毎年度4月に、「市町村青少年育成担当課長会議」を開催し、県の方針を説明したり、市町村の現状について情報共有したりしている。

岩手県から市町村に対して、協議会設置に関する意向確認を行っている。平成28年4月時点では、33市町村中、6市町村が協議会設置の意向を示しているが、具体的な検討についてはまだ進められていない。

##### (ウ) 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

支援に資する社会資源の有無について、困難を有する子供・若者の支援機関マップについては平成27年度に作成しており、把握している。当該支援機関マップには、公的機関のみ記載しているため、地場に根差した支援機関については掲載していない。

##### (エ) 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

各地域には、地場に根差した様々な支援機関が存在するので、市町村にて協議会を設置する際には、それらの支援機関を上手くつなぎあわせることが重要と考えている。

##### (オ) 予算

既存の仕組みを活用した協議会を想定しているため、協議会設置に際しての予算について特段の問題はない。

#### (4) 今年度掲げた目標

青少年育成の拠点施設として、平成18年に青少年活動交流センターを設置するとともに、行政機関や民間団体等と連携し取組を実施してきたが、ニート等の新たな課題に適切に対応するため、支援機関の連携体制をさらに充実させる必要がある。

平成28年度内に「子ども・若者支援地域協議会」を設置する方向で検討を進め、困難を抱える青少年への支援に係る相談体制の強化と、関係機関の支援ネットワーク構築を図る。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	8月26日	青少年相談事例検討会	岩手大学人文社会科学部 教授 山口 浩
2	11月25日	第1回 社会生活に困難を有する子ども・若者支援セミナー 「社会生活に困難を有する子ども・若者が出現する社会的背景(社会学の見地から)」	岩手県立大学社会福祉学部 教授 田中 尚
3	12月15日	第2回 社会生活に困難を有する子ども・若者支援セミナー 「事例から見るステージごとの課題とポイント①(心を開かせるためには、そしてその後)」	社会福祉法人わたげ福祉会 理事長 秋田 敦子
4	12月22日	青少年相談事例検討会	岩手大学人文社会科学部 教授 山口 浩
5	1月26日	第3回 社会生活に困難を有する子ども・若者支援セミナー 「事例から見るステージごとの課題とポイント②(コミュニケーションその第1歩、そして新しい道へ)」	社会福祉法人わたげ福祉会 理事長 秋田 敦子
6	2月21日	第4回 社会生活に困難を有する子ども・若者支援セミナー 「すべての若者が生きられる未来を築いていくために(新時代の若者施策の新たな展開)」	静岡大学人文社会科学部 教授 荻野 達史

(6) 今年度の取組の成果

子ども・若者育成支援推進法第 19 条第 1 項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、平成 28 年 12 月に「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置した。

子供・若者支援について、専門家による連続講座を実施するとともに、相談事例等に関する情報共有及び事例検討の機会を確保することで、子供・若者支援の在り方に関する理解を深めるとともに、基礎自治体及び関係機関・団体相互の連携を強化した。

(7) 今後の課題・取組の方向性

子供・若者支援に関する総合相談窓口として、平成 29 年 4 月に子ども・若者総合相談センターを設置する。

将来的には市町村を含めた支援ネットワークを構築し、県内各地域における子供・若者支援の取組の充実を図る。

---

### 3 宮城県

---

#### (1) 地域における子供・若者の状況

本県における小・中学校の不登校児童生徒は増加傾向にあり、その要因として児童生徒の心の不安定さ、無気力、友人関係をめぐる問題等が考えられるが、一部では震災の影響もあるとの見方もある。震災から5年が経過したが、中長期的な心のケアに加え、経済的理由により修学が困難となった児童生徒への支援も必要となっている。

また、ニートの数は約1万人と言われているが、復興・復旧需要などの特殊要因により、新規高卒者の就職内定率は上昇傾向にある。

その他、ひきこもりについても、その要因は様々なものがあると考えられるが、非常に深刻化しており、支援体制として平成26年1月にひきこもりセンターを立ち上げ、関係機関と連携しながら支援を実施している。

#### (2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

##### ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

子供・若者が抱える問題について、様々な分野で取り組まれる相談援助活動が一体的に行われるよう、関係機関及び関係団体の共通認識や相互理解の形成を図ると共に、相談援助活動の連携体制の整備に寄与するために、子ども・若者支援相談機関連絡協議会を平成23年11月に設置した。

連絡協議会は代表者会議と実務担当者部会の2つで構成されている。代表者会議では、年1回、関係機関間で取組内容や取組方針等の情報交換や意見交換を行っている。実務担当者部会では、概ね年2回、過去の具体的な事例を用いて、関係機関間でどのような支援が可能か情報交換や意見交換を行っている(=ケーススタディ)。なお、実務担当者部会はあくまで意見交換を行う場であり、関係機関間でケース検討を行い、支援の方向性を決定することは行っていない。

連絡協議会は、宮城県環境生活部が司会を務め、主導的に取組を進めている。また、学識有識者をアドバイザーとして招聘している。連絡協議会の構成員は、雇用分野を除き内閣府が示す構成員を満たしており、中核都市である仙台市も招聘している。

##### イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

依然として東日本大震災の影響が大きく、子ども・若者のメンタルケア（PTSD等のケア）や貧困家庭への経済的支援等の対応が重点的に行われている。

##### ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

各分野で担当課が各種情報発信を行っている。青少年育成班では、各分野の相談窓口情報を取りまとめ、宮城県ホームページに公開している。

## エ 先進的な取組

青少年健全育成の取組として、また、東日本大震災復興の担い手育成の取組として宮城若者活躍応援事業を行っている。

### (ア)ネクストリーダー養成塾

第一線で活躍する人物（例えばオリンピック選手等）を講師として招聘し、中学生を対象に講演を実施したり、グループワークを実施したりし、将来の夢について具体的に考える機会を提供している。次世代を担う若者の育成を狙いとしている。

### (イ)宮城県青少年意見募集事業

中学生以上を対象に意見を募集し、優れた意見については政策等に反映をしている。意見を政策等に反映できる機会を提供することで、中学生以上を対象に政治参加への興味を醸成することを狙いとしている。

### (ウ)若者社会参画促進事業

自己実現や社会参加を目指しているが具体的なアプローチが分からない若者を対象に、企業とのマッチングの機会の周知を行っている。

## オ 取組を行う上での課題とその対応策

### (ア)子供・若者支援全般の課題

ひきこもり及びニートの実態把握が課題となっている。

### (イ)連絡協議会の課題

市町村への協議会設置促進が課題と考えられる。平成28年度から、宮城県から市町村に対して子供・若者に関する取組状況の現状調査を開始した。その結果、市町村で協議会を設置しない（できない）理由として、人的リソース不足、協議会担当部署を決定できない、予算がない等が挙げられた。県としても、この結果を踏まえ市町村への協議会設置を支援していければと考えている。

## カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

各民間団体がそれぞれ取組を進めている。例えば、連絡協議会の構成員でもある特定非営利活動法人わたげの会では、ひきこもり支援や居場所づくり、学習支援、等の様々な取組を行っている。厚生労働省からの委託事業としてせんだい若者サポートステーションの運営も行っている。

仙台市周辺や東日本大震災の影響を受けた沿岸部の支援機関や民間団体の活動状況は把握している。一方で、内陸部の支援機関や民間団体の活動状況の把握は今後の課題である。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

連絡協議会で他の支援機関・民間団体等と意見交換や情報交換を実施している。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

ア 協議会に対して期待していること

子供・若者が抱える問題について、様々な分野で取り込まれる相談援助活動が一体的に行われるよう、関係機関及び関係団体の共通認識や相互理解の形成を図ること、また、相談援助活動の連携体制の整備に寄与すること。

イ 取組状況

(ア) 協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

連絡協議会の構成員に加えて、雇用分野としてハローワークやサポートステーション、宮城県労働局を招聘する。

(イ) 県と市町村の関係性・役割の整理

地域協議会設置を検討している市町村に対してヒアリングを実施し、検討状況を把握した上で、宮城県としての具体的な支援策を検討できればと考えている。

(ウ) 協議会設置に向けた取組を取りまとめる主導者の確保

前述の連絡協議会に同じ。連絡協議会は、宮城県環境生活部が司会を務め、主導的に取組を進めている。

(エ) 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

支援に資する社会資源とその偏在状況については、今後調査を行っていく予定である。その結果を踏まえ、既存の支援ネットワークとの関係性を考慮した市町村における地域協議会設置を支援できればと考えている。

(オ) 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

(エ)と同様、支援に資する社会資源とその偏在状況については、今後調査を行っていく予定である。その結果を踏まえ、既存の支援ネットワークとの関係性を考慮した市町村における地域協議会設置を支援できればと考えている。

(カ) 予算

連絡協議会において、講師の謝金・交通費程度は確保している。一方で、構成員の交通費は確保していないため、構成員の自己負担となっている。

(4) 今年度掲げた目標

ア 都道府県協議会の設置

法定の地域協議会を設置し、より実効性のある協議体として各関係機関等との情報共有や相互理解に努める。

イ 市町村青少年行政主管課の支援体制構築への理解促進及び連携強化

市町村担当部局に対し、子ども・若者支援ネットワーク構築の必要性について理解を図るとともに、連携を深める。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	8月2日	子ども・若者育成支援推進法の概要説明 市町村における支援状況の実態と課題について	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考
2	1月26日	子ども・若者育成支援施策について 宮城県子ども・若者支援地域協議会の設置について	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年支援担当 主査 佐保 友里奈

イ スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	8月2日	青少年問題の現状と課題解決へのアプローチ例について	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考
2	10月20日	都道府県協議会の実効的な推進体制について	認定特定非営利活動法人 育て上げネット 若者支援事業部 担当部長 井村 良英
3	1月26日	子ども・若者育成支援施策について 宮城県子ども・若者支援地域協議会の設置について	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年支援担当 主査 佐保 友里奈

## (ア) 第1回

### ➤ スーパーバイズの狙い

平成28年度、本県で初めて実施した、「市町村子ども・若者支援に関する調査」の概要及び結果について市町村ならびに県関係各課及び外部関係機関に説明することで、県内における子ども・若者支援の実態についての理解を図ること。

また、本県では、「子ども・若者支援地域協議会」の平成28年度中の設置に向け取組を行っていることから、県及び市において協議会を設置済みであり、連携体制を構築している札幌市における事例をもとに、協議会と市町村、あるいは協議会と県各課との連携体制の在り方について講演をいただくことで、今後、県協議会設置の後に市町村等の支援ネットワークの構築や拡充を図っていく上での一助とすること。

### ➤ 担当者所見

参加者アンケートを実施した結果、総合満足度（内容の専門性、わかりやすさ、新しさ、期待した内容であるか、時間の適当さ、の5項目について、「大変高い」、「高い」、「どちらとも言えない」、「低い」、「非常に低い」の5段階評価による）において、「高い」が最も多く42%、次いで「大変高い」が30%、以下「どちらとも言えない」24%、「低い」4%（「非常に低い」はゼロ）との回答が得られた。

また、参加者から、「相談が寄せられていないこと＝ニーズがない、ということではないということが分かった」や、「関係機関の連携の重要性を認識できた」との前向きな意見が寄せられた。

以上のことから、本講演により関係機関同士の連携の重要性やネットワーク構築の意義について一定程度の理解が得られたものと思料する。

一方で、「何のために協議会を設置するのかという認識が市町村毎にギャップがありすぎる」や、「(困難を抱える子供・若者の支援に対する)専門知識が豊富でないと取り組むことが難しい」といった意見、また、「県としての実態把握や長期的なビジョンが示されていないため、市町村に何をして欲しいのか分からない」といった意見もあり、県として市町村協議会の設置あるいは地域ネットワークの構築をサポートしていく上での課題を確認する機会となった。

## (イ) 第2回

### ➤ スーパーバイズの狙い

連絡協議会をもとに、「子ども・若者支援地域協議会」の平成28年度中の設置に向け取組を行っていることについて過年度から説明してきたところ



だが、改めて理解促進を図るとともに、各自治体の協議会における効果的な取組等の先進事例を交え講演してもらうことで、法定協議会の方向性について各構成機関に主体的に考えてもらう契機とすること。

また、平成 28 年度、本県で初めて実施した、「市町村子ども・若者支援に関する調査」の概要及び結果について説明することで、県内における子供・若者支援の実態についての理解を図ること。

➤ 担当者所見

法定協議会を設置することについては概ね合意が得られたが、就労支援あるいは不登校支援といった分野において、本協議会と同様の構成機関から成る類似の協議体が数多くあること、これらの組織と協議会との機能の棲み分けや今後の連携の仕方等について最も多く意見が寄せられた。

雇用・教育・福祉等の各分野におけるネットワークが多く存在する中で、本協議会が概ねすべての機能を包含する協議体であることについては、各構成機関も理解しているところと思われるが、機能面での棲み分けや効果的な運営方法、また部局横断的な体制の整備等については、今後協議会を設置した上での課題として議論が必要なものと思料する。

(ウ) 第 3 回

➤ スーパーバイズの狙い

これまで任意協議会（子ども・若者支援相談機関連絡協議会）として運営してきた組織を母体とし、法定の「都道府県子ども・若者支援地域協議会」を平成 29 年 1 月 26 日付けで設置したことに伴い、改めて法定協議会の意義等をはじめ、これまでの経緯及び設置に係る取組、また今後の協議会の運営方針等について、構成各機関に理解を深めてもらうこと。

➤ 担当者所見

法定協議会の設置に当たり、既存の任意協議会構成機関に新たな機関を加え、全 51 の機関等から合意を経て協議会の設置に至った。

法定協議会設置の意義や必要性等について、法制度やこれまでの県における取組の経緯等の説明により、十分な理解が得られたものと思料する。また、平成 28 年度以降の県協議会の運営の仕方として、県内を複数圏域に分けて実務担当者部会を設けていくことについても、各構成機関から理解が示されたものとする。

一方で、福祉、教育、就労支援等の各分野における、構成機関の一部重複するような組織・協議体との機能の棲み分けや今後の連携の仕方については、検討の余地があるものとする。

## ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	8月19日	島根県及び兵庫県における子供・若者支援の取組について	島根県 健康福祉部青少年家庭課  松江市青少年支援センター  出雲市 市民文化部市民活動支援課 及び 出雲市子ども・若者支援センター  公益財団法人兵庫県青少年本部  認定特定非営利活動法人法人コム サロン21

### (ア) 第1回

#### ➤ 視察の狙い

本県では、「子ども・若者支援地域協議会」の平成28年度中の設置に向け取組を行っていることから、都道府県協議会を設置済みである先進地における、協議会の設置にかかる経緯や運営体制をはじめ、設置後の課題についてヒアリングを行うとともに、協議会設置済み県管下の市町村における子ども・若者支援施策や体制についての視察を通し、効果的な協議会の運営方法ならびに市町村に対して働きかけていく上での事例を学ぶ。

今後、県協議会設置の後に市町村の支援ネットワークの構築や拡充を図っていく上での一助とすること。

#### ➤ 視察内容

##### 【島根県健康福祉部青少年家庭課】

島根県庁において、島根県の協議会設置にかかる経緯をはじめ、県協議会の運営体制や課題、また市町村に向けた財政支援施策、市町村における子ども・若者支援体制強化にかかる働きかけについてヒアリングを行った。

##### 【松江市青少年支援センター】

松江市青少年支援センターにおいて、当該センターの運営体制のほか、市の任意協議会における子供・若者支援体制やその機能、個別のケース会議等の実施状況等についてヒアリングを行うとともに、センターのハード面につ

いての見学を行った。

**【出雲市市民文化部市民活動支援課及び子ども・若者支援センター】**

出雲市役所において、子ども・若者支援センターの支援員の確保手段をはじめ、支援現場の実情、また市協議会の運営体制や現在・今後の課題についてヒアリングを行い、その後、秋田県（同行）及び出雲市との意見交換を行った。

**【公益財団法人兵庫県青少年本部】**

兵庫県における子ども・若者支援地域協議会の指定支援機関としての位置づけや役割、また総合相談窓口の運営状況、今後の課題等についてヒアリングを行った。

**【認定特定非営利活動法人コムサロン21（ひめじ若者サポートステーション）】**

県のひきこもり相談窓口における地域ランチを担う特定非営利活動法人コムサロン21における、県・市町村及び総合相談センターとの連携体制の在り方や運営に当たっての課題についてヒアリングを行い、サポートステーションとしての事業の一部及び施設の見学を行った。

➤ **担当者所見**

各地域で様々な背景がある中で、その時々における子供・若者の支援に必要な、その地域に合った支援体制、ネットワークが構築されてきており、それぞれカラーが分かれていてよいのだということを改めて感じた。

県の協議会については、実務者会議等のより担当レベルの実務的な会議体であるほど、その効果的な運営に難しさもあり、構成メンバーにとって有益なものとなるような運営が課題となってくるであろうと感じた一方、そもそも何のために協議会を設置し、代表者会議を含めて協議の場を設けていくべきなのかという点が明確になった。

県協議会として、市町村や関係機関が実際に取り組んでいる子供・若者支援の体制について、どのようにバックアップしていきべきかの認識の共有、また、関係機関が相互に連携しネットワークを構築することの意義や必要性について、十分な理解が得られるような取組・働きかけを行う仕組みとして、十分に機能を果たす協議会にしていきたい。

(6) 今年度の取組の成果

ア 地域協議会の設置

任意協議会構成機関への説明、合意を経て、平成 29 年 1 月に法定の地域協議会を設置した。当該協議会の設置により、各関係機関相互の支援内容の理解を深めるとともに、ネットワーク構築を進めることができたものとする。

イ 市町村等における実態把握と相互理解

市町村が抱える課題や支援体制の現状等について、実態調査により明らかになったことから、今後市町村に対し支援すべき点や方向性が明確化した。また、県の施策や今後の方針等を研修会等の機会に説明するとともに、支援ネットワーク構築の必要性等について訴え、市町村や関係機関の理解を深めることができたものとする。

(7) 今後の課題・取組の方向性

ア 地域協議会の地域展開

これまで、任意協議会では、代表者会議及び実務担当者部会とともに、県全域を対象として運営してきたが、平成 29 年度以降、法定協議会では、県内の複数の圏域に分けて実務担当者部会を開催する等、複数市町村から成る圏域単位での支援体制の構築を推進することとしている。また、各分野における既存の協議体との棲み分けや連携の在り方について検討していく。

イ 市町村へのバックアップ

県協議会として、各市町村における支援体制にかかる実態把握を継続するため、協議会設置を検討している市町村等に対し個別にヒアリングを行う等の直接的な働きかけを行うこととしている。市町村単位あるいは圏域としてのネットワーク構築に必要なバックアップ体制について協議会において検討していく。

---

## 4 秋田県

---

### (1) 地域における子供・若者の状況

平成 27 年 10 月 1 日現在の秋田県の総人口は約 102 万人となっており、そのうち子供・若者人口（0 歳～39 歳）は、約 33 万人となっている。

本県において、非行少年数は減少傾向にあるが、人口千人当たりのいじめ認知件数は増加傾向を示している。また、ニート、ひきこもり等の若者についても、引き続き関係機関が連携を図りながら、支援を行っていく必要がある。

### (2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

#### ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

##### (ア) 秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議（実施主体：秋田県）

困難を有する子供・若者支援に係る意見交換を行う場として年 2 回「秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議」（以下、「ネットワーク会議」という。）を開催している。

ネットワーク会議は、学識経験者、特定非営利活動法人、教育、福祉・保健・医療、矯正・更正保護、雇用、市町村等の計 21 の機関で構成されている。

会議では、座長（＝学識経験者）のファシリテートのもと、新たな取組等の情報共有を図るほか、各構成機関の抱える課題の解決に向けた協議等を行うこととしている。

##### (イ) 子ども・若者総合相談センター（実施主体：大仙市、三種町）

大仙市、三種町において、子ども・若者総合相談センターを設置し、子供や若者、その家族が抱える様々な悩みについて相談に応じている。子供・若者の実態に即して関係機関と連携を図りながら支援を行っている。

##### (ウ) 地域若者サポートステーション

サポートステーションは、秋田市と横手市にあり、その 2 つのサポートステーションで秋田県全域を支援している。一方で、本県は県土が広いとため、身近な各地域での若者の居場所づくりの取組を進めているところである。

##### (エ) 若者の居場所づくり

社会的自立に困難を抱える若者とその家族が集まれる「居場所」の設置と運営を支援している。秋田市に設置されているサポートステーションの運営を受託している特定非営利活動法人 KOU に委託し、新たな居場所の開拓を行うとともに、居場所運営団体相互の情報交換会や運営団体のスキルアップセミナー等を実施している。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

各担当部署が担当領域ごとに、必要に応じ連携を図りながら支援を行っている。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

各担当部署が担当領域ごとに、適切なアプローチ方法を選定している。

エ 先進的な取組

法律上の地域協議会については、設置後間もないこともあり、他県の取組なども参考にしながら取組を進めていく。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

県・市町村とも子供・若者支援の更なる質の向上については、限られた人員や予算の中で、効果的に施策を推進する必要がある。このため、既存の支援機関等と連携を図りながら支援を行うことで支援の質の向上を図っていく。なお、総合相談センターの設置については、人員や運営費用などのほか、運営方法などの課題があり、当面は関係機関の連携を図りながら取り組んでいく。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

地域の支援機関や民間団体等の活動としては、「ネットワーク会議（構成機関として参加）」、「子ども・若者総合相談センター」、「地域若者サポートステーション」、「若者の居場所」等におけるものがあり、このほか地域に根差した支援活動等が行われている。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

ネットワーク会議にて、構成機関（行政、学識経験者、支援機関等）相互の連携を図っている。その他、サポートステーション事業や居場所づくり事業でも、県と国、市町村、支援機関等が連携を図りながら取り組んでいる。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

本県では、子ども・若者育成支援推進法(以下、「法」という。)に基づく子ども・若者支援地域協議会として、ネットワーク会議を平成28年7月21日に設置した。

平成19年度に任意の協議会として設置された「若者の自立支援ネットワーク会議」を母体としながら、構成機関を追加した上で改組し設置した。従来のネットワーク会議では、構成機関間の情報共有が中心であったが、新組織では情報共有のみならず、相互連携の強化を図っていくこととしている。

## イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

### (ア) 協議会の構成機関

- 国及び地方公共団体の機関
  - ・ 秋田少年鑑別所
  - ・ 秋田労働局職業安定部職業安定課
  - ・ 秋田県健康福祉部福祉政策課
  - ・ 秋田県健康福祉部障害福祉課
  - ・ 秋田県精神保健福祉センター
  - ・ 秋田県中央児童相談所
  - ・ 秋田県産業労働部雇用労働政策課
  - ・ 秋田県教育庁義務教育課
  - ・ 秋田県教育庁高等教育課
  - ・ 秋田県教育庁特別支援教育課
  - ・ 秋田県教育庁生涯学習課
  - ・ 秋田県立秋田明德館高等学校
  - ・ 秋田県警察本部少年女性安全課
  - ・ 秋田市子ども未来部子ども総務課
- 特定非営利活動法人その他の団体
  - ・ 特定非営利活動法人 KOU（あきた若者サポートステーション）
  - ・ 特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター（秋田県南若者サポートステーションよこて）
  - ・ 医療法人こだま会長信田の森診療クリニック
  - ・ 地方独立行政法人秋田県立病院機構（秋田県立医療療育センター）
  - ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部（秋田障害者職業センター）
  - ・ 公益財団法人秋田県ふるさと定住機構（フレッシュワーク AKITA）
- 学識経験者
  - ・ 秋田県が委嘱する学識経験者

### (イ) 運営の方法

運営の具体的な方法については、前述の「ネットワーク会議」参照とする。

## ウ 県と市町村の関係性・役割

県では、国の事業等を活用しながら市町村に対して協議会の設置意義等について情報提供を行ってきた。しかしながら、平成 27 年度に市町村に対して行った協議会設置意向調査では、協議会設置を検討している市町村は多くないことが明らかとなっており、その理由としては、既存の支援機関にてある程度対応できていることなど

が挙げられた。

県から市町村に対して、協議会設置に向け、その意義や設置済み自治体の情報等については、必要に応じ情報提供を行っていく。また、設置を検討する市町村からの相談があれば積極的に対応していく。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

座長のファシリテートのもと、協議を進めている。

オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

支援に資する社会資源を記載したの「子ども・若者支援機関マップ」を平成27年度に作成し把握している（当該支援機関マップは、主に行政機関が関与している支援機関を記載しているため、地域で活動する任意の支援団体等については掲載していない。）。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

本協議会の構成機関が他のネットワークにおいても構成機関となっているケースがあるものの、本協議会の母体となった「若者の自立支援ネットワーク会議」が、前述のとおり法が施行される以前より活動していた経緯もあり、本協議会設置にあたり、既存のネットワークとの関係性・役割について問題提起はされていない。

キ 予算

県の協議会の予算は県費にて負担している。具体的な予算の内容は、委員への旅費等である。

ク 協議会により得られた効果

協議会では、座長のファシリテートのもと、構成機関から挙げられた課題の解決策などについて意見交換を行うことになる。構成機関が抱える課題を解決することにより、被支援者や支援者への支援につなげていく。

また、構成機関同士が顔の見える関係を築くことで、通常業務の中で発生した課題についても解決に向けた連携が期待できる。

(4) 今年度掲げた目標

法の施行から6年を経過しているが、市町村における地域協議会設置はなかなか進まない状況にある。このため、子ども・若者支援地域協議会の制度概要、全国の先進的な取組や他のネットワークを活用した設置など、協議会設置・運営について理解を深めた上で、それぞれの自治体の実情に応じた支援体制を構築する必要がある。

そこで本事業では、市町村における地域協議会設置促進に向け、県内全ての市町村を対



象とした研修会を開催し、地域協議会の制度概要や設置による効果、他市町村における取組事例などを学ぶとともに、県内には設置済みの市町村も2市町あるため、身近な地域での取組事例を紹介することで他市町村の設置に向けた気運を醸成する。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	10月6日	「子ども・若者支援地域協議会」の全国の実況  「子ども・若者支援地域協議会」設置市町村による事例紹介	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年支援担当 主査 佐保 友里奈  大仙市健康福祉部社会福祉課 主任 今田 智彦  三種町福祉課福祉係 主任 児玉 健宏

イ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	8月17日 ～8月19日	島根県及び兵庫県における子供・若者支援の取組について	島根県 健康福祉部青少年家庭課  松江市青少年支援センター  出雲市 市民文化部市民活動支援課 及び 出雲市子ども・若者支援センター  公益財団法人兵庫県青少年本部  認定特定非営利活動法人法人コム サロン21

(ア) 第1回

➤ 視察の狙い

本県では、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子供・若者への対応が課題となっていることから、島根県及び兵庫県におけるこうした子供・若者の支援の状況を学び、本県の実情に応じた支援体制の構築に向け参考とする。

➤ 視察内容

**【島根県】**

島根県健康福祉部青少年家庭課、松江市青少年支援センター、出雲市市民文化部市民活動支援課及び出雲市子ども・若者支援センターを訪問し、協議会及び総合相談センターの運営方法や県・市の子供・若者支援に向けた取組状況等について調査した。

島根県では、平成16年度に警察本部・健康福祉部・教育委員会が連携し、4市（松江市・出雲市・浜田市・益田市）に設立された「子ども支援センター」を、子ども・若者育成支援推進法に規定される総合相談センターとして機能を充実・強化し、この4市のセンターを核とした支援体制を構築している。

また、県の協議会には4市の総合相談センターも構成機関となり連携を図っているほか、市町の総合相談センターを対象とした事業を実施するなど、県と市町が連携した取組が行われている。

**【兵庫県】**

「ひょうごユースケアネット推進会議」の指定支援機関である公益財団法人兵庫県青少年本部及びひきこもり相談支援センターの播磨ブランチでの事業を受託する認定特定非営利活動法人コムサロン21を訪問し、協議会及び総合相談センターの運営方法や県・市の子供・若者支援に向けた取組状況等について調査した。

兵庫県では、「ひょうごユースケアネット推進会議」を「ひきこもり相談支援センター連絡協議会」と併設し、公益財団法人兵庫県青少年本部が指定支援機関として中核的な役割を担い会議を運営している。

また、ひきこもり相談支援センターでは、全国に先駆けて地域ブランチを設置し、圏域単位でひきこもり支援を行う体制を構築し、地域における相談体制を強化している。

なお、認定特定非営利活動法人コムサロン21では、ひきこもり相談支援センターの播磨ブランチと併せ、ひめじサポートステーションを受託しており、ひきこもり段階から就労まで切れ目のない支援に取り組んでいる。

➤ 担当者所見

### 【島根県】

全県を4つの圏域に分け、それぞれの圏域で中核的な役割を担っている4市に総合相談機能を設け、全県の子供・若者の支援を行う体制は、東西に細長く県庁所在地のある松江市が東端に位置している地理的状况の中、大変有効な手法と感じた。

中核となる4市の総合相談センターは、県の地域協議会の構成機関となっていることから、県・市それぞれ連携を図る体制が構築されており、県と市で顔の見える関係が築かれていると感じた。

また、県事業として、圏域毎に人材育成のための研修会等を開催するとともに、総合相談センターを設置する市町が行う居場所事業及び就労体験事業並びに農業等との連携による自立支援に向けた取組に対し支援を行うなど、県と総合相談センター設置市町が協力した取組を行っていることについて大変参考となった。

### 【兵庫県】

「ひょうごユースケアネット推進会議」は、「ひきこもり相談支援センター連絡協議会」と一体で運営されているが、公益財団法人兵庫県青少年本部が指定支援機関として、会議において中核的な役割を担い、調整機関と協力しながら会議が進められる体制は理想的だと感じた。

総合相談窓口「ほっとらいん相談」についても、ひきこもり相談と一体で運営されており、必要に応じて県内5か所に設置されている地域ランチとも連携を図りながら相談業務や訪問支援を実施している。総合相談として単独で窓口を設置するのではなく、ひきこもり対策推進事業一体で運営する取組について参考となった。

地域ランチは、民間支援団体それぞれの特徴を活かして運営されているが、今回視察した播磨ランチを運営する認定非営利活動法人法人コムサロン21では、地域若者サポートステーションを兼ねて運営しており、ひきこもり状態にある子供・若者から、就労を目指す若者まで切れ目なく支援する体制は、大変充実していると感じた。

## (6) 今年度の取組の成果

平成28年度は、①市町村担当者向け研修会及び②先進地域の視察を内閣府事業にて実施した。①では、行政説明により制度理解が進んだという声や、ワークショップを通じて他市町村の状況が分かり参考となった、といった声が聞かれ、事業実施の成果が見られた。

一方、具体的に設置に向け検討を進めるとする自治体はなく、人的・量的資源不足や既存の協議会が機能しているといった理由から設置に消極的といった課題も改めて明らかになった。②について、島根県及び兵庫県の県庁、市役所及び支援機関を視察したが、特に

総合相談センターがうまく機能している自治体は、既存の組織を活用し新たな役割を付加するなど運営されている点について参考となった。

(7) 今後の課題・取組の方向性

平成 29 年度は、内閣府事業の市町村への周知や、合同研修会への参加を呼びかけるとともに、協議会設置を検討したいとする市町村に対し、直接出向き個別に働きかけを行っていきたい。

(1) 地域における子供・若者の状況

1970年以降、子ども・若者人口は約60万人から30万人へ半減しており、若者県外流出が著しい状況である。平成25年に実施した「困難を有する若者に関するアンケート調査」の結果、困難を有する人の総数は1,607名、そのうち15～39歳までの若者は855名であった。約半数が5年以上困難を有している状態であり、長期化の傾向が見受けられる。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

子供・若者支援の相談窓口をNPO法人等へ委託して県内4地域において計6ヶ所に設置している他、拠点設置市以外の市町村へ月2回程度の出張相談を実施している。また、平成27年度～平成31年度の5年間の計画である「山形県子ども・若者ビジョン」を策定し、以下3点の基本方針を基に施策を実施している。

(ア) 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切にし、他者と関わりを持ちながら、よりよい社会を共に創りあげていく力を身につけることができるよう、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援する。

(イ) 若者が活躍できる環境づくりの推進

若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、持てる力を十分に発揮し、地域、職場、家庭において役割と責任が果たせるよう、若者が県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進する。

(ウ) 困難を有する子ども・若者や家族への支援

困難を有する子ども・若者とその家族が地域に包摂され、困難な状況にあっても希望を持って生活できるよう、分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力し、継続的な支援を実施する。

イ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

市報や広報紙での周知やリーフレットの配布、コンビニエンスストアや地元スーパー等におけるチラシの設置など。

ウ 取組を行う上での課題とその対応策

(ア) 現在設置している6か所の相談窓口で県内における主要都市部は概ねカバーしているものの、その他地域における相談者にとってのアクセスの負担が大きい。出張相談などを行っているが、当事者やその家族への周知が十分とは言えない状況

である。

(イ)相談窓口の運営予算もそれぞれ単年度予算で確保しており、また確保している予算額も微小なことから相談員の雇用が非常に不安定である。相談業務に十分対応できる人材確保の観点や、支援の持続性を担保するためにも、継続的な予算編成や補助などの措置が必要である。

#### エ 地域の支援機関・民間団体等の活動

県内主要都市部を中心に各 NPO 法人等が活動を行っているが、支援機関が十分であるとは言い難い。

#### オ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

山形県子ども若者支援地域協議会を構成する 22 機関の内、7 機関が民間団体である。また、山形県から相談窓口の運営を民間団体に委託している。

### (3) 地域協議会運営状況・効果・課題

#### ア 協議会の役割

県下における各支援機関における交流を促進させ、連携体制構築のためのきっかけを創出する。

#### イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

年に 1 回、ないしは 2 回、各分野の機関を一堂に会し、情報交換・交流できる場として全体会議を実施する。全体会議の内容としては講演、支援機関の活動紹介などを行う。

#### ウ 県と市町村の関係性・役割

現状としては山形県子ども若者支援地域協議会と管下市町村と直接の関わりはないものの、山形県としては管下市町村に対して子供・若者支援の重要性について、ヒアリングや情報共有を実施している。

#### エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

山形県子育て推進部若者支援・男女共同参画課

#### オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

県内主要都市部においては比較的 NPO 法人に富んでいるものの、十分とは言えない状況である。また、主要都市以外の地域においては活動している民間支援団体等が限られている状況である。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

就労支援関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援ネットワークの構築を図るために、若者サポートステーションを中心としたネットワーク会議と、協議会を中心としたネットワーク会議を併催することとした。

キ 予算

協議会の運営自体は全体会議の開催のみなので、予算も限られている。

ク 協議会により得られた効果

各機関で専門分野ではない機関について知る機会が得られたことにより、連携が容易となった。

ケ 運用上の課題

協議会構成機関の「顔の見える関係」構築による連携強化を目的としているため、特定の分野だけの話題とならないようにしているが、協議の内容も広く浅いものとなっている。

(4) 今年度掲げた目標

ア 年度当初に市町村子ども・若者支援担当者会議を県内4地域で開催し、子供・若者育成支援に関連する取組や今後の方向性について情報の共有を図り、地域での支援の必要性について周知する。

イ 若者相談支援拠点による出張相談会を市町村と連携して開催することを通して、支援対象者を可視化し、地域での支援の必要性について理解を促しながら、市町村独自の取組へとつながるよう支援する。

(5) 今年度実施内容

ア スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	7月27日	地域の実情に応じた関係機関の連携を強化するために（地区①）	NPO法人ピアサポートネットしづや 理事長 相川 良子
2	9月7日	地域の実情に応じた関係機関の連携を強化するために（地区②）	NPO法人ピアサポートネットしづや 理事長 相川 良子

3	11月16日	地域ぐるみの若者支援のネットワークづくりを行うための講演会	NPO 法人育て上げネット 若者支援事業部担当部長 井村 良英
4	11月22日	地域の実情に応じた関係機関の連携を強化するために（地区③）	NPO 法人アスイク 理事 鈴木 綾
5	1月25日	地域の実情に応じた関係機関の連携を強化するために（地区④）	NPO 法人ピアサポートネットしづや 理事長 相川 良子

(ア)テーマ：地域の実情に応じた関係機関の連携を強化するために（4回）

➤ スーパーバイズの狙い

- ・ 市町村の子供・若者支援関係各課と、関係機関、若者相談支援拠点等の交流を図り、顔の見える関係づくりを行い、それぞれの取組について相互理解することにより、相互連携・協力体制の構築を目指す。
- ・ スーパーバイザーから先進地の事例を紹介していただくことを通じて、子供・若者支援の必要性を共有することで、市町村における関心を高めるとともに、地域的な課題として捉える契機とする。

➤ 担当者所見

県内4地域での開催となったが、市町村からの参加者は各回ともに、関係課が複数で参加している例が多く、各分野が連携する必要性については、浸透してきていると感じている。また、地域には民間団体等が限られているが、若者支援の充実のためには行政機関内だけではなく、行政と民間の連携体制を強化し、切れ目のない支援を行っていく重要性が共有できた。

(イ)テーマ：地域ぐるみの若者支援のネットワークづくりを行うための講演会

➤ スーパーバイズの狙い

行政・民間・一般県民の方が若者支援への理解を深め、地域ぐるみで若者支援の体制を構築していくことについてそれぞれの立場から考える契機とする。

➤ 担当者所見

スーパーバイザーからの講演により、行政・民間・一般の方それぞれが、それぞれの立場でできることについて大きなヒントをもらうことができた。

とりわけ、支援の現場に携わる参加者からは、それぞれの取組やその目指す方向性が間違っていないという自信を持たせてもらえたという声や、支援



を充実させて行くためのヒントを得ることができたという声が聞かれ、それぞれの地域において若者支援を充実させていくという共通認識を持つことができた。

## イ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	9月27日 ～9月28日	下記のとおり	松江市青少年支援センター 島根県健康福祉部青少年家庭課

### (ア) 第1回

#### ➤ 視察の狙い

県及び市の両方に子ども・若者支援地域協議会を設置している島根県及び松江市を視察し、子供・若者支援の現状や課題をヒアリングすることにより、先進的な知見を得、本県における子ども・若者支援の体制強化に活かす。

#### ➤ 視察内容

##### 【松江市青少年支援センター】

##### ・ 松江市青少年支援センターの特徴

人員体制は6名。警察 0B、教員 0B が複数配置されているほか、センターは教育委員会の所管であることに加え、センター内には県警の分室があり、警察及び教育委員会との情報交換は随時行われている。

##### ・ 支援内容

就労支援、学習支援、体験・交流活動による自立支援等を行っている。学習支援については、センター職員のほか、元教員や大学院生等がボランティアスタッフとなっており、学習支援に参加した生徒については、市内小中学校からの申請により登校した扱いになる。

##### ・ 子ども・若者支援地域協議会の設置状況について

松江市では、法に定める「子ども・若者支援地域協議会」は設置していないが、「松江市青少年支援連絡会」を設置しており、年1回の総会、年4回の研修会を開催するほか、随時必要な機関が集まった会議等を行っており、実効的なネットワークができているため、現時点では協議会設置をする予定はない。

##### ・ 平成28年度事業の内容について

上記のほか、島根県からのモデル事業として委託された「農業等連携事業」を実施している。この事業は、コミュニケーションを取ることが苦手な若者が、農業体験を通して自信や喜びを体感し、就労意欲を高めることを目的に、個人経営の農家等に個別に若者支援の理念に基づいて協力農家

となってもらい、農業体験に1名受け入れる毎にセンターから協力農家へ1日3,000円の協力金を支払い、そこから一部を農業体験に参加した若者へ手当として支給してもらうもの。

#### 【島根県健康福祉部青少年家庭課】

- ・ 島根県の特徴

島根県の青少年家庭課の大きな特徴として、課の中に県警、教育委員会との人事交流があり、福祉部局、県警、教育委員会が連携して子供・若者支援に当たるということが明確にされている。

- ・ 市町村の子ども・若者支援の充実について

島根県では、平成24～26年度に、「子ども・若者総合相談センター」を開設する場合、補助金をつけるような事業を行ったことで、県内8市町にセンターが設置されている。センターが整備されたことにより、支援の入口としての相談を受ける機能が強化され、現在は出口支援への繋ぎ先としての「居場所」、「就労体験」の2つの機能の強化を図っている。

- ・ 子ども・若者支援地域協議会について

子ども・若者支援地域協議会については、平成27年度からひきこもり支援連絡協議会と同時開催となっている。法に定める各分野のほか、大学教授、弁護士会等に構成機関に入ってもらっている。県レベルでの協議会には課題もあるが、持続的なネットワークとするためには、全体会議の場も必要であると認識している。

- ・ 平成28年度事業の内容について

1つ目は、県内全域に子ども・若者支援のネットワークを構築することを目的とした「圏域ネットワーク整備事業」。センター設置市町を中心として県内を5つの圏域に分け、圏域毎に情報共有・連携のための会議や人材育成のための研修会等について補助率1/2で補助金を交付している。

2つ目は、現在の課題である出口支援を強化することを目的とした「子ども・若者広域支援事業」。センター設置市に対して、居場所事業及び就労体験事業について補助率1/2で補助金を交付している。

3つ目は、「農業等との連携による自立支援事業」というもので、モデル事業として県内2市と委託契約し、センターに専門職員を配置、農林水産事業者等の協力を得て、若者に就労体験等を行わせるもの。

➤ 担当者所見

県、市ともに、法施行以前からの長年の取組により子ども・若者支援の必要性が共通認識とされており、若者支援のネットワークを充実させるための取組を継続させていくことの重要性を再認識できた。

また、山形県ではNPO等との業務委託により相談窓口を開設しているが、市町村への補助事業という方式も、市町村と民間団体との連携の強化に当たっては有効であると感じた。

(6) 今年度の取組の成果

ア スーパーバイズ

県全域のほかに、地域の実情に応じた支援体制の充実を図るために「子ども・若者支援地域協議会地域会議」としてスーパーバイズを県内4地域で開催し、スーパーバイザーから先進地の取組等の情報提供や地域の課題整理、助言等をしていただき、地域での課題の共有等ができた。また、この会議には、市町村の子供・若者支援担当課だけではなく、就労支援担当課からも数多く出席があり、相談から就労継続までの切れ目の無い支援の重要性について、広く共有することができた。

イ 先進地域視察

島根県庁及び島根県松江市の視察を行った。島根県では、法が施行される前から青少年への支援を重点プロジェクトと位置づけ、継続して取り組んできたこと、市町村も含め青少年への支援の必要性についての共通認識が定着していたこと、さらにこのような背景のもと、法の施行に併せて若者まで対象を拡大し、スムーズな子供・若者支援の定着につながったことなど、実情を視察することができた。本県においては、子ども・若者支援の必要性について共通認識となるまで、市町村へ向けた働きかけを継続していくことが重要であることが再認識できた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

県内市町村においては、協議会を設置している自治体はない。県からの働きかけにより、子供・若者支援を担当する課は定まったが、法に基づく多分野に渡る支援機関を調整できるまでには至っていない。

子供・若者支援に関しては、まだどこかの相談機関にもつながっていない潜在的なニーズが高いと思われる。そのため、地域に根ざした支援活動を行っている民生・児童委員等への情報提供を積極的に行い、一人でも多くの当事者が相談機関につながるような仕組みづくりを行うとともに、市町村が行う民生・児童委員への研修会等へ参加し、市町村との連携体制を強化していく。更に、一般公開の講演会を開催し、子供・若者支援について、支援機関や行政関係者だけではなく、広く一般の方に普及啓発を行う予定である。

(1) 地域における子供・若者の状況

本県では、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成と若者の活動の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画「いばらき青少年・若者プラン（第2次）」（計画期間：平成28年度から32年度）を策定し、茨城を担う青少年・若者が自立した個人として健やかに発達・成長できるよう家庭、地域、学校、各種団体等が行う青少年の健全育成や若者の活動支援のための取組を支援するとともに、各種施策に取り組んでいる。

また、平成27年12月28日に茨城県子ども・若者支援地域協議会を設置し、これまで各分野毎に取り組んできた支援の連携等を進めていくこととしている。

【本県の状況】

- ・ 子供・若者の人口（平成28年7月1日現在）1,108,189人（0～39歳）  
（参考）県総人口：2,908,191人
- ・ 児童虐待の状況 虐待相談対応件数：1,260件（平成27年度）
- ・ いじめ認知件数（平成27年度：国公立）小学校：4,853件、中学校：2,064件
- ・ ひきこもりの相談件数 1,171件（平成27年度）

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

子ども・若者支援地域協議会とは別途、子ども・若者が抱える困難に対して種別ごとに協議会や支援ネットワークを構築し対応を進めているほか、茨城県教育庁、茨城県警察、茨城県の3者で、定期的（年3回）に子供・若者の状況について情報交換を行う会議も開催している。

また、各分野の専門相談窓口の情報を、知事公室女性青少年課が取りまとめ、ホームページに公開している。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

各担当課にて各分野の取組を積極的に進めている状況である。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

各担当課にて各分野の支援対象者に独自にアプローチしている。

エ 取組を行う上での課題とその対応策

総合相談センターの設置が課題である。今後、本県の実情に応じたセンターの在り方などを協議会で検討していく予定である。

オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

地域の民間団体としては、青少年の健全育成に取り組む公益社団法人茨城県青少年育成協会と、思春期の子供やその家族への支援に取り組む公益社団法人いはらき思春期保健協会が挙げられ、協議会の構成機関として連携を図っているところである。

カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

平成 27 年 12 月に茨城県として協議会を設置したことで、茨城県としての考え等が整理された。平成 28 年度以降、茨城県から積極的に支援機関・民間団体、各市町村との連携を図っていければと考えている。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

協議会の所掌事務は子ども・若者支援協議会設置要綱に規定しており、以下のとおり。

- ① 社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援に係る必要な情報の交換に関すること
- ② 社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援の内容についての協議に関すること
- ③ 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認める事項に関すること

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

構成機関は、内閣府が示す運営指針に即して検討した結果、6 分野 34 機関としている。

協議会は、代表者会議と担当者会議の 2 層構造としており、代表者会議については、年 1 回程度、実務者会議については、必要に応じて開催することとしている。なお、平成 27 年 12 月に協議会を設置して間もなく、平成 28 年 10 月までに代表者会議と実務者会議を合同会議として 1 回開催し、各機関の取組と課題について意見交換を行ったところである。

ウ 県と市町村の関係性・役割

管下市町村への設置促進や意向調査については今後の検討課題である。まずは、茨城県としての協議会を軌道に乗せることに注力できればと考えている。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

茨城県知事公室女性青少年課にて事務局を運営している。

オ 予算

平成 27 年度の協議会の開催予算（1 回分）は、本事業の予算を活用した。平成 28 年度の協議会の開催予算については、確保しておらず、交通費については、構成機関の負担としている。

カ 運用上の課題

設置したばかりの協議会を軌道に乗せるために、今後の協議会の具体的な運営方針等について検討を行っていかねばと考えている。

(4) 今年度掲げた目標

本県では、平成 27 年 12 月 28 日に茨城県子ども・若者支援地域協議会を設置し、これまで各分野毎に取り組んできた支援の連携等を進めていくこととしていたが、具体的な協議会の運営や、子供・若者に対する相談窓口の在り方について検討をする必要があった。また、これまで市町村に対しては子供・若者支援体制の構築についての働きかけを行っていなかった。

そこで本事業では、以下 3 つを目標に取組を進めていく。

- ア 各構成機関の地域の課題を把握するとともに、連携等を図るため実務者会議及び代表者会議を開催する。
- イ 実務者会議において、子ども・若者総合相談センターの設置について協議・検討する。
- ウ 市町村職員対象の研修会を実施し、市町村の子供・若者支援体制の構築に対する意識の向上を図る。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	2 月 17 日	子供・若者育成支援施策について  行政と連携した子ども・若者支援の取組	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年支援担当 主査 佐保 友里奈  認定特定非営利活動法人育て上げネット 若年支援事業部 担当部長 井村 良英

イ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	1月19日	支援地域協議会及び総合相談センターに係る先進地域視察	福島県保健福祉部 こども未来こども・青少年政策課 青少年育成担当

(ア) 第1回（福島県）

➤ 視察の狙い

子ども・若者育成支援法に基づく支援地域協議会の運営や総合相談センターの設置について検討を進めるため、先進地である福島県の状況を調査し、業務の参考とする。

➤ 視察内容

福島県の担当課を訪問し、以下の点について調査を行った。

(1) 支援地域協議会について

- ・設置状況と事務局について
- ・会議の運営（全体会、地域連絡会議）について
- ・市町村の状況、県からの働きかけについて

(2) 総合相談センターについて

- ・センターの概要と運営状況について

(3) その他（ユースプレイス事業について）

➤ 担当者所見

福島県における地域連絡会議の取組は、子供・若者の支援体制について、地域ごとの実情に応じて検討できる点で大変参考になった。

また、地域協議会には市町村も参加していることから、単独では取組が難しい市町村が広域的に連携するための方法としても有効であると感じた。

しかし、福島県の担当者からも課題としてあげられていたが、すべての地域連絡会議を事務局担当課が運営するのは負担が大きく、出先機関との事務分担や市町村運営への移行が課題になると思われることから、仮に本県において地域ごとの協議会を設置する場合、将来的な運営方法（運営主体の移行など）を視野に入れたうえで計画を立てる必要がある。

総合相談センターについては、青少年育成県民会議と青少年会館（本県における（公社）青少年育成協会と県立青少年会館）と連携したうえで、併設しているひきこもり支援センターについては再委託をするなどの工夫があり、大変参考になった。

(6) 今年度の取組の成果

地域協議会の運営と総合相談センターの設置の検討については、福島県（事業を活用して実施）、千葉県、栃木県の支援地域協議会の運営及び総合相談センターの取組を調査し、本県の今後の取組の参考とすることができた。

特に、各県のセンターの取組については、2月28日に開催した関係機関の担当者による本県協議会の実務者会議において報告し、センターの設置の有無を含めた支援の在り方について意見交換を行ったところであり、来年度以降さらに具体的な検討を進める予定である。

また、市町村に対しては、2月17日に市町村職員対象に「子ども・若者育成支援推進法に関する研修会」を開催し、まずは近年の子供・若者支援に関する動向に対する理解を深めたところであり、今後、市町村に対し支援体制の構築を推進していくための土台作りをすることができた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

ア 協議会（代表者会議・実務者会議）の定期的な運営と子ども・若者に関する相談窓口についての検討

今年度から調査・検討を進めているセンター設置の有無を含めた支援体制の在り方について、協議会の場において引き続き検討を行う。

（ア） 実務者会議

- 各機関の相談体制の確認、相談業務を行う上での課題の抽出
- 設置の有無を含めた在り方の検討

（イ） 代表者会議

- 実務者会議の結果を踏まえた意見交換、方針決定

イ 市町村に向けた協議会設置の働きかけ（内閣府事業の活用）

今後も定期的に研修会を実施するとともに、市町村の意向調査等を行い、個別の市町村に対する具体的な働きかけを検討していく。



(1) 地域における子供・若者の状況

埼玉県の人口は7,270,549人（推計人口）であり、そのうち10歳から29歳の子供・若者は1,442,799人（平成28年1月1日現在）と約2割（19.8%）を占めている。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

本県は「埼玉県青少年健全育成・支援プラン（平成25～29年度）」のもとで、青少年の健全育成及び支援に関する施策を、教育・福祉・労働・警察などの各部門と協力して総合的に推進している。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

県内では政令市であるさいたま市を除き地域協議会は設置されていない状況である。そこで、県内における困難を抱える子供・若者の支援ネットワーク形成のため、本事業を活用して協議会設置を目指す上尾市のバックアップと県内市町村への意識啓発を行っている。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

非行少年の立ち直り支援事業では、電話相談や立ち直り体験交流会を実施し、非行に悩む本人や保護者等の立ち直りを支援している。

エ 先進的な取組

福祉分野では、平成22年度から生活保護世帯の中学生に対し、将来の自立に向けて学習教室を開催し、高校進学を支援している。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

協議会設置によるメリットや運営方法について、市町村に対し分かりやすく情報提供していく必要があると考えている。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

県内には、ひきこもり相談サポートセンター（県内1か所、特定非営利活動法人に委託）、地域若者サポートステーション（県内4か所、特定非営利活動法人に委託）などがあり、困難を抱える青少年の支援を行っている。

また、本県には「子ども・若者総合相談センター」がないため相談の問合せ等については、内容に応じて各部門の相談機関を案内している。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

埼玉県青少年健全育成・支援プランを全庁的に推進するため、「埼玉県青少年健全育成推進会議」を設置し、関係各課所の連携を図っている。また、庁内の教育・福祉・労働・警察などの各部門が開催する連絡会議等に参加し積極的に情報収集を行っている。

さらに、青少年育成団体や非行立ち直り支援団体との意見交換等を実施するなどして民間団体との連携も図っている。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

ア 協議会に対して期待していること

県内市町村で協議会設置が促進されることにより、困難を抱える子供・若者への切れ目のない支援が実施されることを期待している。

イ 取組状況

(ア) 市町村への情報提供

青少年行政主管課長会議等で、子ども・若者育成支援推進法や本事業についての情報を提供

(イ) 意識啓発

公開講座を開催し、青少年の育成・支援に携わる関係者の意識を啓発

(ウ) 上尾市との連携

本事業に参加している上尾市と連携し、上尾市の協議会設置を支援

(エ) 市町村の意向把握

協議会設置の意向について照会をし、県内市町村の状況を把握

ウ 協議会設置に向けての課題

未設置市町村に対し、協議会設置の機運を醸成すること。

(4) 今年度掲げた目標

市町村や関係団体の職員の子供・若者問題に関する理解の向上を図るとともに、地域のネットワーク形成、関係機関の連携促進を図る。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	10月24日	いじめ防止について	獨協大学法科大学院 教授 野村 武司
2	11月21日	希望のチカラ	東京大学社会科学研究所 教授 玄田 有史
3	2月6日	困難を有する青少年の 現状と支援の課題	中央大学 教授 古賀 正義

(6) 今年度の取組の成果

市町村職員、教員、青少年相談員等を対象とした研修により、支援者の知識向上・意識啓発を推進することができた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

県内市町村青少年行政主管課長会議や研修等において、未設置市町村に対して働きかけを行うとともに、先導的な取組を行う市町村と連携して困難を抱える子ども・若者支援を進めていく。

---

## 8 千葉県

---

### (1) 地域における子供・若者の状況

千葉県の人口は全国6位であり、子ども・若者（0～39歳）は256万人と県総人口の約41%を占めている。平成26年度に実施した「県政世論調査」では、回答者の約2割が「身近にひきこもりの若者がいる」と回答している。

### (2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

#### ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

心の健康、児童虐待、非行、いじめ、発達障害、就労支援、ひきこもり等、県として各領域に相談窓口を有している。また、これらの総合相談窓口として子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」があり、専門の相談員が相談者の悩みを聞いた上で、必要な助言・情報提供、専門支援機関の紹介を行っている。

#### イ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

困難を抱える子供・若者やその家族が孤立せず、悩みを話したり、適切な支援先を紹介できるよう、子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」を設置している。

また、県内の相談機関を紹介するリーフレットを作成し、学校や行政機関、医療機関等に配付している。

#### ウ 取組を行う上での課題とその対応策

県域は広く、地域により状況も異なるため、一律の対応は難しい。

#### エ 地域の支援機関・民間団体等の活動

県内には子供・若者支援に携わる様々な民間団体が存在しているとみられるが、網羅的に把握できているわけではない。

#### オ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

必要により、連携をとっている。

### (3) 地域協議会運営状況・効果・課題

#### ア 協議会の役割

協議会では、各構成機関が顔の見える関係となり、意見交換や情報共有のほか、協議会の中で発案のあった取組を実施している。また、子供・若者に関わる支援者の育成も行っている。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

(ア)協議会は、県の関係部署と国の機関、民間団体など34機関・団体により構成されている。市町村は協議会の構成機関となっていないが、現在、外部委員として4市が参加している。

(イ)会議形式は、代表者会議、担当者会議（必要により委員会を設置）の2層構造である。

(イ)平成27年度の活動では、県内の相談・支援機関に関する情報を整理し、「セレクトシステム」（困難を抱える子供・若者の相談支援機関ガイドブック）を作成した。平成28年度は、県内の「困難を抱える子ども・若者の居場所」の現地調査を行う。

ウ 県と市町村の関係性・役割

(ア)協議会を設置している千葉市とは、相互に会議に出席し、連携を図っている。その他の市町村は、協議会の立ち上げは進んでおらず、市町村の状況にあった対応を検討していく必要があると考えている。

(イ)県協議会の活動の中で、市町村の関係部署の職員等を対象とした研修会を実施し、人材の育成を行っている。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

事務局である県民生活・文化課が取りまとめを行っている。必要により有識者等への相談も実施したい。

オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

(ア)地元の大学などには、本領域の学識者が在任しており、必要があれば協力を依頼することは可能と考えられる。

(イ)人口の多い北西部では、子供・若者支援を行う民間団体も複数存在している。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

前述の通り、県の協議会では会議と研修を通して連携の基盤づくりを進めており、既存の支援ネットワークとはすみ分けている認識である。

キ 予算

協議会に係る予算は、会場使用料、旅費、研修等の講師謝金などであり、少額に収まっている。

ク 協議会により得られた効果

(ア)関係機関の連携強化を中心に行っているため、県民に対する直接の効果は見えづらいが、各機関が連携することで支援の充実が図れてきていると考えている。

(イ)協議会構成機関・団体が顔の見える関係になり、連携がとりやすくなった。

(ウ)平成 27 年度に『セレクトシステム』（困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック）を協議会メンバーで協力して作成し、協議会に参加している人以外にも協議会の取組を発信し、関係機関の連携強化や相談・支援の迅速化をはかることができた。

ケ 運用上の課題

市町村における協議会設置が進んでいない。平成 28 年 3 月に市町村における協議会の設置意向を確認したが、具体的な検討を行っている市町村はなく、約 3 分の 1 の市町村は既存のネットワークで対応すると回答している。

(4) 今年度掲げた目標

ア 本県は、54 の市町村があるが、協議会を設置しているのは政令市である千葉市のみである。平成 28 年 2 月に各市町村に協議会設置について意向調査を行ったものの、現在のところ具体的に検討している市町村はないという結果だった。今年度は、市町村職員に協議会への理解・関心を高めていただくことを目標に研修事業を行う。

イ また、既存のネットワークで対応可能なため協議会設置を考えていないという市町村が 3 分の 1 ほどあるため、既存のネットワークの状況調査を行い、県として今後市町村にどのように働きかけを行っていくかを検討する。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	10 月 27 日	「子ども・若者育成支援施策について」～子供・若者支援地域ネットワークづくりについて～	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年支援担当 主査 佐保 友里奈
		千葉市子ども・若者支援協議会及び千葉市子ども・若者総合相談センター「Link」について	千葉市健全育成課及び青少年サポートセンター担当者
		ちば南東部地域の子ども・若者支援について	ちば南東部地域若者サポートステーション 代表 井内 清満

2	1月12日	ひきこもりや不登校の 予防・早期解決に向けて  発達障害に関する相談 体制  中核地域生活支援セン ターにおける子ども・若 者支援	家族・子育て相談室「ゆずり葉」 臨床心理士 後藤 弘美  県障害福祉課地域生活支援班 担当者  中核地域生活支援センター 長生ひなた スタッフ 山崎 咲恵
---	-------	---	---

## イ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	12月22日	協議会及び相談セン ターの取組について	豊橋市役所 豊橋市子ども・若者総合相談セン ター

### (ア) 第1回

#### ➤ 視察の狙い

「子ども・若者支援地域協議会」や「子ども・若者総合相談センター」を早くから立ち上げ、様々な取組を実施している豊橋市のノウハウを学ぶ。

#### ➤ 視察内容

- ・ 「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」の取組内容の聴取
- ・ 「子ども・若者総合相談センター」の見学及び相談員から対応方法等について聴取

#### ➤ 担当者所見

平成27年度に協議会等の担当課が教育委員会生涯学習課からこども未来部こども家庭課に移ったことで、要保護児童対策地域協議会との連携が強化されていた。1つの部署で2つの協議会を運営するのは、事務的にも大変だと思われるが、代表者会議を合同で行うなど工夫がみられた。また、愛知県東三河地区（5市）及び静岡県浜松市からなるネットワークを平成25年度に立ち上げ、事務局を豊橋市が担っており、子ども・若者を生活圏域全体でサポートしていくという意気込みを感じた。

「子ども・若者総合相談センター」は、市の直営方式で、2名の相談員で対応しているが、より専門的な対応(カウンセリング等)が必要なケースは、実績やノウハウのある民間団体にその後の対応を依頼している。市と民間団

体（1団体）は、年間契約を行っているため、円滑かつ迅速な引継ぎを行うことができ、年間100件程度の対応を依頼している。相談センターの機能を膨らませるのではなく、民間団体を活用して支援を充実させている点が画期的であると思った。

(6) 今年度の取組の成果

合同研修への参加や視察により他都道府県の状況を知ることができた。

また、市町村担当者や子ども・若者支援を行っている関係者向けの研修会を2回実施し、ネットワークづくりや不登校・ひきこもり等に関する知識や理解を深めた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の機能強化を図り、関係機関と連携した対応を推進していく。

また、地域における子供・若者支援ネットワークづくりについては、市町村単位での協議会設置は進捗がみられないため、今年度実施した「市町村におけるネットワークの状況調査」の結果も踏まえ、県協議会において検討を重ね、本県の実情にあった方策を考えていきたい。



(1) 地域における子供・若者の状況

平成 28 年 1 月現在の東京都内の人口は、約 1,341 万人であり、そのうち 0 歳から 39 歳までの子供や若者は約 582 万人と全人口の約 43%を占めている。

東京都においても、近年、子供・若者をとりまく環境は変化し、若年無業者（ニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者に関わる諸問題が深刻化しており、平成 27 年 8 月に東京都子ども・若者計画を策定した。

今後は、住民に身近な区市町村における子ども・若者育成支援の取組を推進していく必要がある。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

(ア)東京都若者総合相談「若ナビ」

平成 21 年より、主に 18 歳以上の若者を対象とした総合相談窓口（無料）を設置している。総合相談窓口では、電話及びメールにて人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けた助言を行っている。

(イ)ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業

（通称：東京都若者社会参加応援事業）

ひきこもり等の若者の自立支援に取り組む非営利活動法人が、都の「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った訪問相談や居場所づくり、社会体験活動等を継続的・安定的に実施できるように支援している。平成 28 年度現在、17 団体が当該事業に参加している。

(ウ)ひきこもり相談事業「ひきこもりサポートネット」

ひきこもりで悩んでいる本人や家族からのメール・電話に対して相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関の紹介等を行っている。平成 26 年度からは家庭等への訪問相談を開始し、都内全区市町村で申込受付を行っている。概ね 5 回の訪問を行い、必要な支援機関につないでいる。

(エ)子供・若者自立等支援体制整備事業

区市町村における子供・若者に対する支援体制の整備及び支援活動の推進を図ることを目的に、区市町村に対して補助金を交付している。

イ 取組を行う上での課題とその対応策

各区市町村で充実した支援が行える体制整備（総合相談窓口設置等）の推進が課題

である。東京都内全域の若者総合相談を東京都1か所で受け付けるのではなく、住民に身近な地域で相談を受け付け、更には居場所支援等により、地域で若者を細やかに見守っていただける支援体制が望ましいと考えている。

#### ウ 地域の支援機関・民間団体等の活動

ひきこもり関連支援機関・民間団体等を掲載したパンフレットを作成し、都民に配布している。東京都や各区市町村、支援機関や民間団体等の相互の情報を共有し、適切な支援につなげることを目的として、東京都内の支援機関・民間団体等の概要や取組内容を掲載した資料（冊子）を作成している。

#### エ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

「子供・若者自立等支援体制整備事業」等を通じて、東京都と区市町村で情報共有を行っている。また、「東京都若者社会参加応援事業」等を通じて、東京都と地域の支援機関・民間団体等で情報共有・連携を行っている。

その他、市区町村職員向けの研修や連絡会議等も適宜開催している。

### (3) 地域協議会運営状況・効果・課題

#### ア 協議会の役割

- ・ 子供・若者の支援に係り、構成機関と相互の情報交換及び連絡調整に関すること
- ・ 子供・若者の支援に係る構成機関の相互連携・協力に関すること
- ・ 子供・若者の支援に係る調査研究、支援にあたる人材の育成及び広報啓発に関すること
- ・ 協議会の目的を達成するために必要な事項

#### イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

構成機関について、内閣府が示す運営指針に即したものとしている。

協議会は、代表者会議と担当者会議の2層構造としている。代表者会議について、年1回、協議会の取組方針や構成機関の取組状況等について情報共有・意見交換を行っている。担当者会議について、現時点で開催はしていない。

### (4) 今年度掲げた目標

社会的自立に困難を有する若者に対する支援については、各分野で支援ネットワークが形成されている状況にあり、区市町村によって、取組に温度差があった。

本事業を通じて、ネットワークの重要性や子ども・若者支援協議会が担う役割について、区市町村職員に理解してもらおう。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	9月6日	若者支援におけるネットワークの意義  世田谷区子ども・若者支援協議会（個別ケース検討会）における若者支援事例について	静岡県立大学国際関係学部 教授 津富 宏  メルクマールせたがや 施設長 井利 由利

イ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	7月26日	中央少年サポートセンターの視察  子ども・若者支援地域協議会の運営・活用状況等取組状況の視察	大阪府 政策企画部青少年・地域安全室青少年課
2	7月28日 ～7月29日	子どもアシストセンター及び若者支援総合センターの視察  北海道の取組及び地域支援協議会の運営・活用状況の視察	札幌市 子どもアシストセンター及び若者支援総合センター  北海道 環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループ

(ア) 第1回

➤ 視察の狙い

大阪府における非行の未然防止や立ち直り支援、若者の自立支援に係る取組についての意見交換や支援機関の視察を行うことで、東京都における非行少年の立ち直り支援施策を含む子供・若者に係る相談体制の在り方、子ども・若者支援地域協議会の運営・活用等について学ぶ。

➤ 視察内容

【中央少年サポートセンターの視察等】

中央少年サポートセンターの視察を行い、同センターの事業概要等について

て政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課（非行防止対策グループ）からヒアリングを行った。

**【大阪府青少年課からのヒアリング】**

ひきこもり等困難を抱える若者の社会参加・社会的自立に向けた支援の取組や、子ども・若者地域支援協議会の運営・活用等について、政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課（健全育成グループ）からヒアリングを行った。

➤ 担当者所見

大阪府における非行少年の立ち直り支援については、少年サポートセンターを共同運営する警察をはじめ、教育機関・児童相談所等、関係機関や地域ボランティア等との連携が様々な手法で実施されており、今後、東京都における支援体制の在り方について参考になる点が多くあった。

大阪府内各市町村において、なかなか設置が進まない子ども・若者支援地域協議会の設置を促すため、広域連携の必要性に係る有識者を招いたグループディスカッションや、協議会を設置した市への個別ヒアリングを通じた実践可能なモデル事例集づくりの取組など、今後、東京都における区市町村との連携体制整備等に関し参考になる点が多くあった。

(イ) 第2回

➤ 視察の狙い

**【札幌市】**

子どもアシストセンター及び若者支援総合センターを視察し、札幌市における子供・若者の相談受付体制や、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の運営・活用方法等について学ぶ。

**【北海道】**

様々な規模の市町村を有する北海道における、子供・若者支援体制の市町村展開への取組について学ぶ。

➤ 視察内容

**【札幌市】**

子どもアシストセンター及び若者支援総合センターを視察した。札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課へのヒアリングを実施した。

**【北海道】**

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループへのヒアリン

グを実施した。

➤ 担当者所見

【札幌市】

札幌市では、若者の社会的自立支援の中核の役割を若者支援総合センターが担っており、相談や居場所機能を実施しているほか、協議会の調整機関・指定支援機関として会議運営を行っていた。

そういった若者支援の主体的な役割を担うことで、支援機関に認知され関係性が構築され、学校教育機関との連携やボランティアネットワークが形成されていき、現在の社会的自立に不安がある若者を早期に捕捉し、就労までつなげるといった入口から出口までの支援が整備されていったように感じた。この体制及び体制構築までの経緯は非常に参考になった。

【北海道】

北海道では、昨年度の市町村向けの研修会や所管部署調査を実施した際の実態を教えていただいたほか、市町村の人口や面積等の規模により実態に応じた段階的な体制整備を提案する等、様々な工夫をされている点が非常に参考になった。

(6) 今年度の取組の成果

基礎自治体職員等を対象とした研修会を通じて、ネットワークの重要性や子ども・若者支援協議会の重要性を区市町村職員に理解いただいた。

また、先進地域への視察では、札幌市と北海道、大阪府を訪問し、それぞれの取組について学び、都の施策を進めていくうえで、大いに参考になった。

(7) 今後の課題・取組の方向性

東京都における若者支援事業を平成 29 年度から見直し、区市町村において地域の実情に応じたネットワークを構築し、社会的自立に困難を有する子供・若者等への切れ目のない支援が実施されるよう推進していく。

(1) 地域における子供・若者の状況

ア 子供・若者の状況

平成 28 年 10 月現在の富山県内の子供・若者（0 歳～39 歳）の人口は約 38 万人であり、総人口（約 106 万人）の約 36%を占めている。

イ 児童虐待の状況（県データ）

平成 27 年度の児童相談所における児童虐待の対応件数は、358 件で過去最多である。

ウ 不登校者数（※県内公立学校対象、通信制は調査対象外）

平成 27 年度の不登校者数は、小学校では 205 人、中学校で 597 人、高等学校で 295 人である。

エ いじめの認知件数（※県内公立学校対象、通信制は調査対象外）

平成 27 年度のいじめの認知件数は、小学校で 502 人、中学校で 413 人、高等学校で 58 人、支援学校で 7 人である。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

(ア) 本県では、子育て支援・少子化対策条例に基づき平成 27 年に策定した「かがやけとやまっ子 みらいプラン」を、子ども・若者育成支援推進法上の都道府県子ども・若者計画と位置づけており、すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくること等を目標としている。

(イ) 子供・若者支援に係る既存のネットワークとして、教育分野の相談機関連絡会議、保健・医療・福祉分野の富山県ひきこもり対策支援協議会、矯正・更生保護分野の富山県少年サポートネットワーク及び雇用分野の富山県若者自立支援ネットワークがそれぞれ機能しているが、既存のネットワークを超えた機関がより具体的に詳細な情報を共有することで、相談者により効果的な支援や助言を行なうことが可能となる。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

既存のネットワークを包括するような形での設置を目指して関係機関、NPO 団体との協議を重ね、6 月の準備会を経て、8 月に「富山県子供・若者支援地域協議会」を設置した。

(4) 今年度掲げた目標

ア 市町村職員や民間団体等を対象とした子供・若者支援に係る研修会や連絡会議の実施を通じて、地域における子供・若者支援の重要性について啓発を図ることにより、市

町村における協議会の設置促進につなげる。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	7月26日	いま、子ども・若者の自立を支えるために求められること	NPO 法人スチューデントサポートフェイス 代表理事 谷口 仁史
2	8月29日	子供・若者支援地域協議会について  ニート、ひきこもりの就労支援	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年支援担当 主査 佐保 友里奈  北陸青少年自立援助センター 理事長 川又 直
3	10月12日	不登校・ひきこもり 親の目から感じること  カウンセリングとは何か	NPO 法人はあとびあ21 理事長 高和 洋子  NPO 法人富山カウンセリングセンター 事務局長 櫻井 ひろみ
4	11月20日	心の声に耳を傾ける	NPO 法人子ども権利支援センター 「ばれっと」 理事長 明橋 大二
5	12月16日	子若法を使って我々は 何をすべきか？ ～ソーシャルインクルージョンとやまを目指して～	NPO 法人教育研究所 理事 牟田 光生
6	2月16日	ドイツ子若支援の視察 から考える日本の支援	NPO 法人学校外教育支援協会 理事長 福本 秀樹

イ 連絡会議

回数	日程	テーマ	講師
1	7月26日	協議会の役割と目的について 意見交換	—

2	2月16日	市町村における子供若者支援について 意見交換	滋賀県高島市少年センター 所長 多胡 重孝
---	-------	---------------------------	--------------------------

#### ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	8月17日	地域協議会の運営状況等について	広島県
2	2月10日	総合相談センターの運営状況等について	和歌山県

#### (ア) 第1回

##### ➤ 視察の狙い

広島県子ども・若者支援協議会の運営等について情報提供を受け、協議会設置後の会議の運営や今後の方向性について学ぶこと。

##### ➤ 視察内容

広島県担当者から、地域協議会に関し以下の説明を受けた。

- ・ 開催頻度、議題及び運営方法
- ・ 今後の方向性（総合相談センター、指定支援機関の設置、市町村における協議会設置の働きかけなど）
- ・ 支援マップの作成等、広報啓発活動の状況
- ・ ユースアドバイザー養成講習会における取組内容
- ・ 地域協議会運営のための予算

##### ➤ 担当者所見

協議会の設置から3年が経過して出てきた課題や、協議会を形骸化させないための運営方法について詳細に説明していただいたほか、今後当県で協議会を運営していく上での助言をいただき、非常に参考になった。

特に、広報啓発活動については、充実した内容の支援マップが作成されているほか、支援施設の合同説明会や見学ツアーを実施するなど、非常に工夫されており、担当者の熱意が強く感じられた。

#### (イ) 第2回

##### ➤ 視察の狙い

和歌山県子ども・若者支援協議会と子ども・若者総合相談センターの予算、運営等について情報提供を受け、総合相談センター設置による効果や設置に要する費用等についての知識習得を図ること。



➤ 視察内容

和歌山県担当者から、地域協議会に関し以下の説明を受けた。

- ・ 地域協議会、県が主催する研修会、地域若者支援連絡会議の開催状況と開催内容
- ・ 子ども・若者総合相談センターの予算と運営状況

また、子ども・若者総合相談センター（若者サポートステーション With You わかやま）において、センター職員から以下の説明を受けた。

- ・ 窓口における相談受理状況（相談者の年齢、相談種別、対応方法）
- ・ サポートステーションと併設することによる効果

➤ 担当者所見

和歌山県担当者からは、総合相談センターの予算と運営について詳細に説明していただいたほか、今後当県で設置を検討する上でアドバイスをいただいたが、和歌山県では子ども・若者総合相談センターと地域若者サポートステーションを統合させたことで、県内3ヶ所の拠点において幅広い内容の相談に対応するとともに、就労支援にもつながりやすくなっていることから、非常に効果的であると感じた。

また、実際に「若者サポートステーション With You わかやま」を見学させていただき、担当者から話を聞くことで、相談窓口を地域若者サポートステーションに統合することのメリットのほか、現場で苦勞していることなども聞くことができ、非常に参考になった。

(6) 今年度の取組の成果

- ア 市町村に対しては、子供・若者支援に係る今後の方向性について一定の共有を図ることができた。
- イ 構成機関となった教育、保健、医療、福祉、矯正・更生保護、雇用等の39機関が、各々の活動や支援内容を知る機会を設けることで、連携しやすい「顔の見える関係」を深める端緒が作れた。
- ウ 特に、民間団体の活動、支援内容に対する公的機関側の理解が進んだと思われる。
- エ 先進地域に対する視察は、本県において協議会を設置・運営する上で非常に参考になった。

(7) 今後の課題・取組の方向性

- ア 協議会の開催回数を増やし、支援機関同士の信頼の醸成、連携の円滑化を促進する。
- イ 市町村との連絡会議を開催し、引き続き市町村による地域協議会の設置を働きかける。
- ウ 悩みのある県民が気負わずに支援機関とつながれるきっかけづくりを試みる。

(1) 地域における子供・若者の状況

- (ア)平成 29 年 2 月時点で、全人口 7,510,685 人のうち、子供・若者（0 歳～39 歳）は、3,150,606 人（全人口の約 42%）である。
- (イ)児童相談センター相談実績として、平成 27 年度の児童虐待の相談は 3,726 件である。
- (ウ)平成 26 年度の不登校児童生徒数は、小学生 2,057 人、中学生 6,893 人でともに過去最高である。
- (エ)平成 27 年度のいじめ認知件数は、小学校 7,504 件、中学校 4,428 件、高等学校 973 件、特別支援学校 16 件（全体で前年度比 1,570 件増加）である。
- (オ)平成 27 年 10 月時点の推計数として、狭義のひきこもり者数は約 10,900 人、準ひきこもり者数は約 22,700 人である。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

愛知県では、11 市で協議会を設置しており、多い方である。また、平成 27 年度は県内の市町村に協議会の設置を促すだけでなく、地域住民に協議会に対する理解を深めていただき、設置の気運を高めるため、タウンミーティングを一宮市・大府市の 2 か所で開催した。また、大府市のタウンミーティングでは分科会も設けた。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

今年度、経済的に困窮している家庭における生活実態等を把握し、実効性ある子どもの貧困対策を行うため、健康福祉部において「愛知子ども調査」及び「ひとり親家庭等実態調査」を実施した。

ウ 先進的な取組

平成 23 年に「子ども・若者支援地域協議会設置・運営ハンドブック」を作成。県と市の役割を整理し、その基本方針に基づき取組を進めている。

エ 取組を行う上での課題とその対応策

研修会の開催、アンケートの実施、個別訪問等により市町村における協議会のさらなる設置を促しているが、なかなか進まない状況にある。

オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

それぞれの支援機関・民間団体等が強みとする分野において支援を実施している。その中で培われたノウハウや蓄積された事例については、担当者を研修会等の講師として招き、関係者間での情報共有を図っている。

カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

NPO等の民間団体には、平成27年度、協議会在り方検討会の構成員として共に話し合う機会を設けた。また、協議会設置済自治体とは、設置後の課題や対応策を話し合う連絡会議をほぼ毎年度開催している。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

ア 協議会に対して期待していること

縦割りではなく、総合的な支援ができること。支援者が相談をする際の門戸を開くという期待がある。また義務教育の期間は、学校が困難を抱える子ども・若者との接点となるが、義務教育終了後は、接点がなくなってしまうため、義務教育終了後の接点となることを期待している。

イ 取組状況

(ア) 協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

愛知県としては、協議会を設置せず、市町村の協議会設置をバックアップする立場である。

(イ) 県と市町村の関係性・役割の整理

「子ども・若者支援地域協議会設置・運営ハンドブック」において、「住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをする」という原則を打ち出している。指定都市、中核市、施行時特例市は、有する社会資源の点から、一般的に、それぞれ単独で協議会を設置できると考えられるが、人口10万人未満の市町村では社会資源が自治体によって異なっており、近隣の社会資源を活用しながら協議会を設置することも想定している。

広域での協議会設置を県から働きかけたこともあったが、困難であった。広域での協議会設置に際しては、指定支援機関を担えるような機関の有無、関係市町村間の財源負担の在り方等が課題となる。

(ウ) 県下市町村のニーズ及び問題意識の把握状況

これまで毎年、県内全市町村に対し、協議会の設置・検討状況に係るアンケートを行い、必要に応じて個別に訪問し、協議会の趣旨等を説明してきた。今年度は、設置済市と未設置市町村それぞれについて課題等を調査。今後は、その結果を施策に反映できるよう活用方法を検討していきたい。

(エ) 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

地域により社会資源の偏在があると考えられる。

(オ)協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

協議会設置市では、既存の支援ネットワークと連携し、合同で会議等を開催する、既存のネットワークを協議会の部会に位置づけるなど工夫が見られる。

(カ)予算

毎年度、研修会等の開催に係る予算を確保するよう努めている。

ウ 協議会設置に向けての課題

平成 29 年 2 月に県内の未設置市町村を対象に実施したアンケートでは、課題として、「役場内で協議会の必要性が十分に認識されていない」、「(予算・人員、所管内容の点から) 役場内に担当部署を設置するのが難しい」、「地域に協議会の担い手となる機関や人材が不足している」といった点が上位を占めた。

(4) 今年度掲げた目標

協議会設置市を中心とした連絡会議を開催し、情報交換、情報共有、相互理解を深めながら、設置済協議会のさらなる充実を図るとともに、研修会の開催により、協議会のメリット、複数機関の連携の大切さを共有し、未設置自治体が設置を検討するきっかけを提供する。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	12月16日	困難を抱える子ども・若者と地域協議会に関わって―“個”への寄り添い、“他”とのつながり、そして今後に向けたメッセージ―	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考  特定非営利活動法人 育て上げネット中部虹の会 総括コーディネーター 加藤 薫  日本福祉大学 名誉教授 竹中 哲夫
2	2月7日	子ども・若者支援の実際とネットワークの必要性―ひきこもり支援、スクールソーシャルワークの現場から―	日本福祉大学 准教授 野尻 紀恵  特定非営利活動法人 オレンジの会 鈴木 美登里

			特定非営利活動法人 エンド・ゴール 落合 佑哉
--	--	--	----------------------------

イ スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	8月18日	これまでの取組と今年度上半期の取組について	日本福祉大学 名誉教授 竹中 哲夫
2	11月21日	今年度下半期の取組について	日本福祉大学 名誉教授 竹中 哲夫
3	1月16日	28年度の取組の総括、支援体制整備促進に向けた今後の展開について	日本福祉大学 名誉教授 竹中 哲夫

(ア) 第1回

➤ スーパーバイズの狙い

- ・ 県が実施する今年度の事業について、構成、スケジュール等の概要を共有する。
- ・ 設置済協議会の現状を把握するためのアンケートについて、内容を概ね確定し、集計方法について相談する。

➤ 担当者所見

研修会については、講師、流れといった軸となる部分を相談することができ、今後の事務の筋道を立てることができた。

アンケートは、設置済協議会の現状を把握するため、今年度、ぜひ実施したいと考えていたものの、専門知識、ノウハウが不足しており、必要最小限のデータを一度に収集できるか、回答者の負担をなるべく軽くできるか、“本音”を引き出すためには質問の表現をどうしたらよいかなど、様々な懸案があった。スーパーバイズの中で具体的なアドバイスを多くいただき、押さえるべき点、改善点が明確になったため、実施が一気に具体化したように感じている。今後、今回のスーパーバイズを踏まえて、再度修正、検討し、調査票を完成する。また、アンケートにより明らかになった特徴や課題は、研修会でのテーマ設定等において、今後活用していきたい。

スーパーバイズ全体を通じて、疑問点や対応に迷う点、懸案を、じっくりと集中して相談することができ、今後の方向性を概ね定めることができたため、有意義なものだったと感じている。

(イ) 第2回

➤ スーパーバイズの狙い

新たな地域協議会設置に向けた市町村へのアプローチ手法について検討する。

➤ 担当者所見

連絡会議、研修会とも、出席者に何を伝えたいかを第一に考え、テーマを設定することが大切”ご指摘いただくと当然のことなのだが、実施概要が固まり始めたこのタイミングでスーパーバイズを受けることができ良かった。まずは、会議や研修会に関心をもってもらうこと、そして、出席者にとって何か気づきや得るものがあることがあってこそ次回につながると思う。

例年2月に、県内全市町村に対して、地域協議会の設置状況及び設置意向を問うアンケートを行ってきた。同じ質問項目で継続して実施することで経年変化をみられるというメリットもあるが、今年度は地域協議会設置市に現状等を問うアンケートを8月に実施したため、未設置の市町村に対して課題を中心に問うアンケートを行うことを検討していく。

なお、アンケートを実施し、結果がとりまとまったら、市町村への設置に向けた働きかけに活用する。

(ウ) 第3回

➤ スーパーバイズの狙い

- ・ 未設置市町村を対象とした調査の実施、実施する場合の調査項目について検討する。
- ・ 上記を踏まえ、新たな地域協議会設置に向けた市町村へのアプローチ手法について検討する。

➤ 担当者所見

地域協議会未設置の市町村を対象とした設置意向及び検討状況を問う調査は、当初実施予定であった平成28年中には実施できなかったが、今回のスーパーバイズで調査項目等詳細を検討し、明確になってきたため、もう少し精査し、平成29年1月中旬に調査項目を確定、実施できればと考えている。

上記調査により明らかになった地域協議会に関する課題は、設置市における課題であると同時に本県にとっての課題でもあると捉え、未設置の市町村に対して設置を働きかける際にも念頭においておきたい。

また、本調査とは別に、協議会設置市における協議会の運営状況も把握する必要があると感じた。

スーパーバイズの中で講師から、佐賀大学 上野景三先生の講演録（平成

25年)の情報提供があり、その中で上野先生は、「従来からの青少年施策の3つの流れ(文部省社会教育政策:ポスト中学校教育(青年団など)、総理府青少年対策事業:健全育成、労働省勤労青少年対策)が、自治体や地域社会では一体的に展開されてきたが、法の廃止、施設の老朽化等により縮小し、内閣府の子・若法に収れんしていく傾向がある。その結果、困難を抱える子ども・若者に対象者を限定するターゲットアプローチが前面に出る。しかし、複雑に絡み合った課題や困難を抱える子ども・若者に対応するには、民間団体も含めたチーム型の取組で、ユニバーサルアプローチをしなければならない」との視点が示されており、真に納得させられた。

子供・若者の小さな声を拾い、多様なニーズに応えるために、地域の隅々までアウトリーチを行うことは難しい。ユニバーサルアプローチの視点・手法は、地域協議会の普及、運営においても然り、本県の子供・若者育成施策の推進においても然り、だろう。

#### ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	11月15日	札幌市における子ども・若者の総合支援の内容や仕組みを現場で学ぶ	札幌市若者支援総合センター
2	11月16日	北海道における子ども・若者支援地域協議会の取組、市町村への働きかけの実施手法等について	北海道環境生活部くらし安全局 道民生活課

#### (ア) 第1回

##### ➤ 視察の狙い

- ・ 中学校卒業後の進路未定者への支援、子供・若者の総合支援等で先進的な取組をされている札幌市若者支援総合センターの様子を体感し、館内の工夫や配慮に触れる。
- ・ 上記を踏まえ、研修会の流れ、内容、講演のポイントなど具体的なイメージづくりをする。

##### ➤ 視察内容

- ・ 札幌市若者支援総合センターの指定管理者である(公財)さっぽろ青少年女性活動協会の設立・発展の経緯、札幌市の若者支援の歩み等、歴史的背景から現在の体制に至るまで、協会の案内を始めとする資

料をもとに紹介していただいた。

- ・ 札幌市若者支援総合センター（総合相談窓口）の取組について、リーフレットや支援実績をもとに紹介、館内の関連コーナーを案内していただいた。

➤ 担当者所見

札幌市若者支援総合センターの指定管理者(公財)さっぽろ青少年女性活動協会は、昭和48年、青少年活動の経験者を中心に、札幌ユース・ワーカー協会が設立されたのに端を発し、現在は、札幌市若者支援総合センターの指定管理を始めとする若者支援施設事業、自主事業として自然体験活動事業、こども人形劇場、児童会館等施設管理（指定管理）など幅広い事業を行っている。そのため、青少年の健全育成と社会参加に関するノウハウ、事業提案の蓄積があり、活動拠点を徐々に拡大、用途に応じた複数の施設を有しており、そうした土壌が、現在の子ども・若者総合支援において生きているのだと感じた。

実際の支援では、居場所や集団に慣れる段階、コミュニケーショントレーニング、職場実習など就労に向けた準備を目指す段階、ジョブトレーニング、就活スキルの習得など個別の目標に向けて活動していく段階まで3ステップあるプログラム支援と、定期的な個別相談を組み合わせ、利用者に応じて段階的にステップアップしていけるような工夫が見て取れた。

また、居場所である若者活動センターには、要望や感想の受付及びスタッフの返答、センターに関する意見交換会の開催等、利用する子供・若者の声を反映する工夫が随所に見られた。館長の松田氏は、利用する子供・若者にとって「行くことが恥ずかしくない場所」でありたいと言われていたが、むしろ、「また行きたい」、「行ってもいい」と感じられる場所ではないだろうか。

その他、社会体験機会創出事業として、市民ボランティアが、雪かき、飲食店での食器洗いなどのボランティアやアルバイトの情報を随時提供し、館内に掲示してあり、利用する子供・若者は、相談員と相談しながらチャレンジすることができる。困難を抱える子ども・若者が地域で働き、暮らし、社会とつながる第一歩として、地域を巻き込んで取り組んでいる点は印象的だった。

支援者、ハード面など人的・物的環境や地域特性の違いもあるため、先進事例をそのまま取り入れたりモデルとすることは難しいかもしれないが、支援や居場所の工夫、地域とのつながり等、部分的には大いに参考になる。研修会では、そうした観点を参加者に伝えられたらよいと思う。



## (イ) 第2回

### ➤ 視察の狙い

- ・ 北海道子ども・若者支援地域協議会について（都道府県単位での設置という観点から）、設置の経緯、苦労した点、地域協議会の効果や課題を聴取する。
- ・ 子供・若者総合支援について、広く一般向けに実施されている普及・啓発事業を聴取し、本県の次年度以降の取組の参考とする。
- ・ 広大な道域に対応するため、庁内や各管内との連絡体制などにおいて工夫されている点を聴取し、本県でも参考とする。
- ・ その他、道内市町村における地域協議会設置の動向など最新の情報を得る。

### ➤ 視察内容

- ・ 北海道子ども・若者支援地域協議会の設置に至った経緯、苦労した（している）点、効果、課題を伺った。
  - 子ども・若者育成支援推進法の公布を受け、外部審議会での検討、庁内の施策、相談機関の現状調査、他県調査を経て立ち上げ。従来から比較的連携していた福祉、雇用に加え、矯正施設や道教育機関なども含めた機関が一堂に会し、情報を共有することで、他機関への理解が広がっている。
- ・ 子ども・若者総合支援について、広く一般向けの普及・啓発事業を伺った。
  - 地域協議会構成機関の連絡先等をまとめたリーフレットを作成。
- ・ 広域自治体として、庁内や各管内との連絡体制などにおける工夫を伺った。
  - 市町村における子ども・若者育成支援推進法の所管部署の調査を実施し、以後、非行防止対策部署と区別して連絡している。
- ・ その他、道内の地域協議会に係る動向を伺った。
  - 研修会を開催し、市町村職員に理解を図るほか、設置・運営指針の考え方を丁寧に解説、地域協議会の設置を促している。また、小規模な町村に対しては、協議会という形式でなくてもネットワークをつくるよう呼びかけたり、ごみ処理等の広域連携を活用した若者の居場所づくりなどを提案している。

### ➤ 担当者所見

既存の任意団体、協議会、ネットワークとのすみ分け、予算確保が課題とのことであるが、内閣府の全国調査でも課題として挙がっている点であり、

今後、本県の市町村で地域協議会の設置を進めていく上でも意識する必要がある。

また、協議会の代表者会議と出席者の一部が重複する他部局主催の会議と同日に開催し、道も出席者も負担が軽減できるよう工夫されており、地域協議会の有無に関わらず本県でも参考になる取組と思われた。

北海道と本県では、地域特性も地域協議会に関する現状も異なるが、限られた予算内でいかに効率よく取り組むか、市町村にネットワークづくりをどう働きかけるか、といった点は参考になるものであり、直接意見交換できたことは大変有意義であった。

## (6) 今年度の取組の成果

### ア スーパーバイズ

今年度、初めて実施した既設置協議会を対象としたアンケートでは、運営状況や課題を効率よく調査できるよう項目についてアドバイスをいただいたり、例年全市町村を対象に実施している設置・検討状況調査の項目を見直すきっかけとなった。また、研修会等に先立って実施することで、手法や内容の充実を図るとともに、年間の目標、見通しをもってこれらの事業に取り組むことができた。

### イ 研修会

今年度は2回開催したが、2回とも参加、第2回では複数名で参加する所属があるなど、研修会の間を通じて交流が生まれる様子を感じることができた。

## (7) 今後の課題・取組の方向性

### ア 主な課題

地域協議会のさらなる設置促進をいかに進めるか、県・既設置協議会・関係団体の連携や情報共有をいかに深め、築いた関係を継続していくか。

### イ 取組の方向性

- 未設置市町村を対象に実施した設置検討・予定状況調査の結果をもとに、必要に応じて個別訪問、地域協議会のメリット等を説明する。
- 機会を捉えて既設置市や関係団体とできる限りの接点を持ち、顔の見える関係づくりに努める。
- 継続的に連絡会議、研修会を開催し、ネットワークの必要性等の周知、交流の場を創出するため、引き続き、当事業を活用したい。

(1) 地域における子供・若者の状況

- ア 三重県には29の市と町があり、津や四日市などの大きな市は沿岸部の近鉄線沿線に点在している。大きな市とはいっても人口は30万人程度に過ぎず、大規模な都市は存在しない。
- イ 不登校といじめは教育、児童虐待は児童相談所、非行は警察が統計的な数字を把握している。発達障害は、治療を受けている方的人数であれば把握している。
- ウ ひきこもりの人数は、相談実績は独自に記録しているが、全体数としては平成22年の国の統計から逆算している。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

- (ア) 県には「こどもほっとダイヤル」という年中無休（年末年始除く）の電話窓口があり、子供自身からの相談を受け付けるとともに、必要があれば関係機関につないでいる。親向けにも「子ども家庭相談」という電話窓口がある。
- (イ) 精神保健に関する県の機関として「こころの健康センター」があり、ひきこもり・依存症等について電話相談・面接相談を実施している。同センターでは「三重県ひきこもり支援ネットワーク」を運営しており、このネットワークでは精神関係の病院や家族会が加わった、子若協議会とは異なるつながりが構成されている。
- (ウ) その他、教育委員会や警察、サポステにも相談窓口が設置されているが、相互に連携しており、悩みを抱えている方であればどこに電話をしてもらってもよい状態になっている。

イ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

個別的な支援は市町の各機関が実施しており、県としては電話相談窓口を設けるという役割分担をしている。

ウ 取組を行う上での課題とその対応策

- (ア) 四日市や津などの都市部では、隣近所の家族構成なども知らないような地域性にある一方、農村部では近所の全員が顔なじみということもある。都市部のドライな環境であれば相談も利用しやすいが、農村部の場合は周囲の目が気になる、相談員が知人の知人であるなど、相談を利用することへのハードルがある。
- (イ) 子供に関しては県域内での支援体制が充実しているが、若者に関しては手を差し伸べても届かない、マッチングすべき適切な機関がない、という部分がある。県として個別のケースに対応できるのは福祉寄りの領域に限られ、多くの内容は市町村の対応力に委ねられている部分があり、広域的なワンストップ窓口も存在していない状況である。

#### エ 地域の支援機関・民間団体等の活動

- (ア)「三重県子ども NPO サポートセンター」という組織 (NPO) がある。地域の各地に散在する子ども支援の NPO がその会員となり、支援のネットワークを構築するとともに、同センターから支援 (助言) を受けている。
- (イ)過去に同センターが実施していた事業の一部が NPO として独立し、「チャイルドライン MIE ネットワーク」という NPO も立ち上げられている。同 NPO は、県のこどもほっとダイヤルを受託しているほか、独自事業「チャイルドライン」の中で子どもの権利擁護等の活動も実施している。
- (ウ)同 NPO が担うこどもほっとダイヤルは、個々の担当職員が相談を受け付けるだけでなく、他の職員が対応している相談にも耳を傾け、相談対応の振り返りを日々行うことで、ノウハウの蓄積と対応力の向上を図っている。
- (エ)不登校に関してもフリースクールを運営する NPO が中心となり、「みえ不登校支援ネットワーク」という各支援団体のネットワークが構築され、情報共有が図られている。

#### オ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

上述の民間団体と県は、協議会の設置以前から密な関係を築いていた。改めて協議会を立ち上げる際には、このほかにも全県域で活動している民間団体、複合的な要因で困難に直面している子供を支援している民間団体を調べて声をかけ、これまでの支援のネットワークの拡大を試みている。

### (3) 地域協議会運営状況・効果・課題

#### ア 協議会の役割

- (ア)平成 28 年 4 月に「三重県子ども・若者支援地域協議会」を立ち上げた。これまでも市町を集めて研修会の開催や、県担当者が全市町を直接訪問し協議会設置の意義を説明するなど、協議会設置に向けて機運醸成を図ってきたが、まず県が協議会を立ち上げるにより、そのメリット等を示していく狙いがある。
- (イ)県協議会は立ち上げて半年程度が経過するが、現段階では各支援機関の顔の見える関係をつくり、これまで以上に連携を広げ強化することに注力している。
- (ウ)会議の開催とは別に、協議会として、県内に存在する相談窓口の調査を行っている。

#### イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

- (ア)協議会は代表者会議と実務者会議の 2 層構造となっており、代表者会議は関係組織の長、実務者会議は具体的に対応している担当者が参加する形となっている。
- (イ)県機関では福祉、労働、教育、矯正が、民間団体では先述の広域的な NPO が入っているほか、市町としては協議会設置に比較的前向きな尾鷲市と亀山市が構成機

関となっている。

ウ 県と市町村の関係性・役割

将来的には、住民に近い市町村が子供・若者の支援ネットワークを持ち、県は関係機関の連携支援や事例提供などを行う役割としたい。現時点では県内で協議会が立ち上がっている市町はない。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

事務局である少子化対策課が取りまとめを行っている。大学教授等に協議会を主導してもらう方法もありうるが、個人に依存してしまうと協議会の持続性を損ねる懸念がある。

オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

県内各地に子供・若者支援を行うNPOが点在しており、ネットワーキングも図られている。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

前述の「三重県ひきこもり支援ネットワーク」が先行して設置されているが、これはひきこもり対応に特化しており、構成機関も一部は重なるものの異なっている。

キ 予算

協議会としては特段大きな費用が発生しないため、大きな予算はとっていない。自治体の担当者が研修会に参加する際の交通費は自費とし、会場も安いところを使用している。

ク 運用上の課題

協議会の運営方針が固まっていないが、県のレベルであるため情報共有を主とするものと考えている。その他の活動については、協議会を運営する中で必要性を見出して決めていきたい。

(4) 今年度掲げた目標

県での協議会の状況を市町に情報提供するなど、市町に向けた働きかけをすすめる。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	2月16日	市町における協議会の設置促進	関西大学臨床心理専門職大学院 教授 石田 陽彦 新潟県三条市 三条市子どもの育ちサポートセンター センター長 土田 泰之

(6) 今年度の取組の成果

市町職員、県協議会構成機関の職員等の研修会への参加により、協議会設置に向けた機運の向上につながった。

(7) 今後の課題・取組の方向性

県協議会における各関係機関の情報共有と、管下市町での設置に向けた働きかけを行う。

(1) 地域における子供・若者の状況

- ア 県人口は約 142 万人で、子ども・若者（0～39 歳）はこのうち約 60 万人である（平成 27 年度）。
- イ 平成 27 年中に県警察が検挙・補導した少年は 5,994 人である。
- ウ 不登校の児童・生徒数は、小学生で 418 人、中学生で 1,059 人、高校生で 681 人（いずれも平成 27 年度）である。
- エ 滋賀県ひきこもり支援センターにおけるひきこもりの総相談件数は、4,410 件（平成 27 年度）である。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

(ア)滋賀県内には、子供・若者支援に係る相談窓口として、福祉、保健、医療、教育、健全育成・非行防止、労働等の各分野において既存の窓口が整備されており、各分野とも様々なネットワークを設け、相談・支援を行うことで一定の成果をあげている。

(イ)相談窓口の一例

- 【県】精神保健福祉センター（ひきこもり支援センターを併設）
- 【市町】青少年補導センター（県内 16 か所。うち 9 か所は青少年立ち直り支援センター「あすくる」の機能を有する。）

イ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

(ア)非行事例については、少年センターから立ち直り支援センター「あすくる」への引き継ぎによる更生支援、生活困窮においては生活困窮窓口から働き暮らし応援センターへの引き継ぎによる就労支援など、段階に応じた分担・連携による支援が行われている。

(イ)発達支援室と保健所（いずれも市町）は、窓口相談だけでなく家庭訪問も行っている。

ウ 取組を行う上での課題とその対応策

子供・若者支援の状況として、前述の通り県及び市町では各分野で様々な機関が相談・支援を行い、一定の成果を挙げている。しかし、支援対象者の年齢や各機関の業務範囲の壁などにより、支援が中断するケースが散見されるなどの課題があり、切れ目のない支援が必要な状況にある。

エ 地域の支援機関・民間団体等の活動

県内には子ども・若者問題に関する相談機関が複数あり、各地に子供・若者支援に

かかる活動をしている民間団体も点在している。子供・若者問題において、それぞれの分野においてのつながりはあるが、分野の違う相談窓口、民間団体同士のつながりは希薄である。

オ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

現在、県内に協議会を設置している市町が少ない現状を踏まえ、県協議会、実務者会議において、県内で子供・若者支援の活動を行う民間団体に声をかけ、オブザーバーとしての参加をお願いしている。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

(ア)平成28年3月1日に協議会を立ち上げ、3月23日に第1回代表者会議を開催。

現在、相談窓口を設置していないことから、当面の間は代表者会議、実務者会議の2層構造にしている。

代表者会議は事務局である滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局が、実務者会議は、調整機関である滋賀県精神保健福祉センターが運営している。

(イ)今年度、1年目の活動であるため、実務者会議において構成機関以外にも、各民間団体、市町の青少年・福祉担当課等にオブザーバー参加を呼び掛け、「顔と顔が見える」関係づくりに努めている。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

(ア)協議会は立命館大学の山本耕平教授を座長とし、県機関を中心に構成している。

個別の市町は構成機関に入れず、市町会が構成機関となっている。

(イ)事務局は県子ども・青少年局、調整機関として精神保健福祉センターが担っているが、同センターはひきこもり支援などの具体的な支援にも携わっていることから、単なる調整機関にとどまらない積極的な動きが期待される。

(ウ)代表者会議を年1回、実務者会議を年3回開催している。

ウ 県と市町村の関係性・役割

(ア)現在、協議会を設置している市町は少ないが、支援を必要とする人が、より近い地域で必要な支援を受けることができる体制を整えるために、市町への協議会設置を促進していく。

(イ)市町に協議会設置の働きかけるために、今年度は、実務者会議に市町担当者の出席を促している。実務者会議等への参加を通して、他分野の機関が連携し合う協議会のよさや必要性を実感してもらいたい。



エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

立命館大学の山本教授が、座長として中心的役割を担っている。

オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

県内で当協議会の指定支援機関等を担える民間団体は現状、多くない。立命館大学の野田教授（県要对協の会長）、県立大学の原助教などの学識者には積極的に協力いただいている。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

既存の支援ネットワークについて、お互いの役割を知り、連携を密にするため、それぞれの会議に、協議会事務局担当が出席している。また、機会があれば、「子ども・若者支援地域協議会」について説明をする時間をいただいている。

キ 予算

協議会の予算としては、会場借料や講師謝金等の少額である。また、協議会の予算を要求する際には、既存のネットワークや支援機関があることから当協議会の役割が分かりづらく、取組の成果も示しにくいことから、予算要求の説明に苦慮している。

ク 協議会により得られた効果

協議会が立ち上がって間もなく、効果は確認できていない。しかし、実務者会議において、情報交換や事例検討を行い、出席者から、「各分野の支援者が一堂に会するこの会議はとても勉強になる」等の声をいただいている。また、子供・若者問題に関する公開講座には、各分野からの出席者が多く、関心の高さが伺える。

ケ 運用上の課題

市町協議会の設置促進

(4) 今年度掲げた目標

ア 研修会等に市町および関係機関に参加を呼び掛け、地域における青少年の現状や課題を共有する。

イ 市町レベルでの地域協議会の設置地域が少ないため、県協議会における総合相談窓口の設置について検討する。

## (5) 今年度実施内容

## ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	9月5日	若者支援のこれまでとこれから	特定非営利活動法人 仕事工房ポポロ 代表 中川 健史
2	10月10日	発達障害と思春期	信州大学医学部付属病院 子どものこころ診療部 部長 本田 秀夫
3	11月8日	インターネット依存	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター ネット治療研究部門 前園 真毅
4	12月16日	思春期の自傷	国立研究開発法人国立精神・神経 医療研究センター 精神保健研究所薬物依存研究部 部長 松本 俊彦

## イ 連絡会議

回数	日程	テーマ	講師
1	7月25日	本県における子供・若者の現状について	—
2	11月14日	子供・若者支援の今後の方向性について	—
3	2月24日	県と市町、関係機関等の連携について	—

## ウ スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	7月25日	子ども・若者支援の現状 子ども・若者支援の課題 について	立命館大学 産業社会学部現代社会学科 教授 山本 耕平
2	11月14日	現在の子ども・若者支援 の動向、子ども・若者施 策の方向性	立命館大学 産業社会学部現代社会学科 教授 山本 耕平

			滋賀県立大学 人間文化学部人間関係学科 助教 原 未来
3	2月24日	事例を通して「子ども・若者総合相談窓口」の機能を考える	立命館大学 産業社会学部現代社会学科 教授 山本 耕平  滋賀県立大学 人間文化学部人間関係学科 助教 原 未来

(ア) 第1回

➤ スーパーバイズの狙い

子供・若者支援の現状の課題の確認、体制のイメージづくり、横のつながりづくりを目的として開催した。

子供・若者の抱える問題が多様化し、単一の支援機関では限界になっている。そうした子供・若者の問題の現状について理解し、支援を総合的に、包括的に行っていく必要があることを啓発する。また、様々な実践の情報を提供し、滋賀で必要な総合相談窓口やネットワークのイメージを共有していく。

スピノフでは、ひきこもり支援センターで行われている当事者グループの実践報告を行った。福祉的な支援ではなく、「若者の主体性を伸ばす」ことをテーマに行っているグループ活動の実際について情報提供を受けた。

➤ 担当者所見

非行や虐待など対象がはっきりしている相談機関からは「自分たちの対象とは異なり、若者支援について理解しにくい」等の意見が見られた。子供・若者の問題が総合的な問題であり、根底は同じであるという理解をさらに啓発し、情報提供をしていく必要も感じた。

しかし、全体的にはグループワークははずみ、実務者同士の顔の見える関係の重要性が確認された。終了後の名刺交換が活発に行われていた。

(イ) 第2回

➤ スーパーバイズの狙い

日本の傾向には、医療で薬物を投与されることで改善に向かうのではないかという期待が強い。しかし、医療では診断に対しての治療はあるものの、それは子供・若者支援の中心ではない。医療と適切なネットワークを組んでいくために、医療の役割を正しく理解する必要があり、そうした医療の実際

や医療側からの協議会への期待について話題提供をいただいた。

➤ 担当者所見

虐待や生活困窮、いじめ等各分野で、テーマに応じたネットワークが組み立てられており、現状に応じた対策はうたれているが、まだアセスメントを共有した連携が進められていない。窓口に対しての認識や機体は、「あると便利」「そこに任せられる」といったものが多い。座長より、「なぜ、子供・若者なのか」、それは協議会が子供から若者への発達の継続性の問題があり、医療・保健・教育・福祉、すべての機関がそこに関わっていく必要があることが改めて指摘された。まだまだ、縦割りの意識から抜け出せていない状態があるが、市町では様々な課からの参加も増え、今後総合相談窓口の機能の議論の中で、連携についても理解を深めていけるよう情報提供していく。

(ウ) 第3回

➤ スーパーバイズの狙い

子ども・若者の発達を保障するための総合的な支援の在り方を考えるために、事例を用いて検討した。また、さらにそうした必要な支援を、子ども若者総合相談窓口が果たすべき役割と、地域で作っていく必要があるものとして分類し、それぞれの支援の連携についてもディスカッションしていただいた。

➤ 担当者所見

5種類の事例を紹介し、まず、事例全体を通じての感想を参加者から集め、KJ法で分類し、紹介した。＜早期発見＞＜家族支援＞＜困難の要因の複合性＞＜支援の継続性＞＜教育の年代での支援の在り方＞＜思春期精神医療の課題＞＜窓口のわからなさ＞＜本人視点での支援の在り方＞と言ったキーワードが見られ、支援の在り方についての理解が深まった。

また、それぞれグループで事例を検討してもらう中で、総合相談窓口に必要な機能は、「専用ダイヤルやメール」「アセスメント機能」「家族支援」「コーディネート機能」「居場所機能」の5つに集約された。また、総合相談窓口は、あくまでも地域の支援と連動してその窓口がある必要があることも、スーパーバイザーから指摘され、改めて、ネットワークの理解が深まった。

## エ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	9月28日 ～9月29日	子ども・若者地域協議会、子ども・若者総合相談窓口の視察	札幌市若者支援総合センター さっぽろ若者サポートステーション こころのリカバリー総合支援センター 札幌市子ども発達支援総合センター
2	11月11日	子ども・若者総合相談窓口の運営および業務の実際に関する視察	兵庫県企画県民部 青少年課青少年育成班 ひめじ若者サポートステーション

### (ア) 第1回

#### ➤ 視察の狙い

滋賀県では平成28年3月に子ども・若者支援地域協議会を設置し、調整機関として滋賀県立精神保健福祉センターが指定された。現在は、協議会を通じて各市町や関係機関との横のつながりと現在の子供・若者の課題の共有、啓発を主なテーマとして実施、今後、協議会をどのように発展させていくか、先に実施している札幌市への視察を行った。

札幌市では平成22年9月に子ども・若者支援協議会が設置され、子ども・若者支援調整機関は札幌市若者支援総合センター、子ども・若者指定支援機関は公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会が指定されている。6年目となった協議会のテーマ設定や会議の進行の具体的な様子や、総合相談窓口としての工夫について学ぶことを目的とした。

#### ➤ 視察内容

##### 【協議会の見学】

- ・ 今年度2回目の協議会に参加させていただいた。内容は、札幌自由が丘学園の見学と意見交流、その他事例検討であった。フリースクールの現状についての報告と、どのような連携を必要としているか事例を通じて発表があった。フリースクールでの活動の実際も見学させていただいた。また、意見交流では前段を踏まえ「教育を保障していくことに、自分の機関では何ができるか」といったことで活発に発言されていた。協議終了後、協議会メンバーである札幌市ひきこもり支援センターや発達障害者支援センター「おがる」の方から、それぞれの機関の現状や連携についての意見を聞くことができた。

##### 【総合相談窓口の見学】

- ・ 札幌大通りの中心地の一般的なビルの1・2階フロアを利用しており、課題を持つ若者に限らず、「すべての若者が利用できる」つくりとして、

バンドやその他の活動ができる貸館スペースや、自習スペース、交流サロン(ボードゲームやテレビゲームの貸出しなどがあるスペース)が1階に、相談室やセミナーが行われる部屋が2階に作られていた。1階サロンを通らずに、2階に上がるつくりになっていた。相談に来所する若者への心理的な配慮として空間を別にすることと、また、相談によって社会に出る準備が整いつつある若者へ、一般に近い集団の雰囲気が体験できる場を提供することの2つを目的としてこのような形にしたとの説明があった。

- ・ 窓口の課題としては、特に、学校の先生を対象としての広報と、スタッフの育成についてをあげられていた。広く先生に対して広報するために、漫画形式の広報誌を作成中とのこと。見やすく、生徒にも手渡ししやすいものを作成し、まずは、ホームページでアップしていくとのこと。スタッフの育成に関しては、定例のスタッフミーティングを行ってケースの共有を図り、ケースワークについて学びあっているとのことだが、「若者支援」としてのアセスメントや支援スキルについては「若者支援」分野が新しくできたものであり、これからまとめていくとのことであった。メンタルヘルスに関しての内容があった場合は、同じビルに心療内科のクリニックがあり、そこの医師と連携しているとのことであった。

➤ 担当者所見

滋賀県では、まだ総合相談窓口が開設されておらず、現在、精神保健福祉センターの思春期相談・ひきこもり相談の幅を広げ、広く問題に対応できるようにしている。精神保健の問題が相談のきっかけとなることが多く、対象としては、ひきこもりやメンタルヘルスの問題から対処していく必要があるものが多い。故に、札幌市で見学させていただいた総合相談窓口の「より、社会復帰に近い対象(例えば、高校卒業や中退すぐでひきこもりが長期化していない、あるいは、他の機関でサポートを受けながら社会参加へ意識が向いてきたケース)」については試行錯誤している段階である。

今回見学させていただいた札幌市は、ネットワークの中で、役割分担がかなり明確にされている印象を受けた。診療所機能も持つ「札幌市ひきこもり支援センター」や「発達障害者支援センターおがる」など専門機関も多くあり、機関の連携を強めていく中で、様々な対象に対応できるつながりを作っていることと、若者総合相談窓口は、より社会復帰に近い対象へアプローチしていくという明確な意図をもって、その場の構造や、広報の対象・仕方を検討されていた。

また、協議会も、5年目とのことだったが、参加者が明確に「若者支援は総合的に行う必要がある」との意識を持って参加されており、故に、自分た

ちの支援として何ができるかという議論が成立していた。

現在滋賀県としては、5回シリーズの研修会の中で子供・若者支援の総論と各論について支援者等に啓発している。さらに、協議会では事例を通じて総合的な支援の必要性について提示することを行っている。それぞれの課題への対応の力だけでなく、さらに、子供・若者の生活や取り巻く環境を「総合的に見る」ことを支援者に啓発していく必要を感じた。

また、「総合相談窓口」としての整備の必要性と、精神保健福祉センターの土台からさらに、「子供・若者支援」としての支援が可能な相談員の育成や窓口整備の必要性を認識した。

## (イ) 第2回

### ➤ 視察の狙い

当県において検討している子ども・若者総合相談窓口設置について、既に設置している兵庫県より相談窓口の実際について説明を受けるとともに、下記事項の把握を図る。

- ・ 相談窓口の概要および体制（人員、分掌、勤務体制）
- ・ 主な相談内容と相談実績
- ・ 相談時のアセスメントや関係機関とのつなぎ
- ・ 相談窓口にかかる予算 等

### ➤ 視察内容

午前に兵庫県庁を訪問し、上記担当者より、子ども・若者総合相談窓口（ユースケアネットほっとらいん相談）に関する資料の提供および説明を受けた。

また、午後からは兵庫県が設置する5つのブランチのうち、播磨ブランチ（姫路市）を訪問し、相談窓口の実際について担当者より説明を受けた。

### ➤ 担当者所見

兵庫県の子ども・若者支援地域協議会にあたる「ひょうごユースケアネット推進会議」は、子ども・若者育成支援推進法が施行された直後の平成22年より設置されており、その総合相談窓口として、「ユースケアネットほっとらいん相談」が置かれている。この窓口は電話相談窓口として、相談員3名体制（心理士や教員OB、1日1人）で運営されていた。平成27年の延相談件数は1,371件、相談内容はひきこもり、不登校が多いとのこと。

また、他の支援機関へつないだ事例は全体の15%であり、相談の多くはホットラインで対応されていた。その要因は、相談員の親身な対応により、何度も相談をするリピーターが多いとのことであり、本県が設置した場合も同じようなケースが想定されると感じた。

本県よりも人口が多く、面積も広い兵庫県では、ひきこもり支援センターの地域ブランチを県内5か所に設置し、地域性を重視した運営がされていた。各地域ブランチは電話相談、訪問支援を行っており、その運営はひきこもり支援等を行うNPOに委託している。播磨ブランチを視察では、当ブランチの支援により社会復帰した青年からのメッセージの掲示、対人関係によるストレスを軽減するための部屋の配置等、配慮された支援スペースを説明を受けながら見学することができ、大いに参考になった。

(6) 今年度の取組の成果

- ア 先進地への視察により、支援の実際を見聞きすることで、相談窓口設置の必要性を実感し、必要な機能等を考察することができた。そして、現在、平成29年度に県子ども・若者総合相談窓口設置にむけて準備を進めている。
- イ 子供・若者問題について、5回（若者支援、発達障害、ネット・ゲーム依存、自殺予防）の公開講座を実施し、子ども若者支援への気運醸成を図ることができた。毎回多分野の支援機関、団体等から100名近い参加者があり、子供・若者問題への関心の高さを感じた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

- ア 市町協議会設置への働きかけを強める。
- イ 県総合相談窓口を設置予定であることから、子供・若者問題に携わっている相談窓口担当者との連携を強めるとともに、窓口の周知を図りたい。



(1) 地域における子供・若者の状況

非行は、大阪府警察、児童虐待は子ども室、不登校及びいじめは教育庁、ニートは就業促進課、発達障害は障がい福祉課、ひきこもり青少年は青少年課が担当している。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

今年度までは高校中退者や不登校といった、ひきこもりの入り口となる部分の対応に力を入れていた。来年度から、高校中退・不登校防止事業が教育庁へ移管となるため、市町村における協議会設置をはじめとする支援や、市町村のネットワーク構築の支援に力を入れていきたい。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

上述の通り、分野ごとに担当課が対応している。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

接点は基本的に市町村であり、府が接点となることはない。

エ 取組を行う上での課題とその対応策

市町村の多くは、ひきこもり青少年等を取り扱っている部署がなく（受け皿がない）、また、どこの部局で協議会を立ち上げれば良いか分からないという市町村が多い。一旦受け皿が決まれば、そこの部局の責任で進んでいくであろう。

オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

平成 24 年～26 年で「子ども若者自立サポート事業」を実施し、府内 7 つ（10 か所）の民間支援団体と連携し、ひきこもり青少年の支援を実施した。事業は終了したが、本事業によって蓄積したノウハウを活かし、「子ども・若者自立支援センター登録団体」としては現在も自主的に活動している。

カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

協議会の下に専門部会を設ける方向で考えており、庁内関係部局や、サポートステーションや子ども若者自立支援センターといった民間団体が参画する「子ども・若者の社会的・職業的自立専門部会」を設置している（市町村は入らない）。協議会の庁内会議や専門部会を通じて、顔の見える関係を築いていく。

### (3) 地域協議会運営状況・効果・課題

#### ア 協議会の役割

昨年度までは、庁内の情報共有機関としての役割を持たせていたが、今年度から、専門部会を設け民間団体等との情報共有をしていきたいと考えている。

#### イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

協議会は青少年課で運営している。会議形式は庁内会議と専門部会であり、専門部会については、青少年課とそれぞれの担当課が事務局となることを想定している。なお、「子ども・若者の社会的・職業的自立専門部会」については、青少年課及び就業促進課で運営している。

#### ウ 県と市町村の関係性・役割

内閣府の事業を活用し、市町村等の職員を対象とした合同研修会を実施するなど、広域行政として市町村に対する情報共有を行っていく。

#### エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

青少年課である（指定支援機関はない）。

#### オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

大阪府北部は、南部と比べると社会資源は充実しているという話を聞くことはある。

#### カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

昨年度設置した協議会は、ひきこもりサポーター連絡会をベースに設置したものである。また、それ以外のネットワークに民間支援機関連絡会、市町村連絡会があるが、ここ2～3年開催していない。合同研修会等の実施や、個別に連絡調整を行っているため、あえてこれらの会議を開催する必要がないことがその要因である。

#### キ 予算

ひきこもりサポーター連絡会の時から会議の開催や講師謝金等で確保している予算はあるので、現状の役割を行う分には問題ない。ただ、地域の実態把握等の予算はなく、大阪府の実態は把握できていない。そのため、市町村に設置を促すにしても説得性に欠けるのが現状である。

この課題解決に向け、スクラップアンド・ビルドで予算を捻出し、平成29年度「困難を有する若者に関するアンケート調査事業」を実施し、民生委員・児童委員が把握するひきこもりの実態調査を実施する予定である。

ク 協議会により得られた効果

大阪府として協議会を設置したことで、各市町村に促しやすくなった。最近は大阪府が設置したことの認知も進んだと感じている。

ケ 運用上の課題

実態把握、市町村の受け皿、市町村の協議会の担当課決めが、主な課題である。

(4) 今年度掲げた目標

府内市町村における子ども・若者支援地域協議会設置を促進し、市町村における支援体制の強化を図ることで、困難を有する子ども・若者が再チャレンジできる仕組みを構築する。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	8月29日	生活困窮者自立支援法 施行を踏まえたひきこ もり等困難を有する青 少年支援に係る課長会 議	日本福祉大学 名誉教授 竹中 哲夫
2	2月3日	家庭問題にかかる学校 や学校関連団体等をプ ラットホームとした、早 期発見の仕組み構築の 課題について	大阪ファミリー相談室 荒木 直彦
3	2月9日	高校生を取り巻く現状 について	一般社団法人Colabo 代表理事 仁藤 夢乃 副代表理事 稲葉 隆久
4	1月23日	若者相談から見えてき た予防的施策への反映 について	佐賀大学大学院学校教育学研究科 教授 上野 景三

## イ 連絡会議

回数	日程	テーマ	講師
1	8月29日	生活困窮者自立支援法 施行を踏まえたひきこ もり等困難を有する青 少年支援に係る課長会 議	-

## ウ スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	10月14日	子供・若者支援地域協議 会の効果的な運営方法 について	立命館大学産業社会学部 教授 山本 耕平
2	2月3日	ケース検討会議の進め 方について	立命館大学産業社会学部 教授 山本 耕平
3	8月10日	広域設置の効果につい て	豊橋市 議会事務局 松井 清和
4	12月19日	子ども・若者支援地域協 議会設置事例検討会	日本福祉大学 名誉教授 竹中 哲夫
5	2月28日	豊中市における子ども・ 若者支援ネットワーク に関するスーパーバイ ズ	株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング部 主任コンサルタント 田中 成幸

### (ア) 第1回

#### ➤ スーパーバイズの狙い

協議会の効果的な運営方法等について御講義いただくことで、吹田市職員及び民間支援団体職員の協議会に対する理解を深め、協議会設置に向けた取組を促進する。

#### ➤ 担当者所見

協議会の効果的な運営方法等について吹田市職員及び民間支援団体が学ぶことにより、吹田市における協議会設置に向けた取組が促進された。

### (イ) 第2回

#### ➤ スーパーバイズの狙い

個別ケースの検討方法等について立命館大学産業社会学部教授 山本耕平氏に御講義いただいた上で、各関係機関の担当者が班別に討論（ワールドカ

フェ形式) することで、それぞれの立場から意見を出し合い共有する。共有した意見等については、吹田市教育委員会地域教育部青少年室において再検討し、関係機関と調整した上で反映させていく。

➤ 担当者所見

班別討論(ワールドカフェ形式)を実施することにより、それぞれの立場にある担当者の意見を本会議に出席した全員で共有することができた。個人情報の取扱や緊急を要する事案が発生した場合の対応等について、今後検討しなければならない課題についても共有することができ、課題の解決に向けた吹田市の取組に期待したい。

(ウ) 第3回

➤ スーパーバイズの狙い

広域連携の効果について講義を実施することで、協議会の共同設置などさまざまな可能性について検討する。

➤ 担当者所見

各市町が協議会設置に対する課題を意見交換することにより、意識醸成を図ることができた。

(エ) 第4回

➤ スーパーバイズの狙い

先行的に協議会を設置した3市の設置事例や協議会のネットワークを活用した支援事例を通じて、他の市町村において協議会を設置する場合に想定される課題や、その解決策について検討する。

➤ 担当者所見

先行事例や、参加市の状況を共有することで、各市における支援ネットワーク構築の意識醸成を図れた。本府におけるモデル案策定にむけ、各市の状況や意見要望を参考にしていく。

(オ) 第5回

➤ スーパーバイズの狙い

支援の推進にあたり豊中市版子ども・若者白書や、若い世代の生活実態調査等のデータを活用し、計画の策定に反映する方法について学ぶ。

➤ 担当者所見

今回は、第2回子ども・若者支援協議会実務者会議の開催に合わせて、株式会社野村総合研究所コンサルティング事業本部社会システムコンサルティング

グ部 田中成幸さんに御講演いただき、他の支援機関や地域を巻き込んで支援の仕組みを作ることが包括的な支援をするために重要であると感じた。

## エ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	10月28日	社会的困難を抱える子ども・若者への総合的・包括的な支援を実施するため、市内外の支援機関との連携を深め、「顔と顔の見える関係づくり」の構築を図る	愛知県豊橋市
	2月18日	北九州市子ども・若者応援センター「YELL」の取組を視察し、大阪府内市町村における子ども・若者支援地域協議会設置促進施策の参考とする	福岡県北九州市

### (ア) 第1回

#### ➤ 視察の狙い

社会的困難を抱える子供・若者への総合的・包括的な支援を実施するため、市内外の支援機関との連携を深め、「顔と顔の見える関係づくり」の構築を図るネットワーク会議の視察・事務局へのヒアリングを通じ、広域連携の実践を学ぶ。

#### ➤ 視察内容

- ・ 会議の視察（グループワーク等に参加）
- ・ 事務局へのヒアリング

#### ➤ 担当者所見

三遠地域担当者が顔の見える関係を構築することで、子ども・若者の包括的な支援が実施できる体制が整備されていると感じた。

### (イ) 第2回

#### ➤ 視察の狙い

「子ども・若者支援地域協議会設置等のモデル事業」（内閣府）を受託した経験のある自治体を中心となり、子ども・若者支援に携わっている関係者が一堂に会し、各自治体で抱えている課題や地域に蓄積されているノウハウを共有する。

➤ 視察内容

- ・ 北九州市子ども・若者応援センター「YELL」視察
- ・ 第3回子ども・若者支援フォーラムに参加
  - ・ 講演会
  - ・ パネルディスカッション
  - ・ ワールドカフェ
  - ・ 交流会

➤ 担当者所見

北九州市子ども・若者応援センター「YELL」は、支援対象者一人一人にどの段階の支援が必要か把握するため、独自の評価基準による先進的取組を実施している。この評価基準は、支援者の自立度を10段階評価で示すことで、支援者が的確な支援を実施できるだけでなく、支援対象者が自分の自立度を認識することで、次の目標を設定できる利点がある。また、成果指標を示しにくいと言われているひきこもり等の青少年支援において、この10段階評価を活用することで一定の成果を示すことができている。

大阪府においても、この評価基準を参考にしながら、大阪府としてのひきこもり等困難を抱える青少年支援に係る成果指標を検討し、市町村に示していくことで、子ども・若者支援地域協議会の設置促進に努めていきたい。

(6) 今年度の取組の成果

市町村における困難を有する子ども・若者支援ネットワークの現状を再確認することができた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

ア 大阪府として、市町村における協議会の設置促進を推進したものの、大阪府における協議会設置数は、平成28年度新たに設置に至った2市を合わせて4市にとどまっている。平成29年度以降は、これまでとは異なる形でアプローチしていく必要がある。

イ 平成29年度「困難を有する若者に関するアンケート調査事業」を実施し、市町村ごとにひきこもり青少年の実態を集計した報告書市町村に情報提供することで、市町村における課題を明確にするとともに、支援ネットワーク整備を促進していく。

(1) 地域における子供・若者の状況

子供・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の問題が深刻な状況にある。とりわけ、不登校、ひきこもり、ニートなど、課題を抱える若者の支援を進めるに際して、各専門機関の連携がより一層必要となっている。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

県立神出学園を中核に、保健・医療、福祉、教育、雇用等 30 機関のネットワークで構成する「ひょうごユースケアネット推進会議」を運営し、ほっとらいん相談（電話相談）を設置するなど、青少年の総合相談に対する支援を行うとともに、平成 26 年度からは、同会議に「兵庫ひきこもり相談支援センター」機能を追加し、不登校、ひきこもりなど、課題を抱える青少年への支援を進めている。また、地域で支援を行う NPO 団体の協力を得て、ひきこもりの相談窓口として県内 5 か所に「地域ブランチ」を設置し、電話、来所相談に加え、より困難なひきこもり当事者や家族へ支援が届くよう訪問支援によるアウトリーチ型支援を行っている。

(ア) 地域相談会

ひきこもり等に関するセミナー・個別相談会の実施。

(イ) 地域連携ネットワーク

「地域ブランチ」を拠点とし、ひきこもり地域支援ネットワークを構築し、情報交換や研修を実施。

(ウ) 訪問支援（アウトリーチ型支援）

電話相談、面接相談などのうち、訪問による支援が適切なケースについて実施。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

ひきこもり支援として設置した「地域ブランチ」を拠点に、各地域において支援に関わる機関の連携ネットワークの構築を進めている。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

第一的な相談窓口として青少年の総合相談窓口の「ほっとらいん相談」にて電話相談を受け、必要に応じて、来所相談を行ったり、専門機関及び地域ブランチなどにつながるなどの支援を行っている。

エ 先進的な取組

総合相談窓口だけでなく、地域の住民が、身近なところで支援が受けられるよう、「地域ブランチ」を設置し、居場所や、当事者が参加できるイベントなど、それぞれの民間支援団体の特色を活かした支援を展開している。さらに、「地域ブランチ」を拠点に、



市町や他の支援機関との連携ネットワークの構築を進めることで、地域の状況に応じた支援体制づくりを行っている。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

人材の確保が課題である。相談窓口についても、対応しようとするとその人員確保が必要となり、予算の問題も出てくる。また、相談を聞く側の人の精神的な負担が大きい。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

地域の支援機関・民間団体は各々で活動しつつ、地域ランチで共有している。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

「地域ランチ」を拠点に、市町や民間団体を含めた他の支援機関との連携ネットワークの構築を進めることで、地域の状況に応じた支援体制づくりを行っている。また、協議会が開催する実務者会（研修会）には市町担当者及び民間支援団体も積極的に参加しており、相談員のスキルアップや情報共有を行い、連携を進めている。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

兵庫県では平成9年に「兵庫県青少年の心の問題に関する関係施設長会議」を発足させ関係機関の連携に努めてきた。関係機関の連携を主な役割としていたこの会議を、子ども若者育成支援推進法の公布とともに、協議会という形にした。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

30の構成機関から構成しており、指定支援機関である、兵庫県青少年本部を中心に運営している。会議形式は代表者会議（年1回）と研修会（年3回）である。

ウ 県と市町村の関係性・役割

市町に対しては、地域協議会や、総合相談センターの設置等に関する助言など、必要に応じて個別に対応したり、実務者会議（研修会）に、市町青少年主管課へも参加を呼びかけ、相談員のスキルアップなども含めて連携をとっている。

エ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

主にひきこもりが対象ではあるが、協議会と参加機関が概ね同じである地域ランチがある。地域ランチの運営主体はNPO等である。

オ 協議会により得られた効果

顔が見える関係が構築できていることで、ケース発生時のコミュニケーションが円滑

になっている側面はあると思う。

#### カ 運用上の課題

協議会の規模が大きく、構成機関における分野も多岐にわたっているため、代表者会議や実務者会議（研修会）における、情報共有等が難しい面もあるが、各機関の取組把握や、相互の連携強化に向けて、より効果的なネットワークづくりを推進していく。

#### (4) 今年度掲げた目標

外部専門家等による研修会を開催し、子供・若者支援の関係機関職員が、課題を抱える青少年の現状を理解し、専門的知識を深め、支援の幅を広げていくとともに、地域での連携ネットワークの構築を進めていく。

#### (5) 今年度実施内容

##### ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	7月25日	ひきこもり当事者による体験発表及び課題を抱える青少年への支援と連携について	特定非営利活動法人 結井上 一休
2	8月10日	アセスメント技術を高めるワークショップ	大正大学人間学部 臨床心理学科 教授 近藤 直司
3	2月20日	ひきこもり青年を抱える家族への支援 グループワーク「ひきこもり事例を通して、家族支援について学ぶ」	兵庫県立大学 看護学部精神看護学 准教授 船越 明子

#### (6) 今年度の取組の成果

協議会運営については、関係機関で共通として課題になっているテーマを検討し、研修会を実施することで、実務者同士の連携に対する意識向上とスキルアップを行うことができた。

#### (7) 今後の課題・取組の方向性

県協議会の関係機関は、幅広い分野で構成されているため、実務者会議でとりあげるテーマとして、なかなか共通課題を見つけにくいのが、今後、さらに実務者から活発な意見を取り入れて、スキルアップが図れるよう実施していく。

(1) 地域における子供・若者の状況

- ア 奈良県の人口は135.9万人であり、このうち約4割の53.5万人が子供・若者（0～39歳）である。
- イ 若年無業者及びひきこもりの人数は、若年無業者8,300人（平成24年度 総務省）、ひきこもり推計4,600人（平成21年度 奈良県青少年・社会活動推進課）である。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

奈良県においては、「奈良地域若者自立支援ネットワーク連絡会議」を設置し、子供・若者支援にかかる関係機関の連携を強化している。困難を有する子供・若者やその家族にとってより身近な地域での支援を充実させるため、市町村における地域協議会の設置を促進していくことが課題である。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

- (ア) 困難を有する子供・若者支援として、県協議会の各構成機関が互いの支援について理解を深め、より重層的な支援の展開が期待されるが、特に若年無業者・ひきこもり支援について注力していく。
- (イ) 平成27年に奈良県でひきこもり当事者やその家族を対象とした「奈良県ひきこもり相談窓口」を県庁内に設置し、専門の相談員が電話相談や来所相談により対応している。
- (ウ) 「奈良県ひきこもり相談窓口」は、県北部に位置する奈良市にあるため、県中南部地域に住む相談者も相談できるよう出張相談（橿原市、五條市、吉野郡大淀町）を平成28年5月から実施している。  
またアウトリーチによる支援（訪問支援）を民間支援団体に委託している。
- (エ) 就業や復学への支援のみならず、ボランティア活動や農作業など社会参加に向けて幅広い選択肢を提供できるよう、地域での受け皿の拡大に努めている。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

チラシや広報紙等を用いた周知に加え、各地域の民生委員・児童委員への案内、民間支援機関との連携強化を通じて相談者の発見・窓口利用の呼びかけを図っている。

エ 取組を行う上での課題とその対応策

ひきこもり支援に関しては、相談窓口の運営や、アウトリーチ、居場所提供型支援、家族向け集団支援の民間委託を通じて当事者やその家族を支援しているが、本人支援の段階から社会参加に向けた支援の段階へとステップアップするには相当の時間を要するという課題がある。その課題に対し、より当事者の負担が小さい形で次のス

トップに進むことができるよう、支援メニューの細分化、多角化を検討し、一人ひとりのニーズに合わせた支援を目指している。

オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

居場所（フリースペース）や自助グループ、就労支援機関等約 50 の支援機関が奈良県内にあり、これらの機関との相互のネットワーク構築とスキルアップのため、年 4 回集合研修を実施している。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

奈良県の子ども・若者支援地域協議会として「奈良県地域若者自立支援ネットワーク連絡会議」を平成 27 年 11 月に設置したことがきっかけで県内の行政機関・民間支援機関がより強固に連携し、構成機関同士の強みを踏まえた幅広い支援が期待される。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

(ア) 構成

県 14 機関、民間団体 7 機関、奈良労働局、奈良県警察の計 23 機関で構成されている。

(イ) 運営

代表者会議（年 1 回程度）、個別ケース会議（適宜）、各種部会等を開催している。実務者会議については、それに代わる支援機関研修（年 4 回、上記(2)オによる）をより多くの支援機関を集めて開催している。

ウ 県と市町村の関係性・役割

市町村が設置する協議会に県が構成機関やオブザーバーとして参加し、県と市町村が連携した支援を行うことができる関係を築くことを目指している。

エ 協議会により得られた効果

(ア) 被支援者（子供・若者）への効果

関係機関同士の連携が促進されることにより、雇用、福祉、保健・医療、教育など複合的な要因を抱える当事者等への支援が可能になることが期待されている。

(イ) 支援者（自治体や協議会参加団体等）への効果

県として協議会を設置することで、協議会未設置の市町村に対し協議会設置及び具体的な支援の実施を促す効果が期待される。

オ 運用上の課題

県下で協議会を設置している市町村は4市（設置見込みを含む）であり、当該4市とは支援の在り方や連携を確認し必要な情報の提供などを行っているが、協議会未設置市町村に対しては関係機関の連携による支援の重要性をいかに理解してもらうかが課題である。

(4) 今年度掲げた目標

ア 子ども・若者支援地域協議会の支援ネットワークをより効率的・効果的に運用していくため、県下市町村においても協議会設置を促していく。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	9月13日	地域の実情に応じた支援ネットワークづくり	札幌若者支援総合センター 館長 松田 考

イ 連絡会議

回数	日程	テーマ	講師
1	11月7日	子ども・若者支援における県と市町村との連携について	—

ウ スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	9月23日	市町村がメリットと感じる協議会設置の伝え方について	山陽学園大学 看護学部看護学科 教授 目良 宣子
2	9月29日	支援団体から見た、公的機関の効果的な支援体制整備について	NPO 法人育て上げネット 若者支援事業部 担当部長 井村 良英

(ア) 第1回・第2回スーパーバイズ

➤ スーパーバイズの狙い

平成28年9月時点で、県内39市町村のうち子若協議会設置済み市町村が2市のみであるという状況を鑑み、県から協議会未設置市町村に対し、どのような方法を用いれば協議会設置検討を促すことができるかの助言を得る。

➤ 担当者所感

若者の問題は若者の分野だけで解決しようとするのではなく、例えばひきこもりの若者に介護人材として活躍してもらおうなど、介護や福祉、子育てなどあらゆる分野の課題と結びつけて解決を目指すことが求められているとの助言を得た。少子高齢社会が進行し、若年労働人口の減少が見込まれる中で、子供・若者支援が地域の課題解決に通じる取組であることを理解してもらおうことが重要であると感じた。

エ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	1月23日	佐賀県における子ども・若者支援の現状（民間NPOと行政機関との協働）	佐賀県子ども・若者総合相談センター（受託：S.S.F.） 佐賀県こども未来課
2	2月22日	和歌山地区での連絡会議	和歌山県

(ア) 第1回 佐賀県視察

➤ 視察の狙い

S.S.F. はどのような組織・活動で支援をしているのか、また、県や市、各教育委員会等の行政機関とどのような連携を行っているのかを把握する。

➤ 担当者所見

S.S.F. が佐賀県の行政機関より信頼を得ている理由は、ひとえに実績をあげていることが挙げられる。不登校の再登校、ひきこもりの社会復帰・就労等、いずれもすぐに結果が出るものではないが、途中で諸制度が変わろうとも真摯に当事者やその家族、ときには同じ支援者と向き合って粘り強く関わり続けることで、少しずつ状況が改善されていくのであらうと感じた。

(イ) 第2回 和歌山県視察

➤ 視察の狙い

和歌山県では、地域協議会の構成機関相互の連携やスキルアップを目的として、和歌山地区、きのかわ地区、田辺・西牟婁地区、新宮・東牟婁地区、の4地区で連絡会議を年2回実施されている。本視察では、和歌山地区での今年度第2回目の連絡会議を見学した。

➤ 担当者所見

連絡会議には県立医大、県警、ハローワークや県立高校等幅広い機関から出席されていたことから、日頃から担当課が各構成機関との連携に力を入れておられることが伺われた。

事例検討では、事例提供者の所属機関がどういった相談を受け、それに対してどのような支援を行っているのかを知るために、その機関から事例を提供してもらうことは非常に有効であると感じた。

(6) 今年度の取組の成果

都道府県・基礎自治体等連絡会議を実施し、県内の市町村担当職員に対し協議会設置の意義及び困難を有する子供・若者支援の必要性を説明し、連携による支援の重要性について理解を促した。今年度は、香芝市において平成 28 年 12 月に協議会、1 月に総合相談窓口が設置された。また、生駒市において平成 29 年 3 月に協議会設置予定となっており、計 4 市が協議会設置に至った。

(7) 今後の課題・取組の方向性

未設置市町村に対し協議会設置を引き続き働きかけていきたい。特に人口規模の大きい市部に対しては協議会設置における課題等を聞き取り、個別の状況に応じて働きかけていきたい。

また、県全体の支援のネットワークを強化するため、地域の支援機関、民間団体、行政機関を対象とした集合研修を引き続き実施していく考えである。

(1) 地域における子供・若者の状況

今後の青少年関連施策や「和歌山県子供・若者計画」改定の参考資料とするため、平成27年度に高校生及び18～39歳の県内在住者を対象に「若者の意識と行動に関する調査」を実施し、その結果をWeb上で公開。

(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/ishikicyousa27.html>)

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

地域若者サポートステーションと、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センター（With You）を併設、一体的に運営する「若者サポートステーション With You」を県内3か所に設置。若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を展開。

また、支援関係者のスキルアップや支援ネットワークの拡充を図るための地域若者支援公開セミナー（研修会）や地域若者支援連絡会議等を開催。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

高校中途退学等の若者についてはできるだけ早期に支援へつなげることが効果的であり、若者サポートステーション With You では、在校生向けの就職支援等のセミナーの開催や出張相談の実施、高等学校進路指導研究会への参加や地域若者支援連絡会議の開催等を通じて、学校との連携を強化しながら早期支援に取り組んでいる。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

(ア) 周知広報活動

- 関係各所でのチラシ配布・ポスター掲示
- ホームページ・SNS の運用
- 新聞・ラジオ・自治体広報誌・地域の回覧板等の媒体活用

(イ) 関係機関からの紹介

(ウ) 出張相談会の開催

(エ) 多様な相談方法の提供（来所、訪問、電話、メール、FAX、手紙）

エ 先進的な取組

先述のとおり、地域若者サポートステーションと子ども・若者総合相談センターを一体的に運営することで、子供・若者の抱える課題解決から就労に至るまで、総合的なサポートを実現。



オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

県庁所在地である和歌山市以外の 29 市町村は人口 8 万人未満の小規模自治体であり社会資源に乏しい。

カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

地域若者支援連絡会議や地域若者支援公開セミナー（研修会）の開催等を通じ、市町村職員や多様な支援関係者に対し幅広く参加を呼びかけ、個々のスキルアップを図るとともに、広域的な支援ネットワークの重要性を啓発し、実際の支援現場で直接役に立つ「顔の見える関係づくり」を推進し、連携体制を強化している。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

- (ア) 代表者会議（年 1 回）を開催し、子供・若者支援に関する大きな方向性の決定や、情報交換・意見交換等を通じて構成機関の連携強化等を図る。
- (イ) 研修会（地域若者支援公開セミナー）を開催し、支援関係者等のスキルアップや支援ネットワークの拡充等を図る。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

(ア) 代表者会議

調整機関である県青少年・男女共同参画課が中心となり運営（全 26 構成機関）

(イ) 研修会

同課と若者サポートステーション With You 等が中心となり企画運営（年数回）

ウ 県と市町村の関係性・役割

(ア) 管下市町村に設置を促進するに当たっての方針

設置する協議会が実際の具体的なケースに対してより良い効果を発揮するよう機能するためには、地域の実情を把握している市町村が主体的にそれぞれの実情に応じた最適な協議会づくりを進めることが重要であることから、場合によっては複数市町村での合同設置等についても視野に入れながら、今年度の取組を引き続き推進することでその主体性・積極性を醸成し、サポートしていく。

(イ) 管下市町村のニーズ及び問題意識の把握状況

（平成 23 年度）子ども・若者育成支援推進法に係る市町村との意見交換会を開催し、子若法の趣旨周知と市町村の取組状況についてのヒアリングを実施。

- 子若法に関する分野は幅広いため、所管部署が必ずしも定まっていない。
- 小規模市町村では社会資源不足により単独での協議会設置は困難。

→ 広域での設置検討も必要

(平成 25 年度) 地域における若者支援体制整備に係る市町村対象説明会を開催し、①「若者サポートステーション With You」設置(サポステと総合相談センターの併設)の趣旨説明と、②広域的な協議会設置に向けた働きかけを実施。

①については了、②については①の運営状況を見ながらでないとは判断しづらいとの意見が多く保留。当面は「地域若者支援連絡会議」を広域版協議会に準ずる会議として実施。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

和歌山県青少年・男女共同参画課

オ 支援に資する社会資源(組織・個人)の有無、地域内における偏在状況

県庁所在地である和歌山市以外の 29 市町村は人口 8 万人未満の小規模自治体であり社会資源に乏しい。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

必要に応じて協力連携を図る。

キ 協議会により得られた効果

(ア)被支援者(子供・若者)への効果

県協議会では実際の具体的なケースを取り扱っているわけではないが、支援関係者のスキルアップや関係機関の連携強化を図ることにより、支援の充実に資することができている。

(イ)支援者(自治体や協議会参加団体等)への効果

支援関係者のスキルアップや関係機関の連携強化による支援体制の充実に資することができている。

ク 運用上の課題

県協議会では代表者会議のみで実際の具体的なケースを取り扱っているわけではないため、構成機関に対し、その参加意義をどのように感じてもらうのが課題。

(4) 今年度掲げた目標

地域若者支援連絡会議や地域若者支援公開セミナー(研修会)の開催等を通じ、市町職員や多様な支援関係者に対し幅広く参加を呼びかけ、個々のスキルアップを図るとともに、広域的な支援ネットワークの重要性を啓発し、実際の支援現場で直接役に立つ「顔の見える関係づくり」を推進し、連携体制を強化することに加え、若者サポートステーション With You の信頼性を更に高める。これらの取組により、協議会設置及び若者支援への市町村の主体性・積極性を醸成していく。

## (5) 今年度実施内容

## ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	9月24日	若者の元気をひきだす家族支援について	神戸松蔭女子学院大学人間科学部 教授 坂本 真佐哉
2	10月8日	ドロップアウトする若者の背景	花園大学社会福祉学部 教授 橋本 和明
3	10月29日	これからの若者支援施策に必要な視点	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考 NPO 法人白浜レスキューネットワーク 支援員 藤藪 亜由美
4	11月5日	ひきこもり支援の方法 ～支援者と家族の協力関係を大切に～	日本福祉大学 名誉教授 竹中 哲夫
5	12月2日	ひきこもり支援啓発講演会 ～地域・支援者・家族にできること～	徳島大学大学院総合科学研究部 准教授 境 泉洋
6	12月10日	孤立から自立へ向けて ～失敗を通して学ぶ～	特定医療法人旭会和歌浦病院 副院長 生駒 芳久
7	2月4日	傾聴術の初歩 ～共感したつもりになっていませんか～	大阪経済大学人間科学部 教授 古宮 昇

## イ 連絡会議

回数	日程	テーマ	講師
1	7月25日	第1回地域若者支援連絡会議（サポステきのかわ地区）	—
2	7月27日	第1回地域若者支援連絡会議（サポステわかやま地区）	—

3	7月28日	第1回地域若者支援連絡会議（新宮・東牟婁地区）	—
4	7月29日	第1回地域若者支援連絡会議（田辺・西牟婁地区）	—
5	2月16日	第2回地域若者支援連絡会議（新宮・東牟婁地区）	—
6	2月17日	第2回地域若者支援連絡会議（田辺・西牟婁地区）	—
7	2月22日	第2回地域若者支援連絡会議（サポステわかやま地区）	—

※この他、自主事業として、7月7日に県協議会代表者会議、3月23日に第2回地域若者支援連絡会議（サポステきのかわ地区）を開催

(6) 今年度の取組の成果

下記の取組の結果、1町が主体的に協議会設置検討をスタートし、現在県でサポートしている。

ア 地域における若者支援ネットワークの構築・強化

県内を4つの地域に分け、2回ずつ開催した「地域若者支援連絡会議」では、昨年度を上回る参加を得て、「若者支援に生かすつながりのチカラ」と題した、具体的支援事例に基づいて意見交換を行うワークショップ等を通じ、新たなつながり作りや連携体制の強化を図ることができた。

<参加者数> 3月23日開催分を除く7回分の合計

のべ218名（県青少年・男女共同参画課と若者サポートステーション With You スタッフを除く）

イ 若者支援に関する新たな知見の提供

市町村職員や支援関係者及び関心を持つ県民を対象に全7回実施した「地域若者支援公開セミナー」では、のべ329名の参加を得て、新たな知見の提供や連携の契機となるつながり作りを図ることができた。

ウ 若者サポートステーション With You における実績（4月～翌年2月）

このような取組により、若者サポートステーション With You の支援も更に円滑化し、進路決定者が275名となるなど、予算削減の中でも昨年度と同等の実績を有している。

(7) 今後の課題・取組の方向性

今年度の取組を引き続き推進するとともに、アンケート調査等を実施するなどして市町村における協議会設置も含めた若者支援に関する現状認識等を把握し、先行する1町を好事例としながら、それぞれの実情に応じ、実際の具体的ケースに対してより良い効果を発揮する機能的な質の高い協議会設置を誘導していく。

(1) 地域における子供・若者の状況

本県の問題を抱える子供・若者の推計は約1万人で、県内の子ども・若者人口240,319人に対し約4.2%である。内訳はひきこもり2,895人、不登校1,068人、発達障害4,418人、ニート2,600人、少年非行239人である。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

(ア) 子ども・若者総合相談センター

本県には、3つの総合相談センターが設置されている。人口に対する総合相談センター数としては、他の都道府県と比較して多い状況にある。人口が多い主要4市（松江市、出雲市、浜田市、益田市）と、その他4市町に総合相談センターを設置し、本県全域をサポートしている。

主要4都市の総合相談センターは、島根県警察で従来より取組が行われている「子ども支援センター」が母体となっている。子ども支援センターの主な対象は小・中学校及び高等学校であり、子供や親、ときには教師等からの学校関連の相談に応じている。必要に応じて、地域の支援機関や専門機関に相談を引き継いでいる。そのような背景もあり、主要4都市に設置されている総合相談センターでは、小・中学校及び高等学校に関連する相談業務が多く寄せられている。

(イ) 島根県ひきこもり支援センター

ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉増進を図ることを目的に、島根県ひきこもり支援センターを設置している（平成27年4月設置）。

ひきこもり支援センターでは、本人や家族等からの電話、来所等による相談に応じ、支援を行っている。また、ひきこもり支援の関係機関間でネットワークを構築するために、関係機関等で構成される全県連絡協議会、圏域連絡協議会等を開催している。他にも、市町村、支援機関等への技術支援や研修等の実施、広報・情報提供、家族会支援等を行っている。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

- ・ 小・中学校及び高等学校に関連する相談業務
- ・ ひきこもり支援

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

本県としては、支援機関マップの配布、その他広報活動を実施している。

## エ 先進的な取組

### (ア) 圏域ネットワーク構築事業

総合相談センター業務において、本県全域をより効率的かつ効果的に支援するために、本県全域を5つの圏域に分けてネットワークの構築を進めている。当該事業では、圏域ネットワーク構築に際しての広報活動や相談員の研修等を行っている。

圏域内に複数の自治体が存在する場合、総合相談センターを設置している自治体が他自治体の住民からの相談も対応することになるため、その費用負担の在り方やルールの整備等が今後の課題となっている。

### (イ) 居場所づくり事業

子供・若者が気軽に活用できる居場所づくりを進めている。

### (ウ) 就労体験事業

子供・若者を対象に就労体験を行っている。若者の就労支援を目的としているわけではなく、子供・若者問わず、他者とのコミュニケーションを通じて健全な心を養うことを主目的としている。

### (エ) モデル事業

子供・若者を対象に農業や林業等に特化した就労体験を行っている。専従のコーディネーターのアドバイスのもと、就労体験を希望する子供・若者と受入農家のマッチングしている。指導者等周囲の人間とのコミュニケーションや農作物の生産行程等を通じて自己の生活を見直すきっかけになることを主目的としている。

## オ 取組を行う上での課題とその対応策

総合相談センターについて、島根県警察の従来取組である「子ども支援センター」が母体となっている関係上、小・中学校及び高等学校に関連する相談が多くなっているが、今後は、若者に関連する相談業務（ニート等）への対応についても拡充していく必要がある。なお現状では、就労関連で困難を有する若者の多くは、総合相談センターに相談するのではなく、サポートステーションに直接相談を持ちかけている。

総合相談センターについて、体制（相談員数）の充実や相談員の対応技術向上の必要がある。8つの総合相談センターがあるが、必ずしも全ての総合相談センターにおいて十分な体制が確保されているわけではなく、また、相談員の対応技術も様々である。総合相談センターからの対応を引き継ぐ支援機関を拡充していく必要がある。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

- ・ 市町村の取組：総合相談センター業務を実施
- ・ 特定非営利活動法人の取組：各特定非営利活動法人で独自の支援業務を実施

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

本県の助成金や補助金を活用し、市町村や特定非営利活動法人が独自の取組を進めている。本県で子ども・若者支援地域協議会を立ち上げる際に、地域で取組を行っている主要な特定非営利活動法人と意見交換を実施しており、現在も主要な特定非営利活動法人とは良好な関係を維持できている。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

- ・ 子供・若者に関する意見交換や連絡調整
- ・ 子供・若者に関する支援方策の検討
- ・ 子供・若者に関する調査研究や研修及び広報啓発 等々

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

協議会の構成は、内閣府が示す「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」に記載の構成者を満たす。

協議会は、代表者会議と実務者会議で構成される。代表者会議は、関係機関等の代表者で構成しており、年1回以上、関係機関等の取組方針や取組状況等子供・若者支援に関する情報共有を行っている。実務者会議は、関係機関等の実務者で構成しており、必要に応じて開催し、子供・若者支援に関する情報交換や個別ケースにおける支援方策及び関係機関等による支援に関する情報共有を行っている。

ウ 県と市町村の関係性・役割

平成24年度から平成26年度にかけて、市町村へのニーズ調査及び設置促進の取組を実施している。その結果、市町村に5つ（松江市、出雲市、浜田市、大田市、美郷町）の協議会が設置された。

本県としては、改めて各市町村の取組状況等を整理した上で、未設置市町村への設置促進の方針等について検討を行っていく予定である。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

島根県健康福祉部にて司会を行い、主導的に協議会を進めている。

オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

今後、支援に資する社会資源（組織・個人）の実態把握を行う予定であり、それを



踏まえて、市町村における協議会設置の方針（既存のネットワークとの関係性含む）等を検討していく予定である。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理  
同上

キ 予算  
県費で協議会費用（協議会参加者の謝金・交通費）を賄っている。

ク 協議会により得られた効果  
代表者会議や実務者会議での意見交換・情報交換により、総合相談センターから地域の支援機関への対応の引き継ぎが円滑になってきていると感じる。また、実務者会議でのノウハウ等の情報共有により、サービス品質の向上にもつながっていると感じる。  
対応の引き継ぎの円滑化、サービス品質の向上等、サービス提供者側の効果が感じられることから、被支援者にも前向きな効果が出てきていると考えられる。

ケ 運用上の課題  
子供・若者支援関連の法律が多岐にわたっているため、その解釈や扱いに苦慮している。各法律の位置づけ等を改めて整理し、正しく解釈した上で対応を行うことが重要と考えられる。

#### (4) 今年度掲げた目標

協議会が未設置の市町村では、子供・若者支援の必要性が喫緊の課題として認識されていない傾向にある。市町村において子供・若者の総合支援についての部署がない。不登校は教育部署でひきこもりは社会福祉部署あるいは保健部署であり、相互の連携はできているものの協議会設立までには至らない様子。

そこで本事業では、県内の既設子ども・若者総合相談センターにおける相談件数、対応件数の増加を示し、支援を要する子供・若者が各市町村内に潜在していることをアピールした。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	8月9日	面接相談技法について	山陰心理研究所 所長 大西 俊江
2	11月11日	連携支援について	島根大学教育学部 教授 岩宮 恵子
3	1月30日	連携支援について	認定特定非営利活動法人 育て上 げネット 若年支援担当部長 井村 良英
4	2月20日	困難を有する子ども若 者の現状とその支援の 課題	中央大学 教授 古賀 正義

イ 連絡会議

回数	日程	テーマ	講師
1	8月5日	島根県子ども・若者支援 地域協議会	—
2	2月20日	島根県子ども・若者支援 地域協議会実務担当者 会議	—

(6) 今年度の取組の成果

既存の各子ども・若者総合相談センターの相談員等のスキルアップ、既存の協議会参画機関の意識向上につながった。

(7) 今後の課題・取組の方向性

県協議会の課題は、参画機関の中には連携対応に慣れていない機関もあることから、子供・若者支援についての認識を高め、積極的な支援活動への参加を促し、連携の強化を推進する。そのためには、子ども・若者総合相談センターの活動状況をアピールし、子供・若者支援の必要性、有効性を広報していく。

協議会未設置の市町村に対しては、市町村内に潜在化している困難を有する子供・若者の存在を認識させ、子ども・若者総合相談センターの設置を推進する。その上で相談件数の多さ、多岐にわたる相談内容があること、支援により将来の社会資源を失わないことを認識させる。

(1) 地域における子供・若者の状況

- ア 岡山県の総人口は 192 万 1,525 人となっており、このうち子供・若者（0 歳～39 歳）は、74 万 6,709 人で、総人口の 38.9%を占めている。（平成 27 年 10 月 1 日現在）
- イ 平成 27 年度に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」から推計されるひきこもりの若者（15 歳～19 歳）の人数を人口比で単純に割り出すと、本県においては約 8 千人のひきこもりの若者がいる計算になる。
- ウ 岡山県青少年総合相談センターでは、総合相談を含む 6 つの窓口で青少年に関する相談対応等を行っており、平成 27 年度においては、7,327 件の相談が寄せられている。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

- (ア) 青少年関係 13 課室で構成する青少年対策マトリックスにおいて、青少年対策事業の連絡調整を強化し、青少年行政の円滑な推進を図っている。
- (イ) 県民局、教育事務所、警察署、青少年補導センターや市町村を含めた地域マトリックスを設置し、地域の実情に即した青少年対策を総合的に推進している。
- (ウ) 子ども・若者支援の総合相談窓口として、6 つの相談窓口が集まった、青少年総合相談センター（ハートフルおかやま 110）を平成 13 年度に設置し、青少年に関する相談、指導等を総合的に行っている。「総合相談窓口」のほか、「教育相談」、「進路相談」、「子どもほっとライン」「すこやか育児テレホン」「ヤングテレホン・いじめ 110 番」がそれぞれ設置されており、「総合相談窓口」は必要に応じてこれらの相談窓口や支援機関につないでいる。
- (エ) 平成 24 年 2 月に「岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定した。困難を有する子供・若者やその家族への支援につき、計画終了時の目標値とあわせて取組内容が示されている。計画期間は平成 24 年度からの 5 年間であり、平成 28 年度が最終年となる。（平成 29 年 3 月に「第 2 次岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定）

イ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

前述の 6 つの窓口で相談のあった相談者及びその家族に対し、支援を行っている。アウトリーチは現時点では着手できていない。支援にあたり、住民にとってはより身近な市町村による対応を選択できるようになることが、望ましいと考える。

ウ 取組を行う上での課題とその対応策

子供・若者支援について、市町村がもつ資源や取組状況を十分に把握できていない。市町村に協議会の立ち上げを働きかけていく上で、資源や取組状況の把握に努めることが重要と考えている。

エ 地域の支援機関・民間団体等の活動

県内には子供・若者支援に携わる民間団体も多く存在するが、全て網羅できていないわけではない。

オ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

県の窓口で相談のあった相談者については、必要に応じて市町村や民間団体に引き継ぐなど、支援を行う上での基本的な連携は実施している。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

(ア)平成23年3月に「おかやま子ども・若者サポートネット」を設置した。

(イ)連絡会議（代表者会議、実務者会議）を開催し、各関係機関等の支援実施状況の事例紹介や情報交換を行うほか、講師を招いての研修会等を実施し、関係機関・団体の連携強化及びスキルアップを図っている。

(ウ)「おかやま子ども・若者支援機関マップ」を作成し、県民をはじめ市町村の担当者や関係機関等に提供している。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

(ア)サポートネットの構成機関は54機関・団体があり、教育、保健・福祉・医療、警察・矯正・更生保護、雇用、相談、市町村（市長会・町村会）、民間団体等が集まっている。男女共同参画青少年課が事務局となり、事務や連絡調整等を行う。

(イ)連絡会議は、サポートネットの運営方針等を取り扱う「代表者会議」と、支援体制強化に向けて情報交換等を行う「実務者会議」の2層構造となっている。

ウ 県と市町村の関係性・役割

県としては、住民にとってより身近な市町村にも協議会の設置を働きかけている。各市町村の持つ資源を踏まえ、設置に向けた現実的な提案を引き続き行っていく。

エ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

子供・若者支援に関する民間団体は都市部に多いが、他の地域にも点在している。

今後、市町村の協議会設置を進めていくのであれば、各地の民間団体との連携を強化して進めていきたい。

オ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

青少年健全育成担当課またはサポートネットの事務局として、既存ネットワークの会合等に参加している。

カ 予算

県協議会運営に係る師謝金や旅費等のほか、支援機関マップ作成に係る印刷費等の予算がある。

キ 協議会により得られた効果

(ア) 被支援者（子供・若者）への効果

支援者である構成機関が密に連携できるようになった結果、切れ目のない支援が受けられるようになったと考えられる。

(イ) 支援者（自治体や協議会参加団体等）への効果

他の支援機関の顔が見え、どのような支援を提供しているかが分かるようになったことで、連携がしやすい環境となっている。

ク 運用上の課題

- ・市町村の協議会設置が進んでいない。
- ・県協議会の実務者会議においては、単なる情報共有や紹介にとどまらない、実りある会議となるよう、内容等の工夫が必要である。

(4) 今年度掲げた目標

ア 各自治体の現状について、個別に関係課ヒアリングを実施しながら、既存協議会の活用など各自治体の状況に応じた設置に向け、働きかけを行う。

イ 県の地域協議会と市町村の地域協議会における、各々の役割、連携、運営等について、スーパーバイザーからの助言をいただきながら、体制整備を図る。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	7月26日	「こころの不調」電話を通じて向き合うこと ー見立てと対応について考えるー	医療法人社団造山会まきび病院 臨床心理士 額田 敦史

イ スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	8月17日	市町村への地域協議会設置促進について	CPCOM 臨床心理士コラボオフィス 目黒 代表 植山 起佐子
2	11月10日	困難を有する子ども・若者支援に係る関係機関の連携について 市町村における子ども・若者支援地域協議会について	CPCOM 臨床心理士コラボオフィス 目黒 代表 植山 起佐子
3	2月3日	困難を有する子ども・若者支援に係る関係機関の連携について 市町村における子ども・若者支援地域協議会設置について	CPCOM 臨床心理士コラボオフィス 目黒 代表 植山 起佐子

(ア) 第1回

➤ スーパーバイズの狙い

市町村協議会設置に向けた体制づくり、県や関係機関との連携等について、助言をいただく。

➤ 担当者所見

既存の地域資源（施設・活動）をどのように子供・若者の居場所に役立て、地域協議会として発展させ活用していくのか、ニューヨークの事例を交えながら助言いただくことで、新たな視点でとらえることができた。地域協議会については、既存の協議会や施設などを活用し、足りないところを補う方法でも設置可能、ということが改めて確認できた。

(イ) 第2回

➤ スーパーバイズの狙い

困難を有する子供・若者支援に係る関係機関相互の連携を図るとともに、市町村における協議会設置に向けた助言をいただく。

➤ 担当者所見

会場及び参集範囲を県北地域の関係機関としたことにより、今まで開催した会議等に参加がかなわなかった団体も、参加しやすいよう工夫した。

各団体における支援施策など情報共有や地域資源の活用について考えることができ、今後、県北地域における実践的なネットワークが構築されることが期待される。

また、地域協議会について、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の構成員である植山氏から、改めて理念等をご説明いただいたことで、参加団体の理解が深まったと思われる。

(ウ) 第3回

➤ スーパーバイズの狙い

困難を有する子供・若者支援に係る教育・福祉等関係機関相互の連携を図るとともに、市町村における協議会設置に向けた助言をいただく。

➤ 担当者所見

前回に引き続き県北地域での会議を開催し、前回参加の少なかった福祉分野への参加働きかけを積極的に行ったことで、教育・福祉等多くの関係機関の参加があった。各団体の支援体制などの情報共有が行われたことから、同市内に関わらず地域単位の広域的な相互の連携が期待される。

また、今回は会場を勝央町公民館とし、勝央町サポートネット（勝央町子ども・若者支援地域協議会）の視察及び勝央町担当者による説明をしていただいた。また、植山氏から、勝央町の取組（設置・運営）のポイントを挙げていただいたことで、参加団体は、協議会の取組について、具体的にイメージすることができたと思われる。

(6) 今年度の取組の成果

- ア 基礎自治体職員を対象とした研修会では、こころの不調を抱える方への接し方等の講演会を開催し、困難を有する子供・若者支援に携わる職員の理解を深めること

ができた。

- イ 支援体制整備に係るスーパーバイズでは、市町村における子ども・若者支援地域協議会について、その理念や設置・運営についての助言をいただいたことにより、地域協議会に対する理解や共通認識を図ることができた。また、県北地域の市町村等を参集した会を開催することで、地域の特性や他市の現状等を参考にした広域的な視野からも、子供・若者支援について考えることができた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

市町村における地域協議会設置に向けた働きかけを行い、各市町村の状況に応じて、必要な情報提供や助言等を行う。具体的な取組として、各市町村における社会資源調査、県内ブロック（地域）ごとの自治体関係職員等を参集した会議の開催、市町村への個別訪問、協議会設置の流れ等を示した手引書の作成等を行う予定である。



(1) 地域における子供・若者の状況

- ア 各種統計については、非行は警察、いじめや不登校は教育委員会など、それぞれの部署で収集している。
- イ このうち非行については、全体件数は減少傾向であるものの、最近は中学生以下の低年齢化が進んでいる。不登校も一時期に比べると改善の傾向にあるが、引き続き問題意識を持って取り組む。
- ウ ひきこもりは調査が難しく、内閣府の調査から県民人口で割り戻した推計値を用いている。引き続き取組を進める上で、人数の把握が十分にできていないことは課題となっている。
- エ 平成26年度には、協議会の参加機関の協力を得て、ひきこもりがちな子供・若者に対し、支援ニーズのアンケートを実施し課題抽出を行った。
- オ 特定分野に限り、重点的に取り組んでいるということではなく、各部署がそれぞれの領分で取組を進めている。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

広島県では平成27年3月に「広島県子ども・若者計画（第2次）」を策定しており、これに基づいて各部署が子供・若者支援を行っている。県民活動課（青少年健全育成を担当）では、それらの部署間や民間団体との間をつなぐ取組を意識して行っている。

支援人材の育成に関しては、平成24～27年度にユースアドバイザー養成講習会を実施した（一部、内閣府事業を活用）。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

重点的に取り組むべき領域は設けていないが、県の子ども・若者支援協議会においては、実質的に、ひきこもりに関することを中心に取り組んでいる。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

相談窓口は、例えば、ひきこもりについては、特化した窓口としてひきこもり相談支援センター（民間委託）があるほか、行政のものとして精神保健福祉センターや保健所がある。ひきこもり相談支援センターはアウトリーチも行っている。

エ 取組を行う上での課題とその対応策

- (ア) 県の子ども・若者支援協議会は各分野の支援機関・団体をつなぐ役割を担うが、県の協議会で県内全域の個別支援を取り扱うことは困難であるため、市町が主

体となる方向への移行を目指している。

(イ)市町において、教育や障害福祉など個別領域で取組が行われている中、部局を超えて横断的に取り組むことに十分な理解が得られていない。

#### オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

県内の民間団体は、少なからず子供・若者支援を担っている。困難を抱える子供・若者やその親は経済的に厳しい状況にある場合も多く、利用料金を取りにくいことから運営に苦慮している面もある。

#### カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

(ア)県の機関と市町の機関については、必要に応じて連携していると思われる。

(イ)県と民間団体については、協議会の設置前に比べて連携の機会は増えている。

市町と民間団体の連携はあまり進んでいないと感じられるので、連携が促進されるよう取り組んでいるところである。

### (3) 地域協議会運営状況・効果・課題

#### ア 協議会の役割

(ア)広島県の協議会は平成25年3月に設置された。

(イ)平成25年度は各支援機関の「顔が見える関係づくり」を行い、平成26年度は先述のアンケート調査による被支援者のニーズ把握と課題整理を行った。平成27年度からは、地域における支援ネットワーク形成の機運づくりとして個別ケース検討を試行的に開始したほか、合同での広報活動（合同説明会・支援機関見学ツアー）を始めた。

(ウ)合同説明会は、協議会を構成する支援機関・団体が一つの会場に集まり、困難を有する子供・若者の家族等が各人の利用に適した機関・団体を探す場を提供する。支援機関見学ツアーは、バスを利用して複数の支援機関・団体を見学するプログラムである。

#### イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

(ア)代表者会議と2つの実務者会議（東部、西部）により構成しており、実務者会議を中心に運営している。事務局は県民活動課である。平成26・27年度は、いずれも実務者会議を各2回、代表者会議を1回実施した。

(イ)民間団体を多数構成員としている。構成団体の見直し（団体の意向による退会や、新たな参加団体の追加）も行っている。

#### ウ 県と市町村の関係性・役割

- (ア) 前述のとおり、県としては市町での協議会設置などネットワーク機能の充実を進めたいと考えており、県の子ども・若者計画でも、市町での協議会設置（平成29年度末）の目標を掲げているが、現時点で県内に協議会を設置している市町はない。
- (イ) まずは県西部の広島市、県東部の福山市から、設置の働きかけを行っている。複数市町での共同設置も考えられるが、現状では、単独自治体での調整が難しい状況であり、引き続き協議を行うこととしている。
- (ウ) 核となり得る民間団体がある、担当課が意欲的であるなど、協議会設置に向けて動けそうな自治体があれば、県として重点的に支援していくこととしている。

#### エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

- (ア) これまでは採決を取るようなこともなく、そういう意味では主導的な役割の人が必ずしも必要なかった。
- (イ) 協議会における議論をまとめるような人がいないため、外部の方（先進地から招いた助言者）に力を借りている部分はある。地元大学の教員に入ってもらいなどの方法も取り入れていきたいと考えている。構成員である団体からも、議論をリードする人を育成していきたい。

#### オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

- (ア) 網羅的に把握できていないが、県内のNPOは協議会に多数参加している。市町での取組を進めるためにも、核となる民間団体が出てきてほしいと考えている。
- (イ) 民間団体の偏在は大きい。広島市が圧倒的に多く、その他も福山市などの都市部に集中している。

#### カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

- (ア) ひきこもり、不登校など、分野ごとに既存ネットワークがあるが、必ずしも個別支援を扱っているわけではなく、年に何回か会議をやる程度のものも多い。
- (イ) 既存のネットワークと重複する部分もあるが、協議会は多分野を横断してつなぐ役割を担うものとしている。また、協議会は多数の民間団体や全市町が構成員となっていることが、他にない特徴となっている。

#### キ 予算

子供・若者支援の取組は県の一般財源によるため、予算確保に余裕はない。各分野に会議体やネットワークがある中において、予算要求に当たり、協議会の役割や

取組の成果を説明しにくい面があり、苦慮している。

ク 協議会により得られた効果

(ア) 被支援者（子供・若者）への効果

県の協議会自体は個別支援を行っていないが、協議会活動を通して関係を構築した支援機関・団体が、個別のケースで相互に紹介する例が生まれており、そのことで、被支援者が受けられる支援の幅が広がっている。

(イ) 支援者（自治体や協議会参加団体等）への効果

これまでにつながりのなかった機関同士が協議会を通して知り合ったことの効果が大きい。特に民間団体同士での新たな交流は、個別のケースで相互に紹介しあう環境を生み出している。

ケ 運用上の課題

当面、市町レベルのネットワーク形成促進が課題だが、具体的な動きになかなかつながっていないのが現状である。一方、県の協議会では本格的に個別ケース支援を行っていく意向はなく、市町レベルでのネットワーク構築ができてきたら、その後に関の協議会として何をすべきか、今後検討していく。

(4) 今年度掲げた目標

ケース検討研修や先進事例に学ぶことを通して、関係機関・団体間で連携イメージを共有し、市町における支援ネットワーク形成の意識を浸透させる。特に県西部・県東部の2地域において協議会設置に向けた具体的な取組を始める。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	8月23日	ケース検討実施による支援ネットワークのシミュレーション① (県東部開催)	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考
2	8月30日	ケース検討実施による支援ネットワークのシミュレーション① (県西部開催)	一般社団法人 office ドーナツト ーク 代表 田中 俊英

3	10月11日	ケース検討実施による支援ネットワークのシミュレーション② (県東部開催)	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考
4	10月25日	ケース検討実施による支援ネットワークのシミュレーション② (県西部開催)	一般社団法人 office ドーナツト ーク 代表 田中 俊英
5	1月24日	ケース検討実施による支援ネットワークのシミュレーション③	県立広島大学保健福祉学部 教授 中谷 隆

#### イ スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	10月11日	市町における支援ネットワーク構築	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考
2	2月10日	市町における支援ネットワーク構築	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考
3	2月10日	市町における支援ネットワーク構築	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考

#### (ア) 第1回

##### ➤ スーパーバイズの狙い

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を対象とした、関係機関・団体による支援ネットワークづくりを市の単位で検討するに当たり、先進地での取組を踏まえたネットワーク構築に関する講師のアドバイスをいただくことにより、検討を促進し、子ども・若者支援地域協議会の設置につなげることを目的とする。

##### ➤ 担当者所見

札幌市においては、関係機関と連携しやすい基盤がほしいという現場の声がきっかけとなって地域協議会設置につながり、間口の広い青少年分野と医療・福祉、就労等の専門分野が連携することによって実際に支援がしやすくなったことの紹介があり、地域協議会設置の意義について関係者の理解が深まったと思われる。

個別ケース検討を必要に応じて行えることが大切であり、既存の取組

のより有効な活用を検討する中で、ケース検討が可能な体制を構築するよう講師から提案されたことは、市における今後の検討に役立つものと思われる。

#### (イ) 第2回

##### ➤ スーパーバイズの狙い

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を対象とした、関係機関・団体による支援ネットワークづくりを市の単位で検討するに当たり、先進地での取組を踏まえたネットワーク構築に関する講師のアドバイスをいただくことにより、検討を促進し、子ども・若者支援地域協議会の設置につなげることを目的とする。

##### ➤ 担当者所見

講師から、協議会の仕組みを活用することで、民間支援団体が公的機関とも連携しやすくなることを示され、民間支援団体の協議会への理解が深まった。

支援ネットワークについての各団体の考え方は一様ではないが、民間支援団体の意見を市に伝える方法や、講習会等を利用して関係機関と連携を広げるアイデアなど、講師のアドバイスをいただきながら意見交換することで、民間支援団体が協力してネットワーク構築に取り組む意識が高まった。

#### (ウ) 第3回

##### ➤ スーパーバイズの狙い

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を対象とした、関係機関・団体による支援ネットワークづくりを市の単位で検討するに当たり、先進地での取組を踏まえたネットワーク構築に関する講師のアドバイスをいただくことにより、検討を促進し、子ども・若者支援地域協議会の設置につなげることを目的とする。

##### ➤ 担当者所見

講師から、事業実施に当たって関係機関・団体に協力を得る連携協定のようなものを結び、実質的に支援上の協力ができれば、それをもって協議会とするなど、必ずしも会議の形で集まる必要はない旨のアドバイスをいただき、協議会設置に向けて柔軟に考えるヒントになった。

講師から、支援を担う人材の不足を懸念する市に対し、支援事業を実施

して現場を運営していくことで人材育成も図られること、また関係機関・団体への協力依頼内容にボランティアサポーターの紹介も含める方法もある等のアドバイスをいただき、今後の検討の参考になった。

(6) 今年度の取組の成果

- ア ケース検討を内容とする研修会の実施により、関係機関・団体間で連携イメージを共有し、市町における支援ネットワーク形成の意識が一定程度図られた。
- イ 県西部・県東部の2地域において市町への働きかけを行うことを通じ、市町の実情についての認識が深まった。

(7) 今後の課題・取組の方向性

- ア 市町においては、協議会設置に向けた具体的な動きが進んでいない現状であり、市町、民間団体を含めた関係者の間で、協議会のメリットについての認識を高め、必要性を共有することが必要。
- イ 協議会の仕組みを活用した支援について、具体的な取組事例を紹介するなどして、各市町において、現状を踏まえた実現可能な形で、かつ連携のメリットのある協議会が構築できるよう、市町や民間団体への働きかけに取り組む。

(1) 地域における子供・若者の状況

山口県の人口は約 140 万人であり、このうち約 4 割の 50 万人が子供・若者（0～39 歳）である。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

平成 25 年に策定した「やまぐち子ども・若者プラン」に基づき、子ども・若者の健全な成長への支援、困難を有する子ども・若者及びその家庭への支援、子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくりの 3 つの基本目標のもと、関係機関と連携しながら取組を行っている。

困難を有する子供・若者への支援のうちひきこもりについては、ひきこもり地域支援センターを中核機関とし、各保健所を拠点とした圏域ネットワークで連携・支援を行っている。

また、ニート等の若者に対する支援として県内 4 か所に地域若者サポートステーションを設置し職業的自立を支援している。

イ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

当課では、青少年の不安や悩みに早期に対応できるようにするため、県の相談機関の電話番号を掲載した電話相談カードを県内小・中・高等学校の全児童・生徒に対して配布している。

また、どこへ電話したらよいかわからない方のために、青少年相談窓口紹介専用電話を設置し、相談窓口を紹介している。

ウ 取組を行う上での課題とその対応策

いじめや虐待、ニート、ひきこもり、子どもの貧困等、子供・若者の問題は複雑・多様化しており関係機関と連携しながら取り組む必要がある。

しかしながら、支援機関・団体相互の連携が十分とはいえず、また、支援の必要な子どもと支援者或いは支援者相互を結ぶキーパーソンの不足などの課題があることから、さらなる連携強化や人材育成に努めていく。

エ 地域の支援機関・民間団体等の活動

山口県 NPO 法人データベースに「子どもの健全育成を図る活動分野」で登録されている団体は現在 195 団体ある。



オ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

県、市町は要支援者の状況に応じ、民間団体等と連携、委託等をしている。

当課では、平成28年7月からひとり親家庭等の子供を対象とした居場所づくりモデル事業（基本的な生活習慣の取得や学習支援、必要に応じて食事の提供等）を、NPO法人に委託している。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

平成26年6月に「山口県子ども・若者支援地域協議会」を設置。各行政機関、民間団体等との情報交換、市町での協議会設置促進などを目的としている。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

(ア) 構成

県、国の行政機関7機関（調整機関含む）、地方公共団体2市、民間団体9団体、山口県警察で構成されている。

(イ) 運用内容

- 平成26年度は全体会議、県内2か所での連絡会議・情報交換会、研修会（ユースアドバイザー養成講習会）を実施。
- 平成27年度は協議会設置を検討している市を中心として民間団体、行政機関、学校等との情報交換会を実施。

ウ 県と市町村の関係性・役割

2市が県協議会構成機関となっており、そのうち萩市は子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会及び子ども・若者総合相談センターを設置している。

県としては、支援を必要とする子供・若者がより身近な場所で支援が受けられるよう市町における支援機関・団体のネットワーク構築を支援する。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

山口県健康福祉部子ども・子育て応援局子ども家庭課

オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

民間支援団体についてその多くが市部に拠点があり、周辺部へは出張相談等で対応している団体もある。

カ 予算

年数回の研修会、会議費について課の運営予算の中で対応。

キ 協議会により得られた効果

連絡会議・情報交換会により、地域の支援団体間の連携が図られた。また、市町の福祉、労働、青少年対策担当課等が参加した研修会で、他地域の様々な協議会設置モデルを示すことができた。

ク 運用上の課題

自治体の財政、人員確保が厳しい中、市町での協議会設置が進んでおらず、アプローチ方法に苦慮している。

(4) 今年度掲げた目標

市町における地域協議会の設置や連携支援のためのネットワーク形成を促進し、子ども・若者の支援団体が連携して支援できる体制を確保する。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	10月26日	支援機関・団体等の連携支援の促進	認定NPO法人育て上げネット 若者支援事業部 担当部長 井村 良英  内閣府政策統括官付参事官（青少年企画・青少年支援担当）付 参事官補佐 米本 善則

(6) 今年度の取組の成果

市町・県・国の担当者、NPO法人職員を対象とした研修会を実施した。内閣府からの子ども・若者育成支援施策の説明により広い視野での理解を深め、併せて多面的な支援・取組を行っている認定NPO法人から子供・若者への深い関わり方を具体的に聞くことにより、参加者の理解が深まった。

(7) 今後の課題・取組の方向性

研修会で実施したアンケート結果で市町での協議会設置困難な事情として「行政内に担当部署を設置することが困難」「協議会整備の予算不足」があげられた。

要支援者の直接支援は、より身近な市町で行う必要があるとの認識のもと、ネットワークづくりの必要性について市町へ根気強く働きかけていくこととする。

(1) 地域における子供・若者の状況

- ア ニートやひきこもりに関しては、家族が声を上げない限り把握ができず、実態がつかめていない状況。特に義務教育以降の子供・若者の実態が十分に把握されていない。
- イ 補導センターによる補導件数や非行等の刑法犯少年検挙数は減少傾向。
- ウ 児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は、平成26年度の710件から、平成27年度は654件と昨年度と比較すると減少しているが、それ以前と比較すると高い水準となっている。これは平成25年8月の「子ども虐待対応の手引き」の改正により被虐待児の兄弟姉妹も心理的虐待を受けた恐れがあるとして対応するようにしたことが一要因として考えられる。
- エ いじめについては、重大化を防ぐため、軽微な事案も含め積極的な把握に努めている。県内公立学校における不登校児童生徒数は、平成27年度648人と、前年度の760人から減少している。
- オ 発達障がい者総合支援センターが対応した発達障害に関する相談支援件数は、平成27年度2,962件と増加傾向となっている。県では平成27年5月に県内2か所目となる発達障がい者総合支援センターを県西部に開設し、総合的な支援を行っている。
- カ SNSを媒介にしたネットいじめ、ネット依存の問題は、引き続き集中的な取組が必要と認識している。非行であれば地域での見守りを強化するなどの対策もとれるが、ネット環境の場合は外部から見えにくく、しかも対象は全世界、年齢も必ずしも近いとは限らない状況にあり、問題の構造が複雑である。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

- ア 子供・若者支援全般に関する取組状況
  - (ア) 児童虐待やひきこもり、ニートなど、課題ごとにネットワークと専門窓口を有している。
  - (イ) 支援人材の育成に関しては昨年度、内閣府事業によるものを含めて複数回の講習会を開催した。
- イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組
  - 青少年とネット・SNSに関する問題については、引き続き対応を行っている。それ以外の分野についても、全般的に力を入れている。
- ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況
  - 各窓口において、面接相談や電話相談を受け付けている。

エ 取組を行う上での課題とその対応策

義務教育の終了後や高校中退後、就職後に困難を抱えた子供・若者は、既存制度の狭間に落ちてしまい、実態が把握できなくなっている。本人や家族が声を上げてくれない限り、支援機関から手を差し伸べることができないため、子供・若者支援ネットワークの構築と支援者の養成が重要である。

オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

県内には各地に小規模な民間団体が点在しているが、子供・若者支援の柱として位置づけられるほどの体制を有していない。

カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

県の窓口に来た被支援者を市町村や民間団体につなぐなど、支援を行う上での基本的な連携は実施している。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

- (ア)平成27年8月に「徳島県子ども・若者支援地域協議会」を設置した。
- (イ)協議会では、支援人材の育成、支援に関する情報共有、市町村における協議会の設置促進を軸に活動を行っている。個別事例への対応には着手していない。
- (ウ)昨年度は講演会と小グループでの意見交換の2部構成により実施し、顔の見える関係づくりを図った。
- (エ)市町村の協議会設置を促してはいるが、上板町、板野東部に続こうとする市町村は現時点で出てきていない。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

協議会には国・県の機関に加え、サポステ等が構成機関として参加している。市町村についても、8市の福祉関連部署、全ての青少年補導センターが構成機関となっている。

ウ 県と市町村の関係性・役割

- (ア)県下市町村で立ち上がっているのは2協議会にとどまる。県協議会には、構成機関として8市の福祉関連部署、全ての青少年補導センターが入っている。
- (イ)県下市町村の協議会設置は、板野東部以降は見通しが立っていない。本事業への参加意向確認を行った際には、そもそも受け皿になる部署が決まっていない市町村もあれば、既に実効的な支援ネットワークがあるため不要という市町村もあった。

- エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者  
特段、主導者といえる人はいないが、これまでの協議会運営の中で意見調整が必要となったことはなかった。
- オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況  
前述のとおり、子供・若者支援の柱として位置づけられるような民間団体等は見つかっていないことから、基本的には行政が中心となって支援を行っている。
- カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理  
既存ネットワークの関係者が協議会の構成機関に入っていることに加え、協議会の担当者が既存ネットワークの会議にも参加している。前述のとおり、協議会は総合的なネットワークとして既存のものと棲み分けができて一方、ネットワーク間の連携には課題を残している。
- キ 予算  
協議会は県予算により運営している。微々たる金額であるため、会場借料や講師謝金で使い切ってしまう。
- ク 協議会により得られた効果  
(ア)被支援者（子供・若者）への効果  
支援者の連携体制が強化されたことにより、被支援者へ漏れの少ない・継続的な支援を行うことに一定程度寄与できたと考えている。  
  
(イ)支援者（自治体や協議会参加団体等）への効果  
支援機関向けの講習会を実施する中で、他の機関が何をしているか知らない、どのように支援をつなげばよいか分からない、という支援者が少なくないことが明らかになった。協議会の活動を通し、どの機関が何をしているか、自分たちに何ができるかを認識され、受け付けた相談を他機関に託してもよいという認識が広がったことが大きな効果であると考えている。  
また、事例を共有し、積み上げていくことの重要性も認識された。
- ケ 運用上の課題  
(ア)協議会を牽引する人材がいない。県の協議会が担う役割を明確化したいが、県レベルでは個別ケースの検討を行うことは想定していない。市町村の協議会設置を促すだけでいいのか。市町村が県の協議会に何を期待するか、そのニーズ

の掘り起しを行う必要がある。

(イ)市町村の協議会設置を促す上では、市町村が手を挙げてくれるのを待つのか、県が戦略的に特定市町村に働きかけるのか、県としての方針を明確化する必要がある。

(4) 今年度掲げた目標

- ア 地域協議会の効果的な運営を進め、関係機関の連携強化を図る。
- イ 連携の要となる人材を育成する。
- ウ 住民に身近な市町村において地域協議会の設置が進むよう、未設置市町村に対し情報提供等の働きかけを行う。
- エ 意識調査により若者のニーズを把握し、今後の支援に繋げていく。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	12月12日	最近の少年非行と非行の理解について	徳島少年鑑別所 統括専門官 竹崎 秀一
2	1月23日	「ひきこもり」の現状と支援について～ひきこもり地域支援センター「きのぼり」での取組～	徳島県精神保健福祉センター 主任主事 八坂 由紀
3	1月24日	発達障がいの理解と支援の現状～センターの事例から～	徳島県発達障がい者総合支援センター 主任 濱田 陽子

イ 連絡会議

回数	日程	テーマ	講師
1	12月12日	子ども・若者支援地域協議会等について	—

ウ スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	12月12日	子ども・若者支援地域協議会の現状・意義と運営	日本福祉大学 名誉教授 竹中 哲夫

2	12月12日	子ども・若者支援地域協議会の展望 子ども・若者支援地域協議会が機能するために必要なこと	日本福祉大学 名誉教授 竹中 哲夫
3	1月23日	子ども・若者の生きづらさを捉える視座について	立命館大学 産業社会学部 教授 山本 耕平
4	1月23日	協議会設置済市町村における取組事例紹介  市町村における協議会の設置を促進するために必要なこと	上板町教育委員会 教育長 板東 秀則  立命館大学 産業社会学部 教授 山本 耕平
5	1月24日	発見しよう自分たちの役割 ―高島市での学びを通じて―	立命館大学 産業社会学部 教授 山本 耕平

(ア) 第1回

➤ スーパーバイズの狙い

県内の子供・若者支援ネットワークの状況としては、平成22年10月に上板町が子ども・若者支援地域協議会を設置し、今年度、市町村レベルでは県内2例目となる「松茂・北島子ども・若者支援地域協議会」が設置されたが、未だ多くの市町村においてネットワークが構築されていない。

県としては、昨年度（平成27年8月）「徳島県子ども・若者支援地域協議会」を設置し、構成機関や各市町村の子供・若者支援担当者に先進事例の紹介等を行ってきたが、協議会を始めとした子供・若者支援ネットワークについての理解を更に深めていく必要があると感じている。

そこで、当ネットワークの形成と運営に詳しい者を講師として招聘し、構成機関はもとより各市町村の子供・若者支援担当者に協議会の意義等を説明・理解してもらうことで、各市町村におけるネットワーク形成のための取組を促進していきたい。

第1回スーパーバイズでは、主に次の点について、講演を実施した。

- ・ 困難をかかえる子供・若者の実態
- ・ 困難をかかえる子供・若者支援の仕組みと課題
- ・ 子ども・若者支援地域協議会の設置パターンや有機的な運営方法



➤ 担当者所見

ひきこもりを主とした困難をかかえる子供・若者の実態の一端を理解することができた。これにより、協議会を始めとした子供・若者支援ネットワークの必要性について理解を深めた。

(イ) 第2回

➤ スーパーバイズの狙い

子供・若者支援ネットワークの形成と運営に詳しい者を講師として招聘し、構成機関はもとより各市町村の子供・若者支援担当者に協議会の意義等を説明・理解してもらうことで、各市町村におけるネットワーク形成のための取組を促進していきたい。

第2回スーパーバイズでは、主に次の点について、講演等を実施した。

- ・ 講演：協議会設置により得られる成果
- ・ 講演：協議会の到達点の評価
- ・ グループワーク：子ども・若者支援地域協議会が機能するために必要なこと（各グループによる発表後、竹中名誉教授から総括）

➤ 担当者所見

子供・若者支援ネットワークを構築するための具体的な方法や、協議会の評価・課題整理について学んだ上で、グループワークを行い、構成機関担当者や各市町村担当者が協議会が機能するために必要な方策を自主的に検討することにより、子供・若者支援ネットワークの構築や運営について、より身近な課題として理解を深めることができた。

(ウ) 第3回

➤ スーパーバイズの狙い

子供・若者を取り巻く社会情勢や支援方法について詳しい者を講師として招聘し、協議会の構成機関の担当者や市町村の子供・若者支援担当者に講演を行うことにより、子供・若者支援の重要性、ひいては子供・若者支援ネットワーク構築の必要性について見識を深める。

第3回スーパーバイズでは、主に次の点について講演を実施した。

- ・ 自殺率、貧困率、非正規社員率等を踏まえた子供・若者を取り巻く社会情勢やその変遷
- ・ 若者支援のミッション、哲学、局面、方法

➤ 担当者所見

子供・若者支援を取り巻く社会情勢やその変遷等を学ぶことにより「現代社会が子供・若者にとっていかに生きにくいのか」ということを理解する貴重な機会となった。このことが県内における子供・若者支援の充実やネットワーク支援の必要性の理解につながっていくことを期待したい。

(エ) 第4回

➤ スーパーバイズの狙い

子供・若者支援ネットワークの形成と運営に詳しい者を講師として招聘し、構成機関はもとより各市町村の子供・若者支援担当者に協議会の意義等を説明・理解してもらうことで、各市町村におけるネットワーク形成のための取組を促進していきたい。

第4回スーパーバイズでは、主に次の点について講演等を実施した。

- ・ 県内先進地域である上板町から、協議会設置の経緯や住民との連携を含めた支援の方法や姿勢について講演を実施
- ・ 「市町村における協議会の設置を促進するために必要なこと」をテーマにグループワークを実施  
(各グループによる発表後、板東教育長、山本教授より総括)

➤ 担当者所見

県内の子供・若者支援ネットワークの先進地域の担当者から「どのように協議会の設置につながっていったのか」や「協議会等の円滑な実施方法」等、構成機関や市町村の子供・若者支援の担当者にとって身近な成功事例に触れた後、グループワークを行うことにより、協議会を始めとした子供・若者支援ネットワークを構築するに当たっての課題等を効果的に共有することができた。

(オ) 第5回

➤ スーパーバイズの狙い

子供・若者支援ネットワークの形成と運営に詳しい者を講師として招聘し、構成機関はもとより各市町村の子供・若者支援担当者に協議会の意義等を説明・理解してもらうことで、各市町村におけるネットワーク形成のための取組を促進していきたい。

第5回スーパーバイズでは、主に次の点について講演を実施した。

- ・ 自殺率、非正規雇用率、未婚の理由、貧困率等の統計データによる若

者の生きづらさ

- ・ 子ども・若者育成支援推進法の解説、高島市における協議会設置の経緯、運営、支援方法

➤ 担当者所見

前回の上板町（県内における子供・若者支援ネットワークの先進地域）に続き、県外の先進地域における協議会設置の経緯や他のネットワーク（要保護児童対策地域協議会）との連携方法等について学ぶことにより、支援方法やネットワーク構築について、単一ではなく地域の実情に応じて柔軟に実施できることを理解することができた。

エ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	12月6日	県内先進地域における取組について	上板町子ども・若者総合相談センター『あい』

(ア) 第1回

➤ 視察の狙い

県内全域において協議会を始めとした子供・若者支援ネットワーク構築の機運を高めていくためには、県が先進地域である上板町の協議会設置の経緯や取組内容について理解を深め、連携していくことが必要であることから、今回の視察を実施する。

➤ 視察内容

不登校生徒の居場所等、施設の紹介の後、次のとおり説明があった。

- ・ 協議会を設置した背景・経緯について
- ・ 協議会の運営等について

➤ 担当者所見

子供・若者支援ネットワークを構築するためには、組織改編も含めた人的措置、更には予算的措置が必要であり、担当者のボトムアップでネットワークを構築することは簡単ではない一方、効果的なネットワークを構築するためには担当者の理解・熱意が重要であることを改めて認識した。各市町村の組織の長と担当者それぞれがネットワークの意義や重要性を理解できるよう、県としてできることをしっかりと考えていきたい。

(6) 今年度の取組の成果

- ア 今年度、県協議会を3回実施する中で外部講師を招聘し、協議会の趣旨・目的について構成機関や各市町村の理解を深めるとともに、市町村の協議会設置促進に関することをテーマとしたグループワークを行い、協議会設置に関わる課題等を共有した。さらに、県内の先進地域である上板町から協議会の設置までの経緯や、運営方法を講演してもらい、協議会の具体的なイメージの理解を進めた。
- イ 支援者養成講座を実施し、精神保健福祉センター等、県協議会の構成機関が講演を行うことにより、支援に関する知見を深めるとともに、構成機関の顔の見える関係の構築に寄与した。
- ウ その他、青少年関係の会議等において積極的に協議会の周知・広報を行った。

(7) 今後の課題・取組の方向性

ア 関係機関の連携強化

県協議会等において、関係機関が発言できる機会が増えるような工夫をするとともに支援機関マップを作成することにより、関係機関の相互理解を深め、これまで以上に顔の見える関係を構築する。

イ 各市町村における協議会設置の促進

県下全域を対象としたものに加え、ブロックごとに県協議会や説明会等を行うことにより、地域の実情に応じた、きめ細やかな協議会の設置促進事業を行う。

さらに、各市町村が協議会の設置に向けた具体的なイメージを掴み易くするため、協議会の設置マニュアルを作成する。

ウ 連携の要となる人材の養成

支援者養成講座を積極的に開催するとともに、講座の開催に関する周知を積極的に行うことにより、新たな支援者の発掘を行う。

---

## 23 福岡県

---

### (1) 地域における子供・若者の状況

- ア 人口は、5,092,990人、うち0歳から39歳の人口は2,103,398人である。(平成27年9月：人口動態調査)
- イ 非行については、刑法犯検挙補導人員3,028人で全国ワースト4位。非行者率(10～19歳1,000人に占める刑法犯少年)6.4人で全国ワースト2位、再犯者率39.0%(平成27年：福岡県警集計)。
- ウ 児童虐待は、児童相談所相談対応件数1,229人(政令市除く)である。(平成27年度速報値：厚生労働省集計)
- エ 不登校については、小学校1,006人、中学校4,217人、高等学校2,057人である。(平成26年度：文科省調査)
- オ いじめについては、3,782人である。(平成26年度：文科省調査)
- カ ニートについては、推計36,000人(15～34歳非労働人口のうち家事、通学をしていないもの)である(平成24年：就業構造基本調査)。

### (2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

本県では、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項における「都道府県子ども・若者計画」として「福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)」を策定し、その柱の一つである「個別の対応を必要とする青少年への支援」について、各種施策に取り組んでいる。

#### ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

##### (ア) 青少年育成課

非行少年等の立ち直り支援、合同相談窓口、青少年支援に携わる人の研修会、相談員等連携対応研修会

##### (イ) 児童相談所

児童虐待防止対策、職員研修、講演会

##### (ウ) 精神保健福祉センター(ひきこもり地域支援センター)

相談支援、訪問支援、フリースペース、家族サロン、家族教室、研修会

##### (エ) 教育委員会

教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

##### (オ) 県警(少年サポートセンター)

相談支援、非行防止・立ち直り支援

##### (カ) 若者サポートステーション

カウンセリング、セミナー、就労体験

(キ)発達障害者支援センター

相談支援、発達支援、就労支援

(ク)子ども支援オフィス（子どもの貧困対策）

相談支援

※平成 28 年 6 月、子どもの貧困対策を推進するため、ワンストップ型の相談支援機関として県内 4 か所に設置。

イ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

県としては、(2)ア記載の出先機関等が住民の方との接点となる。

地域住民との接点は基本的に市町村が担っており、県は市町村のバックアップが主な役割である。県内の支援を要する青少年の情報を県で一元管理する考えはない。

ウ 地域の支援機関・民間団体等の活動

要保護児童対策地域協議会等の個別のネットワークは、機能している。既存ネットワークから支援対象者が外れた時に、どのように切れ目なく支援していくかは課題である。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

ア 取組状況

(ア)協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

県の協議会の構成機関は、県庁内の関係部局及び出先機関とし、個別具体的なケースを扱うのではなく、情報連携に主軸を置く方向で検討を進めた。

(イ)県と市町村の関係性・役割の整理

市町村に協議会の設置をどのように促していくのか、ニーズを吸い上げていくのか、県の協議会で今後検討していく課題と考えている。

イ 協議会設置に向けての課題

(ア)協議会の立ち上げは、平成 28 年度を予定。

協議会の構成機関に対し、協議会設置についての説明及び協力依頼を行う。

(イ)市町村の協議会設置をどのように促進していくかは、県の協議会の中で検討する予定である。

(4) 今年度掲げた目標

ア 平成 28 年度中に県地域協議会を設置する。

イ 市町村での支援ネットワーク構築に向けた意識の醸成を図る。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	11月11日	困難を抱える子供・若者に対する多機関協働による支援	久留米大学文学部社会福祉学科・大学院 教授 門田 光司

イ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	1月23日	子ども・若者総合相談センターにおける取組状況、地域協議会の設置・運営について	佐賀県子ども・若者総合相談センター 佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課

➤ 視察の狙い

佐賀県における子ども・若者支援の体制や取組を調査し、今後の取組の参考とする。

➤ 視察内容

- ✓ 佐賀県子ども・若者総合相談センター  
センターの概要説明、質疑応答、センター内見学
- ✓ 佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課  
佐賀県の取組説明、質疑応答

➤ 担当者所見

佐賀県では、行政とNPOが、うまく連携して子ども・若者支援に取り組んでいる。

複合的な課題を抱え、個別対応が必要なケースについて、経験と実績を有する多分野の専門職がチームで対応することによって、相談者により寄り添った支援ができています。

多機関連携に必要な考え方や実際の運用方法、人材育成の重要性等、参考になることも多く、有意義な視察となった。

(6) 今年度の取組の成果

ア 市町村職員を対象とした研修会の実施により、参加者が機関連携の重要性を再認識し、今後の取組につなげることができた。

イ 先進地視察によって、協議会の運営方法等詳細に調査することができ、協議会設置にあたり参考となった。

ウ 平成 29 年 2 月 22 日付で「福岡県子ども・若者支援地域協議会」を設置し、第 1 回会議を開催した。

(7) 今後の課題・取組の方向性

市町村における協議会設置が進むよう情報提供等働きかけを引き続き実施する。



(1) 地域における子供・若者の状況

- ア 長崎県の人口は約 137 万人（2016 年 9 月推計）で、近年は若者の県外流出が続いている。
- イ 平成 26 年度の児童相談所での相談対応件数は 301 件で、統計を取り始めた平成 2 年度以来最も多かった平成 25 年度（329 件）に比べ約 9 %の減となったが、依然として 300 件以上を推移しており、児童虐待通告やDV相談を受けた警察が、人身安全関連事案ということで、「虐待」又は「虐待のおそれがある」事案として積極的に通告していることや児童虐待が社会問題化するなどの関心が高まり、一般県民による積極的な通告が増えていることが要因と考えられる。
- ウ 県内の不登校児童生徒数は 1,864 名（平成 26 年度）と前年度からは 216 名増加している。
- エ 不登校の人数は、各種の統計において学校種別に行政内部で把握しているが、ひきこもりの人数については、民生委員が業務の中で認識している範囲までで、学校等に所属していない人たちは把握できていない。
- オ 高等学校等の中途退学や、中学校卒業後に進学・就労ともしなかった子供たちへの支援が必要だが、行き届きにくいと認識している。このような子供たちもすぐにひきこもり・ニートになるわけではなく、4～5年をかけて徐々に社会から遠のいてしまうことになるが、この段階で継続的な支援を提供できれば、比較的早い段階で、就職や進学という形で社会に戻ることができる。しかし、高等学校等の中退や中学卒業の時点では「ひきこもり」でもないため、教育と福祉の支援の狭間に落ちてしまっている子供がいる。そのような子供たちに対し、働いてみようという気持ちにすること、働く上で必須となる体力・気力やスキルを身に着けることなど、サポステの支援よりも一段階手前の支援が県内各地で必要である。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

- ア 子供・若者支援全般に関する取組状況
  - (ア)総合相談窓口として「長崎県子ども・若者総合相談センター ゆめおす」を平成 23 年 8 月 22 日に設置し、相談業務及び各機関への引き継ぎを行っている。
  - (イ)学校に在籍している児童・生徒については、長崎県教育センターが不登校や発達障害等の相談を受けている。ゆめおすと県教育センター間が、相互に紹介しあうなど連携を図っていることで、子供・若者への支援が手厚くなっている。
  - (ウ)その他、各支援領域について県・市町にて相談窓口等を設置しているが、長崎県は有人小離島も多く、相談体制が県域すべてに行き届いているとは言えない。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

- (ア) 高等学校等の中途退学や、中学校卒業後に進学・就労ともしなかった子供たちへの支援は、誰がどのような支援を行うか、福祉と教育のどちらにも当たらないため、具体的な検討が進んでいない。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

- (ア) 支援対象者・住民自身が各種窓口を訪れたり、電話で相談したりする形となる。  
(イ) 学校等で「ゆめおす」の紹介をしてもらい、認知度の向上を図っている。

エ 先進的な取組

子ども・若者総合相談センターでは、センターまで直接来ることができない離島部などで、出張相談会を行っている。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

- (ア) 上述のとおり、離島部等までは支援が十分に行き届いていない現状がある。  
(イ) 複数の民間団体が精力的に活動を行っているが、相互の連携が弱い。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

- (ア) 県内には民間団体が点在し、それぞれが個性を生かしながら精力的に活動しているが、理念や支援方法などに違いがある。他団体とも積極的に連携しようという機運の醸成が望まれる。  
(イ) ひきこもり地域支援センター、長崎県発達障害者支援センター「しおさい」など、他機関もそれぞれの分野で活動を行っており、適宜「ゆめおす」と連携しながら支援を行っている。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

「ゆめおす」を中心に、県・市町村・民間団体の連携が図られている。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

協議会の基本的な運営方針の決定、ケース検討等を通して支援の在り方を議論している。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

- (ア) 代表者会議は「長崎県子育て条例推進協議会」が兼ねる形を取る。県知事を会長とし、各領域の関係機関、保護者、マスコミ、学識者、公募委員等により構

成される。

(イ)実務者会議は、県の各部署のほか、県内の中学校・高校、一部の民間団体により構成される。県こども未来課が調整機関となる。

ウ 県と市町村の関係性・役割

県としては市町単位での協議会の設置、支援ネットワークの構築を推進したいが、現時点では、県下に協議会を立ち上げた市町はない。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

協議会を他の協議会が兼ねているので、子供・若者支援の地域ネットワークについて必要性を語れる主導者にあたる人物はいない。

オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

長崎市、佐世保市、諫早市、大村市などの人口の多い都市を中心に、県域の各地にNPO等は点在している。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

協議会の実務者に、既存の支援機関や地域で支援を行っているNPOに委員を依頼し、意見をもらっている。

キ 予算

協議会の運営予算（講師謝金、資料印刷費等）は、長崎県の一般財源でまかなわれている。

ク 協議会により得られた効果

研修会や実務者会議などによって、市町単位での協議会設置へ向けて検討を始めた市町が出てきた。

ケ 運用上の課題

(ア)市町の協議会設置が今のところ進んでいない。

(イ)離島地域の職員が担当者研修会や担当者会議等に参加するには飛行機や船舶の利用、宿泊が必要であったりするなど、交通費が大きな負担となっている。

(4) 今年度掲げた目標

本県は多数の離島を抱えていることもあって、支援が届きにくい環境下にある子供・若者が多いが、地方相談会の周知の方法を改善し、地方相談会を充実させて次の機関へ繋ぐ手立てを図る。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	11月4日	子ども・若者支援のネットワークを作ろう	豊橋市議会事務局議事課 主査 松井 清和  特定非営利活動法人 心澄 理事長 宮本 鷹明

(ア) 第1回

➤ 研修の狙い

各地域の実情に応じて段階的に、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する「子ども・若者支援地域協議会」の市町における設置を促進することを狙いとする。

➤ 研修内容

長崎県の子供・若者支援のネットワークの実際を、長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」センター長である宮本氏から説明してもらい、その後、愛知県の松井氏から、地域協議会の立ち上げ方の実際を話していただいた。

➤ 担当者所見

当日は、連休の中日だったため、諸行事が組まれていることが多く、長崎県内21市町全てからの担当者の参加はかなわなかったものの、参加した市町担当者は、熱心に受講していた。

長崎県は離島を抱え、また、陸続きであっても僻地が多い。そのため、地域協議会を立ち上げることによって、これまで子供・若者支援の手が届きにくかった地域にも支援の手が届くことが望まれる。そのためにも、今回の研修会は効果が高いものであった。

## イ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	12月22日	ワンストップ支援について	NPO法人ピアサポートネットしづや

### (ア) 第1回

#### ➤ 視察の狙い

不登校・ひきこもり・ニート等の、子供・若者の育ちや自立を支援するために地域の住民が中心となり、行政と協働してネットワークや相談等を展開している中高生の居場所を視察して、今後の長崎県の施策に生かす。

#### ➤ 視察内容

実際に施設に赴き、現状を話していただき、施設見学をさせていただいた。伺った内容は、以下のとおり。

- ・ NPO 理事長は、元原宿中学校校長で地元とのつながりを生かして、支援を必要としている子供や若者の周囲に「ミニ社会」を構成することができていて、相談に来た子供や若者を、そのまま出口まで支援（ワンストップ支援）している。
- ・ 『支援を要する子供や若者は、寄り添い型の定着支援がなければ、糸が切れた凧のようにまたひきこもりへと戻ってしまうので、寄り添い型の支援が必要である。』という伴走型支援の必要性を強く言われた。
- ・ 自立を支援するには地域の連携が欠かせず、行政や福祉関係機関、住民、企業、NPO 等のいろいろなところが参入できることが大事であるとの思いから、「ミニ社会」を構成して、バイト先を用意し「いつでも辞めていい。」という安心感を与えつつ、社会復帰への支援をしている。
- ・ 一貫しているのは、たらい回しではなく「入口から出口までのパーソナルサポート」。寄り添い伴走する支援の大切さであった。

#### ➤ 担当者所見

長崎県は、離島が多く、過疎地も多い。社会生活が困難な子供・若者は、そのような地域にも数多くいる。

ミニ社会を構成するには、社会資源が限られている長崎県ではあるが、長崎県の現状で足りない部分である、「寄り添い伴走する支援」について聞き、今後の施策に生かしたいと感じた。

(6) 今年度の取組の成果

これまで本県は、市町の地域協議会は発足していなかった。しかし、研修会に参加したことによって、発足に向けて検討を始めた市町が出てきた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

次年度以降も、市町へのアプローチを広く行い、まずは「どの部署が担当するのか分からない。」という市町を少なくしていきたい。

(1) 地域における子供・若者の状況

- ア 総人口：1,164,703人（平成27年10月1日現在）
- イ うち子供・若者人口：431,993人（0歳～39歳、対総人口比：37.1%）
- ウ ひきこもりの推計人数：約5,100人（15歳～39歳 人口比割合（出現率）：1.79%）
- エ ニートの推計人数：約4,500人（15歳～34歳 人口比割合（出現率）：2.10%）
- オ 不登校児童生徒数（平成26年度）
  - 小学校：275人（1,000人あたり4.5人）
  - 中学校：981人（1,000人あたり30.6人）
  - 高等学校：699人（1,000人あたり21.6人）
- カ 中途退学者数（平成26年度）
  - 高等学校：530人（1,000人あたり16.0人）

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

本県では、「青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全育成施策に係る総合的な基本計画「大分県青少年健全育成基本計画」を策定し、大分のすべての青少年が豊かな心を持ち、自立した個人として健やかに成長できるよう家庭・地域・学校が一体となって、青少年の健全育成施策を総合的に推進している。

イ とりわけ地域（県）として重点的に取り組むべき領域への取組

不登校・ひきこもりなど社会生活を営む上で個別の対応を必要とする子供・若者及びその家族への支援に重点的に取り組む。

- (ア) 「大分県子ども・若者支援地域協議会」を設置し（平成25年3月）、様々な分野の関係機関・団体が連携して総合的かつ着実に施策を推進している。
- (イ) 3相談支援機関を1か所に集約した「おおいた青少年総合相談所」を開設し（平成26年6月）、社会生活を営む上で困難を有する子供・若者及びその家族の相談に応じている。
- (ウ) 「親の会」の育成や運営を支援することにより、親の居場所づくりを進め、不登校・ひきこもりの長期化に伴う親の孤立化、疲弊を防ぐ。
- (エ) 社会的自立に困難を抱える子供・若者が希望する進路の実現、就職・進学先における定着を図るため、中卒者・高校中退者等に対して、コミュニケーション力、社会性等を身につける学習支援を実施する。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

支援対象者やその家族、保護者会等の求めに応じて、青少年自立支援センター専門

相談員等が2人体制で学校や家庭等を訪問し、面談や情報交換等を行っている。また、県内6教育事務所単位で、教員によるカウンセリング等を通じた支援対象者等へのアプローチ（訪問支援）も行っている。

#### エ 先進的な取組

相談窓口のワンストップ化(3相談機関を「おおいた青少年総合相談所」に集約)

相談機関1：青少年自立支援センター

不登校・ひきこもり・ニート等青少年の様々な悩みの相談・支援

相談機関2：おおいた地域若者サポートステーション

様々な理由で仕事ができずに悩む若者の就職等の支援

相談機関3：児童アフターケアセンターおおいた

児童養護施設等退所者の生活や就職に関する相談・支援

#### オ 取組を行う上での課題とその対応策

(ア)地域において、支援対象者に紹介できる専門機関・団体等つなぎ先となる社会資源の不足（→特定非営利活動法人等支援団体の育成、支援者の人材養成）

(イ)支援対象者の年齢や各機関の業務範囲の制約等による支援の中断（→切れ目ない支援の継続（関係機関の連携・情報共有）、支援体制の整備）

(ウ)中卒後の進路未定者、高校中退者の早期把握・支援（→学校等教育機関との連携）

(エ)不登校・ひきこもりに加え、貧困、いじめ、非行、精神疾患等複雑な課題を抱える子供・若者を支援するための相談員のスキル向上（→研修機会の付与、事例検討会）

(オ)来所できない子供・若者に対する支援（→家庭等への訪問支援）

#### カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

国・県の関係機関及び特定非営利活動法人等民間団体の福祉、保健医療、教育、雇用、矯正、更生保護等各分野における支援及び支援ネットワークによる連携した取組の推進

#### キ 支援機関・民間団体等と県の連携

大分県子ども・若者支援地域協議会における代表者会議（年1回）、実務者会議（年5回）の開催による支援機関・民間団体との相互連携体制の構築



### (3) 地域協議会運営状況・効果・課題

#### ア 協議会の役割

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として協議会を設置(平成 25 年 3 月)。所掌事項は次のとおり。

- ・ 子供・若者の支援に係る情報の交換及び連絡調整
- ・ 子供・若者に対する関係機関等の連携による支援
- ・ 子供・若者の支援に関する調査・研究、研修、広報・啓発
- ・ その他協議会の目的を達成するために必要な事項

#### イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

##### (ア) 構成 (平成 28 年 4 月 25 日現在)

###### 【県の機関 (19)】

私学振興・青少年課、障害福祉課、こども・家庭支援課、地域福祉推進室、雇用労働政策課、こころとからだの相談支援センター、中央児童相談所、中津児童相談所、県 6 保健所、二豊学園、教育庁生徒指導推進室、教育センター、県立爽風館高等学校、大分県警察本部少年課

###### 【国の機関 (6)】

大分保護観察所、大分少年鑑別所、大分刑務所、中津少年学院、大分労働局、大分家庭裁判所

###### 【公共相談窓口等 (7)】

ジョブカフェおおいた、児童アフターケアセンターおおいた、大分県発達障がい者支援センター「イコール」、大分県地域生活定着支援センター、おおいた地域若者サポートステーション、おおいた県南地域若者サポートステーション、青少年自立支援センター

###### 【民間団体 (12)】

特定非営利活動法人大分ステップの会、特定非営利活動法人グッドイナフの会、特定非営利活動法人心の支援センター、特定非営利活動法人共に生きる、特定非営利活動法人パワーウェーブ日出、チャイルドラインおおいた、大分県保護司会連合会、ぱすたの会(おおいた「非行」と向き合う親たちの会)、星の会(不登校を考える親の会)、公益社団法人 大分県社会福祉士会、ハートフルウェーブ、かたつむり学舎

##### (イ) 具体的な運営方法

調整機関(県私学振興・青少年課)が、代表者会議(年 1 回)、実務者会議(年

4回)、中央講演会(年1回)を開催

#### ウ 県と市町村の関係性・役割

県内18市町村は協議会未設置である。県は市町村に対して、首長訪問や各種会議において協議会設置の必要性を説明・要請している。毎年開催している市町村担当課長会議は、従来の市町村教育委員会社会教育課に加え、平成28年度は当事業を機に、初めて生活困窮者自立支援担当課、精神福祉(ひきこもり支援)担当課など福祉保健担当部署あてに研修案内した。

- ・ 県生活環境部理事が市長を訪問・面談して要請
- ・ 私学振興・青少年課長が「副市町長及び財政課長会議」にて説明・要請
- ・ 市町村担当者研修会の開催(市町村担当者の出席要請)

#### エ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

県の協議会は、県ひきこもり対策連絡協議会の機能を兼ねており、福祉・保健・医療・雇用・教育等各分野相互の連携がとれている。今後、県要保護児童対策地域協議会等との連携も視野に入れ、さらに円滑かつ効果的な支援体制を整える。

#### オ 予算

協議会設置(平成25年3月)以降、協議会の運営費予算は0円である。

#### カ 協議会により得られた効果

協議会設置により、現場の視点からも様々な知見を得られるようになった。

また、顔の見える関係が構築され、協議会の場以外でも迅速な連携が可能になった。

#### キ 運営上の課題

##### (ア)協議会(代表者会議、実務者会議)の議題・テーマ設定

活動状況報告や情報共有に留まらず、各構成機関・団体が持つ課題の解決等具体的なテーマで協議できる場にするのを、構成機関より求められている。

##### (イ)機能的な地域協議会の運営体制の構築

今後、協議会の構成機関等の増加が見込まれるので、事前に議題を設定したり、分科会形式とするなど機能的・効果的な体制づくりが必要と考えられる。

##### (ウ)予算の確保

- (4) 平成 28 年度運営費予算は 0 円で、協議会構成員が会議に出席する旅費等は各構成機関が負担しているが、構成機関・団体の参加費負担は厳しい状況にある。今年度掲げた目標

ア 市町村における「子ども・若者育成支援推進法」担当課の明確化

市町村には内閣府事業の所管課がなく、「子ども・若者育成支援推進法」の担当課が決まっていなかったため、県から市町村長・副市町村長等に対して、住民にとって身近な市町村の取組の必要性を説明し、担当課を決めるよう要請した。

イ 市町村における協議会設置の必要性についての意識づけ

市町村部局と市町村教委との連携が不十分なため、不登校等で進路未定の中学卒業生や高校中退者等の情報が学校等から支援機関につながらず、将来ひきこもりになるおそれがあるという問題について、市町村の認識が不十分である。中学卒業・高校中退した児童生徒の実態把握及び情報共有により、早期発見・早期支援につなぐための協議会設置・連携の必要性について、福祉保健・教育等他部局の市町村職員対象の会議の場で説明し理解を求める等あらゆる機会を活用して意識づけた。

(5) 今年度実施内容

ア 研修会

回数	日程	テーマ	講師
1	9月26日	講演「北九州市子ども・若者応援センター『YELL』の概要と取組」  講演「不登校・ひきこもりの理解と親への支援」  行政説明「子ども・若者育成支援施策について」	北九州市子ども・若者応援センター「YELL」センター長 戸内 智子  星の会（不登校を考える親の会）代表 加嶋 文哉  内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年支援担当 主査 佐保 友里奈

## イ 連絡会議

回数	日程	テーマ	講師
1	10月12日	大分市における担当課の明確化、支援体制の整備	—

## ウ スーパーバイズ

回数	日程	テーマ	講師
1	12月21日	竹田市における担当課の明確化、支援体制の整備	星の会（不登校を考える親の会） 代表 加嶋 文哉
2	2月2日	宇佐市における担当課の明確化、支援体制の整備	星の会（不登校を考える親の会） 代表 加嶋 文哉
3	2月6日	日田市における担当課の明確化、支援体制の整備	星の会（不登校を考える親の会） 代表 加嶋 文哉

### (ア) 第1回（竹田市）

#### ➤ スーパーバイズの狙い

竹田市の困難を有する子供・若者の現状や、今後の支援体制、各機関の役割等について協議・情報共有するとともに、竹田市における協議会の段階的な設置に向けた取組について助言をいただく。

#### ➤ 担当者所見

会議では、竹田市福祉事務所（生活困窮者自立支援担当）、市社協（生活困窮者自立支援相談員）、県・市保健所（保健師）、市教委（地域不登校防止推進教員）が初めて一堂に集まり、協議・意見交換した。

福祉事務所や社協はこれまで高齢者・障がい者対象業務が中心で、青少年の不登校・ひきこもり支援の業務は皆無だった。介護職員や民生委員児童委員、保健師の日々の活動の中で、子供・若者のひきこもりの早期把握・情報共有・早期支援の必要性、関係者の話合いの場（協議会）の必要性を出席者は改めて認識していたようだった。スーパーバイザーからは、「親への支援が家族の疲弊を救い、子供にとって『家』が何よりの居場所となる。親支援で学びながら、当会議のような関係者が集まる会議からスタートして地域協議会を段階的に立ち上げていくことが大事」と助言いただいた。

9月に開催した市町村職員研修よりも、市町村単位の会議のほうが情報共有しやすく状況把握ができたと思う。市町村に対しては継続して働きかけていくことの重要性を認識した。

(イ) 第2回 (宇佐市)

➤ スーパーバイズの狙い

宇佐市の困難を有する子供・若者の現状や、今後の支援体制、各機関の役割等について協議・情報共有するとともに、宇佐市における協議会の段階的な設置に向けた取組について助言をいただく。

➤ 担当者所見

会議では、宇佐市子育て支援課(担当、家庭児童相談員)、市社協、市教委(社会教育課、地域不登校防止推進教員)、県保健所(保健師)職員が初めて一堂に集まり、協議・意見交換した。

宇佐市には、隣接する中津市に県の青少年自立支援相談センター(県北センター「和」)が開設されているため、相談者が市役所よりも「和」に相談するため、福祉事務所や保健所の相談対応は少ない。スーパーバイザーからは、「子供は、自分のために苦しむ親の姿を見て更に悩むので、まずは親が前向きで幸せになろうとすることが大事。関係機関で協議会をつくり、親たちの居場所づくりに取り組んでもらいたい」と助言いただいた。

出席者からは、県から市町村への権限委譲事務が増えて業務負担増や、類似の協議会が多いとの意見があった。県としては、要対協や自立支援調整会議など既存組織を活用した協議会の立ち上げを提案した。前回の竹田市と比較して、市町村間で、子供・若者支援に対する職員の意識に温度差があることがうかがえた。

(ウ) 第3回 (日田市)

➤ スーパーバイズの狙い

日田市の困難を有する子供・若者の現状や、今後の支援体制、各機関の役割等について協議・情報共有するとともに、日田市における協議会の段階的な設置に向けた取組について助言をいただく。

➤ 担当者所見

会議では、日田市(社会福祉課・こども未来室・健康保険課)、市社協(生活支援相談センター相談員)、県・市保健所(保健師)、市教委(社会

教育課、地域不登校防止推進教員)が初めて一堂に集まり、協議・意見交換した。

スーパーバイザーからは、「閉鎖的な親の特徴は学校批判が多いこと。このような親とは長期に関わっていくこと、支援者のスキルを磨くことが大事。協議会を立ち上げ効果的なネットワーク活動を続けていただきたい」と助言いただいた。

県・市保健所の保健師が高校に出向き、高校生に相談機関等を紹介するなどの広報啓発や、中学校・保健所・福祉事務所・保護者・保護者OBが連携して10年間にわたり不登校支援活動を続けているという報告があり、日田市には協議会設置の可能性が高いことがうかがえた。

## エ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	8月10日	YELL 開設経緯、組織、相談支援・活動支援概要、市・支援団体との連携等	北九州市子ども・若者応援センター「YELL」
		協議会の運営状況、人材育成等の取組、北九州市の予算編成、契約事務等	北九州市子ども家庭局 子ども家庭部青少年課

### ➤ 視察の狙い

協議会設置の経緯や運営状況、北九州市子ども・若者応援センター「YELL」の取組、市や企業・団体との連携体制等について学ぶことにより、今後の市町村協議会の設置促進の参考とする。

### ➤ 視察内容

#### 【北九州市子ども・若者応援センター「YELL」】

センター長から「YELL」の概要や相談支援の流れ、相談実績、利用者の状況、社会参加プログラム活動支援の取組状況、関係機関・団体、地元企業等の協力体制等について、映写及び資料により説明をいただき質疑応答を行った後、スタッフの方々とも意見交換した。

#### (概要)

北九州市子ども・若者応援センター「YELL」は平成22年10月に開設(職員4名)し、北九州市から社会福祉法人 北九州市福祉事業団に運営委

託されている。場所は JR 戸畑駅から徒歩分の市施設「ウェルとばた」1 階にあり、相談者の利便性に配慮している。「YELL」では相談者からの電話を受け、個別面談を実施（個人情報取扱同意書の提出）、2 回以上来所者には 2 年間追跡調査を行っている。

また、若者の活動自立度レベルを 10 段階に区分し、市ひきこもり地域支援センター（YELL と同フロア）、市子ども総合センター（児相）等につないだり、各段階に応じた社会参加プログラム活動（コミュニケーション講座、農業・ボランティア・仕事・芸術・イベント参加体験等）を紹介するなどして、進路選択レベルまで上げてサポステ等につないでいる。

#### 【北九州市子ども家庭局子ども家庭部青少年課】

青少年課若者支援担当係長から、地域協議会の設置経緯や組織（構成機関・団体）、運営状況、予算等について、資料に基づき説明をいただき、質疑応答を行った。

#### （概要）

北九州市は子ども・若者支援推進法成立（平成 21 年）前の平成 20 年から、内閣府モデル事業に取組、総合的な若者支援施策に係る検討会を重ね、平成 21 年 4 月には市青少年課に「若者支援担当係長」を配置し、平成 22 年 8 月には地域協議会を設置（6 分野 18 機関・団体）した。協議会では、代表者会議（年 1 回）、実務者会議（2 か月に 1 回）を開催し、現場で直接に接する養護教諭や民生委員が実務者会議に出席するなど「顔の見えるネットワーク」づくりを進めている。また、ユースアドバイザー養成講習会に養護教諭の参加も認めるなど支援者の人材養成に取り組んでおり、子供・若者支援体制が整備されている。

#### ➤ 担当者所見

#### 【北九州市子ども・若者応援センター「YELL」】

「YELL」は相談者一人ひとりから丁寧に聴き取りながら状況を把握し、段階的な活動支援プログラムを準備している。また、NPO や支援団体・企業とも幅広く連携して、多くのボランティア等の協力体制が整っており、就労前にはワンクッション置いた中間就労のサポステにつなぐ「伴走型支援」を行うなどきめ細かいサポート体制を整備している。

本人や家族の意向を十分尊重した丁寧な対応で、相談者との信頼関係が構築されていることがうかがえた。また、「YELL」の取組を機に、NPO や支援団体・協力企業等も含め市民全体が一体となって、子供・若者の育成支援、自立の応援に取り組む気運が醸成されており、北九州市の活性化に

も貢献している素晴らしい取組・活動だと思った。

本県では、子供・若者の総合相談窓口として「おおいた青少年総合相談所」を開設しているが、今後、「YELL」のように個人の状態をできる限り面談により綿密に把握するなどして、各々の自立度によってきめ細かな対応ができるよう関係機関・団体、NPO等支援団体との連携を深め、相談体制・自立支援体制を一層強化していきたい。

#### 【北九州市子ども家庭局子ども家庭部青少年課】

全国の先駆けである北九州市の取組は、協議会設置後も検討を重ね、構成機関の現場視察（児相見学等）や、民生委員約1,000名が「YELL」パンフレット配布・広報啓発するなど市全体の協力体制が整っている。

本県においては、市町村に対して子供・若者支援の取組や協議会設置を促していきたい。また、協議会の取組については、北九州市を参考に、構成機関の現地視察や県社会福祉協議会（民生委員・児童委員）」と連携した取組（広報啓発、実態把握等）についても検討したい。

### (6) 今年度の取組の成果

#### ア 合同研修会・先進地視察（北九州市子ども・若者応援センター「YELL」、北九州市子ども家庭局子ども家庭部青少年課）

先進的取組や子ども・若者応援センター「YELL」の伴走型支援活動、協議会設置に至る経緯、市民と一体となった取組等について学び、市町村や関係機関・団体との連携の在り方、今後の取組の方向性について確認することができた。

#### イ 基礎自治体職員研修会

最初は、市町村の担当課が決まっていなかったが、当研修会への出席要請や、県幹部の市長訪問・面談、市町村長会議における説明・要請により、全市町村の担当課が決定した。当研修会出席により、市町村職員等は子供・若者を取り巻く現状や課題について共通認識を持ち、子供・若者支援への取組意欲（意識）の醸成を図ることができた。

#### ウ 県・基礎自治体連絡会議

中核市である大分市と協議し、福祉担当課が中心となって保健担当課（保健所）と連携しながら協議会設置について検討するという方向性を確認した。



(7) 今後の課題・取組の方向性

大分市、別府市など主要市を中心に、協議会設置を働きかけていく。

ア 市町村の実情にあった協議会設置の促進

研修会・基礎自治体連絡会議、スーパーバイズ事業の取組による市町村職員の意識の醸成。市町村内の社会資源(支援機関・団体・人材)の掘り起こし、把握。協議会設置の検討体制づくり(必要性やメリットの共有、要保護児童対策地域協議会・自立支援調整会議等既存組織の活用の可能性〔構成機関の選定等〕)の検討。

イ 市町村におけるネットワークづくりの気運の醸成

大分県子ども・若者支援地域協議会コーディネーターの市町村等巡回による市町村担当課、市町村教委不登校担当課(適応指導教室)、高校進路指導担当課、通信制・定時制高校、要対協事務局、支援調整会議事務局、協議会構成機関・団体等のニーズ把握。状況・課題等の情報共有に伴い、困難を有する子供・若者支援に地域全体で取り組む気運の醸成。

ウ 社会資源の掘り起こし、支援人材の養成

困難を有する子供・若者の自立を支援する人材・団体等社会資源の掘り起こし及び養成。家族会・親の会の設置及び運営等の支援。

エ 市町村における人的資源及び必要な予算の確保。

---

## Ⅱ 実施地域（市町村）における実施結果・成果・今後の課題

---

### 1 埼玉県上尾市

---

#### (1) 地域における子供・若者の状況

平成 28 年 4 月 1 日現在の上尾市内の人口は 227,912 人であり、そのうち 15 歳から 39 歳の子供・若者は 62,437 人と約 27.3%を占めている。平成 26 年版子ども・若者白書に示されている内閣府が平成 22 年に実施した、「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」から得られたひきこもりの割合をもとに推計される、平成 28 年 4 月 1 日現在の上尾市における 15 歳から 39 歳までのひきこもりの数は 1,117 人である。本市では、平成 26 年 4 月に子ども・若者相談センターを設置し、同年 6 月から子供・若者に係る相談業務を開始した。相談件数は平成 26 年度が延べ 122 件（新規相談：54 件、継続相談：68 件）、平成 27 年度が延べ 222 件（新規相談：54 件、継続相談：168 件）である。相談者を繋ぐ受け皿の不足が課題となっており、より関係機関との連携も必要なことから、福祉・教育・保健・医療・雇用・矯正・更生保護などからなるネットワークの形成が重要と考える。

#### (2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

##### ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

困難を有する子供・若者の相談に対応するために、「子ども・若者相談センター」を平成 26 年 4 月に創設した。

子ども・若者相談センターでは、ニートやひきこもり等、自立に悩んでいる概ね 15 歳から 30 歳代の方とその家族を対象に、週に 2 回、臨床発達心理士が来所・電話・訪問による相談を受付・対応している。

平成 27 年度は、内閣府事業「平成 27 年度子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」に埼玉県と共同で参加し、地域の子供・若者支援の意識醸成や支援機関同士の相互連携の促進等を目的とし、各種会合等を実施した。

- ・ 連絡会議：3 回
- ・ 情報交換会：2 回
- ・ ユースアドバイザー養成講習会：4 回
- ・ 協議会設置済地域の視察：2 回（さいたま市、立川市）
- ・ 支援機関マップ作成：300 部

平成 28 年度も同様、内閣府事業「平成 28 年度子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」に埼玉県と共同で参加している。

- ・ 平成 27 年度と同様の目的で、各種会合等を開催する。
- ・ 協議会設置済地域の視察では、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）統合型の協議会を設置している、愛知県春日井市と新潟県三条市を視察し、要対協統合型の協議会設置に関する設立や運営について学ぶ。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

- ・ ひきこもりやニートに関する支援
- ・ 協議会設置に向けた取組

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

- ・ 広報、ホームページによる相談窓口の周知
- ・ 各地区における回覧板の活用
- ・ 福祉を主とした関係機関との連携
- ・ 子ども・若者相談センターによる訪問相談

エ 先進的な取組

子ども・若者相談センターの設置と訪問相談の開始

オ 取組を行う上での課題とその対応策

- ・ 自立に向けて困難を抱える子供・若者を対象とした施策の拡充
- ・ 相談後の支援を継続していくための場と特定非営利活動法人等の拡充（発掘）
- ・ 子供・若者関連の法律の整理と位置づけの明確化
  - 多種多様な法律が散在しており、各支援機関でそれらの位置づけ等を明確化できず、対応が行き詰まっている。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

「不登校の子供を持つ親の会ムーミンの会」が静岡方式による伴走型の就労支援を行っている。平成 27 年度には「若者の明日を応援する就労支援セミナー」を実施し、参加者を就労に結びつけた実績がある。平成 28 年度も本取組を実施している。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

ムーミンの会と子ども・若者相談センターは、平成 26～27 年度の 2 か年で上尾市協働のまちづくり推進事業に参加して、「ひきこもる若者への支援」を実施した。平成 28 年度はこの事業からはずれたものの、引き続き協働で「ひきこもる若者への支援」を実施するために、会場手配や広報等に取り組んでいる。

また、埼玉県と上尾市は、平成 27・28 年度の内閣府事業に参加し、ユースアドバイザー養成講習会において、ムーミンの会の会員と上尾市登録サポーター（＝上尾市で募集したボランティアの支援者）のスキルアップを図っている。

### (3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

#### ア 協議会に対して期待していること

- ・ 複合的な課題を抱えた子供・若者に対する職域を超えた連携支援が行えること
- ・ 関係機関で個人情報の共有を行い、支援が可能なこと

#### イ 取組状況

##### (ア) 協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

構成機関は、子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針に則り選定する。協議会は、「代表者会議（年1回）」、「実務者会議（年1回）」、「個別支援会議（定期開催又は随時開催）」の3層構造を予定している。各会議の具体的な役割は今後の検討事項であり、先進地域の例も参考にしながら効率的な運営を目指す。

##### (イ) 協議会設置に向けた取組を取りまとめる主導者の確保

子ども・若者相談センターで主導する。

##### (ウ) 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

ムーミンの会の他、フリースペース「どこでもドア」が上尾市内で積極的に支援活動を行っている。

##### (エ) 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

協議会設置に際して、要対協統合型の協議会とするか、新規立ち上げの協議会とするか、検討中である。

##### (オ) 予算

特になし。

#### ウ 協議会設置に向けての課題

協議会運営のための予算の確保

### (4) 今年度掲げた目標

本市では、子ども・若者相談センター創設から3年目になるが、相談は年々増加し、複雑化している。子供・若者支援には、地域の福祉・教育・保健・医療・雇用・矯正・更生保護などの関係分野が相互に連携した切れ目のない支援体制を構築していく必要がある。また、既存のネットワーク（要対協）との統合または個別について検討、さらに、地域協議会設置の意義や役割について、各構成機関と共通認識を持つことが必要で

ある。

そこで本事業では、以下を目標に取組を実施した。

- ・ 地域における子供・若者の支援に携わる人材を養成するとともに、関係分野の職員の意識の醸成を図る。
- ・ 先進地域の取組、具体性のある事例を学ぶ。
- ・ 地域協議会の構成機関の選定及び対象となる機関に対し協力を依頼する。
- ・ 地域協議会の設置形態（統合または個別）について、部内で協議する。

(5) 今年度実施内容

ア 公開講座

回数	日程	テーマ	講師
1	11月14日	子どもの貧困と居場所づくりについて	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代表理事 青砥 恭  特定非営利活動法人フリースペースたまりば 理事長 西野 博之

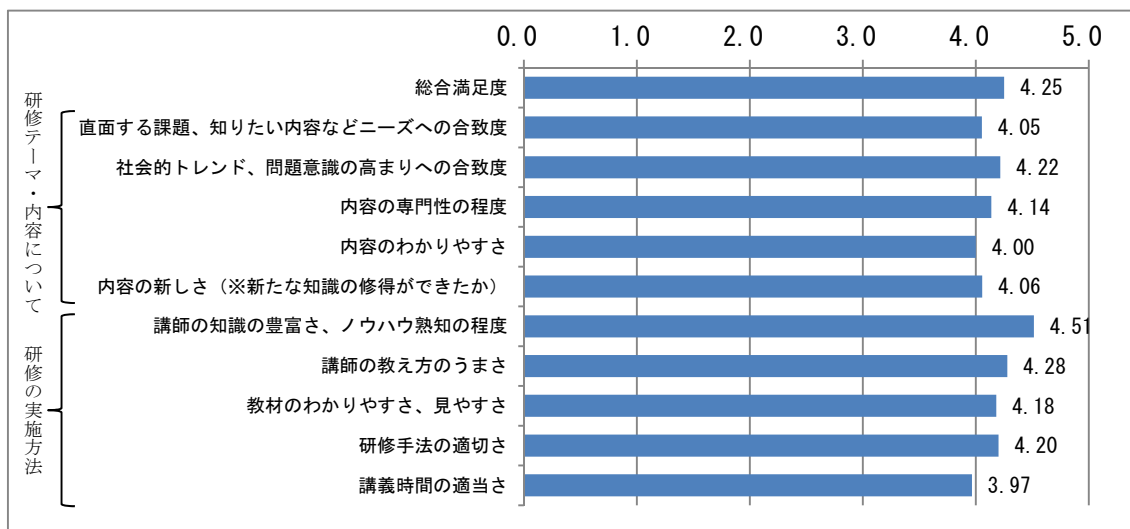
イ 講習会

回数	日程	テーマ	講師
1	8月4日	静岡方式による伴走型支援を学ぶ	特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡 理事長 津富 宏  特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡 職員 梶山 幸子  不登校の子どもを持つ親の会ムーミンの会 代表 唐澤 恵子
2	10月31日	子供・若者支援におけるアウトリーチ（訪問支援）について	横浜市こども青少年局青少年相談センター 所長 内田 太郎

			認定特定非営利活動法人育て上げネット 若年支援事業部 担当部長 井村 良英
--	--	--	--

図表 2 講習会受講の満足度 (平均値)

(講習会に対する評価：非常に低い1、低い2、どちらともいえない3、高い4、大変高い5)



### ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	10月4日	～次代を担う全ての子 どもに生きる力を～ 子育て支援窓口の一本 化、ライフステージに応 じた切れ目のない子育 て支援、三条っ子発達応 援事業の取組	三条市 教育委員会事務局子育て支援課 子どもの育ちサポートセンター
2	1月11日	春日井市子ども・若者総 合支援地域協議会設置 の経緯及び運営につい て 子ども・若者総合相談セ ンターにおける相談受 付状況及び対応につい て	春日井市 青少年子ども部子ども政策課

(ア) 第1回

➤ 視察の狙い

困難を抱える子供や若者への支援については行政と民間団体が連携して取り組む必要がある。包括的な支援を展開するための仕組みづくりとして、子ども・若者支援地域協議会の設置が有効である。このような観点から、要対協を統合する形で子ども・若者支援地域協議会を設置した新潟県三条市を視察し、設置の経緯や運営について学ぶ。

➤ 視察内容

新潟県三条市の「三条市子ども・若者総合サポート会議」を所管している、三条市教育委員会事務局子育て支援課子どもの育ちサポートセンターの職員から協議会設置の経緯及び運営や子どもの育ちサポートセンターにおける相談受付状況及び対応について聞き取りを行った。

三条市では、市長主導の組織機構の見直しにより、平成20年4月から教育委員会に「子育て支援課」を設置した。それまでは、子育てに関する窓口が、児童福祉、母子保健、学校教育など、分散されて分かりにくい状況であったが、組織変更により、担当が一つとなり、市民が分かりやすいワンストップ窓口を実現した。加えて、教育委員会に設置することにより、子育て支援と義務教育の連携を円滑に図ることが可能となった。

子育て支援課青少年育成センターでは、三条地域若者サポートステーションを運営している団体へ委託して、就労に困難を抱えている若者(15～39歳)の相談を受け付け、アウトリーチを含む多様な支援を実施している。

同課総合支援係では、子ども・若者総合サポート会議の運営を行っている。同会議は、平成21年度に要対協を統合する形で設置された。特色としては構成機関の多くが重なるため、代表者会議を一本化し、実務者会議を「虐待防止部会」、「問題行動対応部会」、「障がい支援部会」、「若者支援部会」の4つの部会に分けて実施している。代表者会議は33機関で構成され、年に1回(5月)開催し、事業内容や各機関の取組を協議している。各部会の実務者会議は年に1～2回開催し、ケース検討や講演会を実施している。支援対象は0～35歳で、子どもの育ちサポートセンターがハブ組織となり、必要なサポートを受けられるよう関係機関の調整を行っている。幼保小の連携において、引き継がれる子供の中に「発達障害」と思われるケースが増えており、保育(幼児教育)段階での重要な課題となっている。その対応策として平成26年度より、「三条っ子発達応援事業」を実施している。その中の重点事業として、子供の特性に保護者・保育者

が早期に気づき、保健師・保育士・指導主事・臨床心理士が発達応援チームを組んで、連携して子供の成長を支えることを目的とした「年中児発達参観」を実施している。この取組により、保護者と保育者、発達応援チームが子供の育ちや個性を共有し、今後の支援方針について検討するとともに、必要に応じて相談事業や支援事業につないでいる。

➤ 担当者所見

教育委員会の中に子育てに関する窓口を一本化したことで、教育委員会との連携が密に図れているように感じた。困難を抱える子供や若者の中には、発達障害が疑われるケースが多く見受けられるため、未就学の段階で、早期発見、早期支援を行う「三条っ子発達応援事業」はとても良い取組だと感じた。

子ども・若者総合サポート会議については、既存の要対協との統合を図り、代表者会議を一本化、実務者会議を4つに部会化したことで、効率良く運営されているように感じた。

代表者会議は構成機関が33機関と多いため、出席機関に温度差が見られるのが課題であるが、各機関の取組を知ることで、自身の機関がどのようにケースに関われるかを考える良い機会ともなっていると感じた。

当市においても、既存の要対協との統合も含めて、より良い形での協議会の設置・運営を目指していきたいと思った。

(イ) 第2回

➤ 視察の狙い

困難を抱える子供や若者への支援については行政と民間団体が連携して取り組む必要がある。包括的な支援を展開するための仕組みづくりとして、子ども・若者支援地域協議会の設置が有効である。このような観点から、要対協を包括する形で子ども・若者支援地域協議会を設置した愛知県春日井市を視察し、設置の経緯や運営について学ぶ。

➤ 視察内容

愛知県春日井市の春日井市子ども・若者支援地域協議会」を所管する、春日井市青少年子ども部子ども政策課の職員から協議会設置の経緯及び運営や子ども・若者総合相談センターにおける相談受付状況及び対応について聞き取りを行った。

春日井市では、平成18年4月に児童福祉法第25条の2第1項の規定による「要対協」を設置し、養育環境に恵まれない子供等に対する支援と



適切な保護を実施してきたが、義務教育終了後や児童養護施設対処後等、どの機関にも属さない子供たちへの支援の継続が困難な状況が見受けられることから、ひきこもり等を含む社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者への継続した支援を実施するため、平成22年3月に策定された「かすがいっ子未来プラン」において、「子ども・若者の自立支援」を取り上げたところ、重点プロジェクトの一つとなったことで、「子ども・若者支援地域協議会」を核とした体制づくりを進めることとなった。

平成22～23年度に、子ども・若者育成支援推進法に係る内閣府のモデル事業の実施指定を受け、子ども・若者支援地域協議会体制の整備として、ユースアドバイザーの育成、支援機関のマップ作成を行った。あわせて、平成22年度には「愛知県子ども・若者支援地域協議会等作業チーム」に参画し、支援に関わる関係機関等の参加を得て、国が示した協議会設置・運営指針に基づき、現場感覚を盛り込んだ協議会の設置について協議、23年度は、要保護児童対策地域協議会と統合した春日井市子ども・若者総合支援地域協議会を設置し、支援マニュアルの整備等を行った。

平成23年4月には「要対協」と子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定による「子ども・若者支援協議会」の機能を包括した「春日井市子ども・若者総合支援地域協議会」を設置し、運営を行っている。特色としては、両協議会の構成機関が重なるため、代表者会議を一本化し、実務者会議を「要保護児童対策」、「子ども・若者支援」の2つの部会に分けて実施。代表者会議は20機関で構成され、年に1回（5月）開催し、事業内容や各機関の取組を協議している。各部会の実務者会議は月1回開催し、ケース検討や講演会を実施。特定非営利活動法人関係機関は個人情報の関係から誓約書を提出して対象者の支援に当たっているが、代表者会議などは傍聴したうえで資料は回収するほか、本人の同意がないケースの情報は開示できないなど情報共有に課題がある。

また、民生委員関係団体の加入がないことから地域の情報がなく、ひきこもり調査も実施できていない状況にあり、予算も厳しい中で支援を必要とする人をみつけることを考えなくてはならないと感じているとのこと。なお、支援対象は0～30歳代で、子ども・若者総合相談センターと子ども政策課がハブ組織となり、必要なサポートを受けられるよう関係機関の調整を行い、今後の支援方針について検討するとともに、必要に応じて相談事業や支援事業につないでいる。

子ども・若者総合相談センターでは、元教員など3人の相談員がひきこもり・若年無業者（ニート）等に関する本人や親からの相談に応じており、毎週月曜日から土曜日の午後3時～7時の電話相談と、24時間受付のメ

ールによる相談を実施。アウトリーチについては特定非営利活動法人など各相談機関が実施している。

なお、子ども政策課でも窓口相談者が来た場合は担当職員が受付している。実際は青少年関係の流れをくむことから関係のない家庭相談など受けざる負えない実態もあるとのこと。

➤ 担当者所見

子育てに関する窓口の中に青少年事業担当と保健師の地区担当がいることで、要保護児童対策と連携が密に図れているように感じた。子ども・若者総合相談センターの相談員は元教員で、市民の青少年のとらえ方が幅広い認識から困難を抱える子供や若者の相談でありながら家族の困りごとや自殺などの事例が多く見受けられるため、年齢制限が難しい状況がうかがえ、間口のひろい取組だと感じた。

春日井市子ども・若者総合支援地域協議会については、子ども・若者支援地域協議会及び既存の要対協との統合を図り、代表者会議を一本化、実務者会議を「要保護児童対策」、「子ども・若者支援」の2つに部会化したことで、それぞれの目的に応じた運営ができるものと思われる。

代表者会議は構成機関が20機関で個人情報関係から特定非営利活動法人を入れていないために、実際支援を行う機関に情報提供する難しさが見られるのが課題であるが、各機関の取組を知ること、自身の機関がどのようにケースに関われるかを考える良い機会ともなっていると感じた。

当市においても、既存の要対協との統合も含めて、より良い形での協議会の設置・運営を目指していきたいと思った。

(6) 今年度の取組の成果

- ア 支援に携わる人材養成のための講習会を2回ならびに公開講座を1回実施し、多くの関係分野の職員や地域の方々の参加を得ることができ、現代の子供・若者が抱える課題や支援について幅広い内容において理解を深めることができた。
- イ 地域協議会の構成機関の選定を行い、対象となる機関に対し現在も協力を依頼している。
- ウ 地域協議会の設置形態については、部内で協議した結果、既存の要対協との統合ではなく、個別に設置することとした。

(7) 今後の課題・取組の方向性

- ア 地域協議会の構成機関へ引き続き協力を依頼し、平成 28 年度内の設置を目指す。
- イ 先進地域の取組を参考にしながら、地域協議会の有機的な運営を図る。
- ウ 人材養成講習会や研修会等を通じて、地域における子供・若者の支援に携わる人材を養成するとともに、関係分野の職員の意識の醸成を図る。
- エ 関係機関で連携して顔の見える関係づくりを行い、共通認識を持つ。

(1) 地域における子供・若者の状況

調布市では、平成 27 年 10 月に調布市子ども・若者総合支援事業を開始した。これは、不登校、ニート・ひきこもり等生活に課題を有する子供・若者に対して相談事業を行うとともに、居場所を提供するもの。相談事業については概ね中学生から 39 歳までの生活課題を有する子供・若者及びその家族を対象とし、居場所については概ね 15 歳から 20 歳までの子供・若者を対象とする。また、本事業は子どもの貧困対策として、生活に困窮するひとり親、生活保護世帯（準要保護含む）の子である中学生を対象に行っている学習支援事業と一体的運営を行っている。なお、事業は調布市社会福祉協議会に委託して実施している。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

(ア) 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」

家庭の事情により、進学や就職をあきらめてしまうことがないように、子供や若者に対して、学習支援や居場所の提供を行うとともに、進学や自立に向けた相談を行う場所として「ここあ」を設置した。調布市から調布市社会福祉協議会に運營業務を委託している。「ここあ」は、学習支援、居場所、相談の 3 つの機能を有している。

➤ 学習支援

児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭の中学生を対象に、高校進学に向けた学習や学習習慣獲得のための支援を行っている。

➤ 居場所

概ね 15 歳から 20 歳までの子供・若者を対象に、他者との交流や社会経験の機会を得られる居場所を提供している。また、居場所を活用しながら復学や高校中退予防のための学習支援も実施している。

➤ 相談

概ね中学生から 39 歳までの子供・若者やその家庭を対象に、電話・訪問等での相談業務を行っている。相談内容の多くは学習支援に関するものであるが、必要な支援機関への紹介等、課題解決に向けた支援も行っている。

相談事業において、対象者は子供から若者まで幅広くしているが、実態としては中学生が中心となっている。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

平成 27 年 10 月にスタートアップしたところであり、現時点では中学生を対象

とした取組が中心となっている。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

児童扶養手当や就学援助の対象者に対する通知と併せて「ここあ」のパンフレットを配布している。市報及び社会福祉協議会広報誌に「ここあ」の取組を掲載している。

エ 先進的な取組

(ア) 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」

「ここあ」では、相談、居場所、学習支援をワンストップで提供できるようにしている。現時点では、学習支援業務に偏りがあるものの、将来的には、相談、居場所、学習支援、それぞれを主軸として子供・若者全般を支援していければと考えている。

(イ) 調布市青少年ステーション CAPS（キャプス）

平成 15 年に開館した中・高校生世代を対象とした児童館であり、カウンセラー（臨床心理士）による相談機能も有する。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

若者を対象とした取組の進展は、委託先である調布市社会福祉協議会の人的リソースにもよるため、今後の課題である。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

(ア) 非営利活動法人青少年の居場所 Kiitos

地域で主体的に取組を進めている民間団体の例として非営利活動法人青少年の居場所 Kiitos が挙げられる。Kiitos の事業内容は以下のとおり。

- 青少年の居場所づくり及び支援事業
- Kiitos 利用者のカウンセリング及び相談事業
- Kiitos 利用者の自立支援事業及び関連団体とのネットワーク構築事業
- 青少年の保護者の相談事業

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

平成 27 年度に開催した「調布市子ども・若者支援地域連携会議」の準備会において、地域協議会設置に向けた調布市と支援機関・民間団体等で情報共有や意見交換を行っている。また、「調布市子ども・若者総合支援事業」の運営のため開催している運営委員会においても情報共有や意見交換を実施している。平成 28 年度以

降もこれら取組を活用し、継続的に情報共有や意見交換をしていく予定である。

また、現在、調布市にて各支援機関・民間団体の取組内容や取組状況の調査を行っている。調査結果を踏まえ、地域協議会設置の方針を検討していければと考えている。

### (3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

#### ア 協議会に対して期待していること

地域協議会を設置することで、各分野の情報共有・意見交換を円滑に、重複なくできればと考えている。現在、調布市内には子供・若者関連の会議体が複数存在し、議題が重複する 경우가少なくない。これら会議体と地域協議会の位置づけや役割を今一度確認し、地域協議会の役割を明確化できればと考えている。

#### イ 取組状況

##### (ア) 協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

調布市子ども・若者支援地域連携会議にて検討予定である。

##### (イ) 協議会設置に向けた取組を取りまとめる主導者の確保

調布市子ども・若者支援地域連携会議にて検討予定である。

##### (ウ) 予算

連携会議の予算（委員謝礼）は市として確保している。

#### ウ 協議会設置に向けての課題

地域協議会の役割や位置づけの明確化

### (4) 今年度掲げた目標

協議会設置に向けて、所管部署をどこにするのか、市長部局と教育委員会の連携等が課題となっていた。また、主たる対象者を義務教育終了後とするか、義務教育及び未就学児を含むのかで意見が割れることがあった。また、要保護児童対策地域協議会等の既存の会議、協議会等との重複も課題となっていた。

そこで本事業では、協議会設置につなげるため、調布市子ども・若者支援地域連携会議を開催し、子供・若者支援に携わる市内団体や関係行政機関のネットワーク形成を図るとともに、先進市への視察等を通じて、協議会で行っていくべきことは何かということをもっと検討した。

(5) 今年度実施内容

ア 公開講座

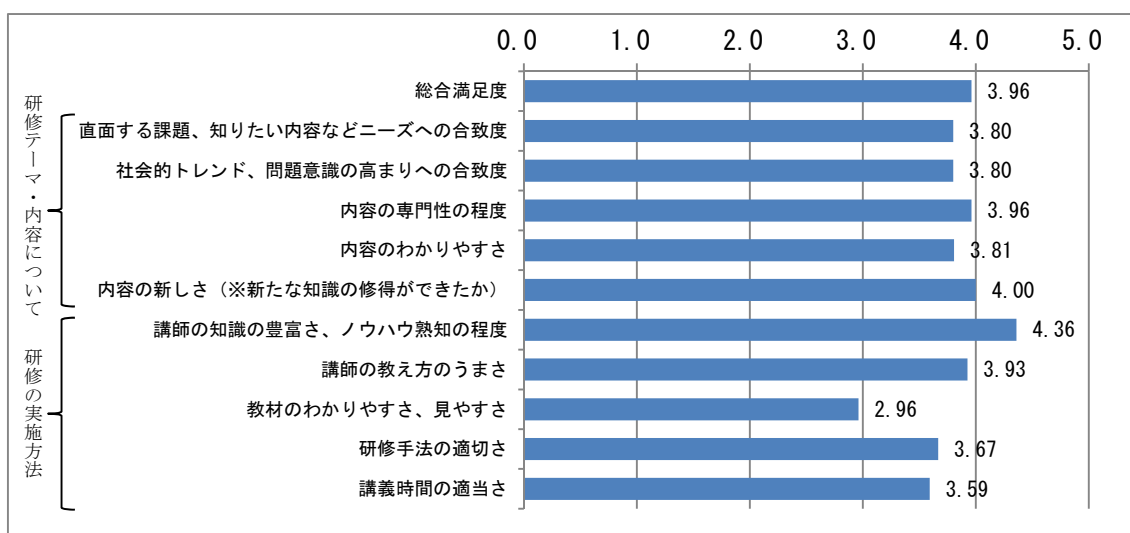
回数	日程	テーマ	講師
1	10月14日	不登校・ひきこもり等 困難を有する子ども・ 若者への支援について	特定非営利活動法人NPO スチュー デント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史

イ 講習会

回数	日程	テーマ	講師
1	1月16日	若者支援における民間 団体・地域と関係機関 との連携について	認定特定非営利活動法人 育て上 げネット 若者支援事業部 担当部長 井村 良英

図表 3 講習会受講の満足度（平均値）

（講習会に対する評価：非常に低い1、低い2、どちらともいえない3、高い4、大変高い5）



ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	9月21日	さっぽろ子ども・若者支 援地域協議会視察	札幌市若者支援総合センター 子どもの権利推進課
2	12月13日	豊橋市子ども・若者支援 地域協議会視察	豊橋市 こども家庭課 及び 子ども・若者総合相談窓口

(ア) 第1回

➤ 視察の狙い

調布市において子ども・若者支援地域協議会設置に向けた事前調査及び設置後の運営の方向性を検討するため

➤ 視察内容

・ 若者支援総合センターの成り立ち

札幌市若者支援総合センターは、29歳までの若者を対象とした施設として平成18年に開設した。当初は教育委員会の生涯学習を担当している部署が所管をしており、併設している若者サポートステーションと連携を取り、就労を中心とした支援を行っていた。現在札幌市内に5つのセンターが存在している。

・ 協議会設置の経緯

若者支援総合センターを運営するに当たり、ひきこもりやニートの相談が多くなってきたため、センター側から教育委員会に連携をスムーズに行えるようにするために設置を働きかけた。働きかけを受け、平成22年度に内閣府のモデル事業として設置を行った。

・ 協議会の運営等

設置主体は札幌市であり、調整機関を札幌市若者支援総合センター、支援機関を公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会にそれぞれ指定し、運営を行っている。

・ 施設見学

➤ 担当者所見

地域協議会を円滑に運営し、設置後も形だけの協議会にならないようにするためには、民間団体の力が必要不可欠だと感じた。

また、調布市で協議会を成功に導くためには今年度開催予定の地域連携会議からメンバー構成等や会議の持ち方を含め、再度検討していく必要があるのではないかと感じた。

(イ) 第2回

➤ 視察の狙い

調布市において子ども・若者支援地域協議会設置に向けた事前調査及び設置後の運営の方向性を検討するため



➤ 視察内容

・ 子ども・若者自立支援事業の設置経過

内閣府のモデル事業を受託する中で、平成 22 年 11 月に豊橋市子ども・若者支援地域協議会を設置。平成 22 年度及び平成 23 年度は設置モデル事業、平成 24 年度は運営モデル事業に参加した。また、平成 26 年度までは教育委員会生涯学習課が所管していたが、平成 27 年度からはこども家庭課に移管された。

・ 子ども・若者支援地域協議会の運営

現在は、年 1 回の代表者会議と年 2 回程度の実務者会議を行い、支援機関のネットワークの形成を図るとともに、豊橋市子ども・若者総合相談窓口等との連携にも努めている。

・ 子ども・若者総合相談窓口の状況

平成 23 年 4 月に開設し、当初は非常勤 1 名の相談員を配置していたが、現在は常勤 3 名（教員 OB と心理士）を配置している。相談は電話と来所を中心とし、アウトリーチは行っていない。市報やタウン誌での広報のほか、学校の先生たちの勉強会でも周知を図っている。

・ 子ども・若者総合相談窓口見学

➤ 担当者所見

内閣府のモデル事業を受託していた豊橋市子ども・若者地域協議会を視察することで、協議会の役割や位置付け等を再確認することができ、調布市の協議会設置に向け、大変参考となった。

(6) 今年度の取組の成果

先進市への視察（札幌市・豊橋市）を行うとともに、スチューデント・サポート・フェイス代表理事 谷口仁史氏の公開講座及び育て上げネット 井村良英氏の支援に携わる人材養成のための講習会を開催することで、行政職員だけでなく、子供・若者支援に携わる方々へも地域協議会設置に向けた意識付けをすることができた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

次年度以降の課題としては、調布市子ども・若者総合支援事業が担っている、子ども・若者総合相談センターの利用者が中学生中心となっており、15 歳以上の利用者が少ないことが挙げられる。取組としては、協議会設置により、市内団体や関係行政機関のネットワーク形成を図るとともに、効果的な広報を行うことで、子ども・若者総合相談センターの 15 歳以上の利用者の拡大を図る。

---

### 3 愛知県あま市

---

#### (1) 地域における子供・若者の状況

不登校やいじめについては、学校側で把握している。ひきこもりやニートの件数については、あま市としては把握していない。

#### (2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

##### ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

各分野それぞれで、対応している。課題としては横のつながりが少ないことである。

##### イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域

学校、子育て支援、福祉それぞれがそれぞれの分野で対応しているので、あま市としてどこを重点的にということはない。

##### ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

学校であれば学校の先生が、地域住民等との接点となっている。

##### エ 取組を行う上での課題とその対応策

協議会構成員をどこまでの範囲とするか悩ましいと感じている。具体的には、内部の関係機関は入れるとして、外部の機関（警察等）をどこまで入れるかといった点は課題である。

##### オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

あま市にはNPO等の子供若者支援に関する団体がない。

##### カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

今後、愛知県より協議会設置に関する情報提供や支援をお願いできればと考えている。

#### (3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

##### ア 協議会に対して期待していること

あま市役所庁内、大治町、外部機関と既存ネットワークを超えた横のつながりを持つことを期待している。

##### イ 取組状況

##### (ア) 協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

主導者、構成員、運営方法は検討中である。スケジュール感としては、今年

度は、協議会に関する知識を蓄え、来年度に子若の協議会を設置する予定である。

(イ) 協議会設置に向けた取組を取りまとめる主導者の確保

主導者をどこの部署にするかは検討中である。

(ウ) 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

NPO等の団体は地域内にない。

(エ) 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

主導者が未決定のため、既存ネットワークとの関係性・役割の整理はこれからである。

(オ) 予算

子若の予算ということであれば、平成30年以降となる予定である。

ウ 協議会設置に向けての課題

協議会構成員をどこまでの範囲とするか悩ましいと感じている。

(4) 今年度掲げた目標

平成28年度に子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業の支援のもと、公開講座を開催し地域住民・関係部署の理解を図る。また、隣接する大治町とも連携を取り、広域的な取組を行い、平成29年度の協議会の設置に向けて活動する。

(5) 今年度実施内容

ア 公開講座

回数	日程	テーマ	講師
1	12月15日	子どもの貧困への包括的な支援	日本福祉大学 准教授 野尻 紀恵
2	1月28日	不登校・ひきこもりを 自我の成長から考えよう	羽陽学園短期大学 名誉教授 研 攻一

イ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	2月24日	北名古屋市子ども若者 支援協議会視察	北名古屋市

(ア) 第1回

➤ 視察の狙い

既に子ども若者支援協議会を設置している北名古屋市を視察し、協議会の内容及び設立時の話を聞き、今後の設置に向けた取組に役立てる。

➤ 視察内容

北名古屋市子ども若者支援協議会の事務局の方に設立時及び運営に関する話を伺い、質疑応答を行った。

➤ 担当者所見

設立に関しては様々な団体の協力が必要であると改めて感じ、今後の設立に向けた体制作りに役立てていきたい。

(6) 今年度の取組の成果

公開講座を開催し、関係部局及び一般向けに現在の問題の周知を図った。民生委員・教職員などの出席が多く、関心の高さを実感した。

(7) 今後の課題・取組の方向性

協議会設置に向けて内部調整、そして近隣町との広域での協議会開催に向けての調整を行い、なるべく早期の段階で協議会設置への道しるべを作り、協議会設置を行いたい。

---

#### 4 愛知県高浜市

---

##### (1) 地域における子供・若者の状況

- ア 平成 28 年 6 月末時点で人口は 47,277 人、うち子ども若者（0 歳から 39 歳）に該当するのは 22,963 人である。
- イ 平成 26 年度児童センターへ問い合わせのあった件数としては、擁護 53 件（うち虐待 34 件）、傷害 43 件、非行 3 件、育成 6 件と前年比 4 % 増であった。
- ウ 平成 26 年の不登校は小学校で 28 件（前年比+2 件）、中学校で 69 件（前年比+17 件）であった。
- エ 子どもの貧困については、高浜市は 10 人に 1 人であるが、全国平均は 6 人に 1 人であり、多いという訳ではない。

##### (2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

###### ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

高浜市では、福祉分野の活動が進んでおり、今年度は全部で 24 の事業（社会を明るくする運動、生活困窮家庭の子どもに対する学習等支援事業等）を実施している。

###### イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

- (ア) 高浜市では、不登校が全国と比べて高い。その要因を分析してみると、ひとり親世帯等の貧困状態にある世帯の子は、普通の経済環境にある世帯の子の 3～4 倍の割合で不登校になっている傾向があることが分かった。そのため、子どもの貧困対策を強化することで不登校件数の減少につながると考えている。
- (イ) 高校入学後に退学してしまう子のうち 20 人は高浜市の子どもであった。そのようなことから、初年度は中学生を対象に貧困対策を行っていたが、今年度から高校生も対象としている。これにより小学校から高校まで切れ目のない支援をしている。

###### ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

高浜市では、子どもの貧困に対する取組のため、教育委員会や学校と密に連携をとっている。子どもの貧困に関する情報は、市内の学校の担任経由で高浜市に連絡が来ることが多い。また、その地域の学校の元校長等、既に退職された地域に顔の利く方に、市の臨時職員になってもらい、学校や教育委員会と高浜市のつなぎ役（子ども健全育成支援員）として活動してもらっている。

###### エ 先進的な取組

生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業として、毎週土曜日にいきいき広場

にて、学習支援、イベントの開催、食事の提供の3つを組み合わせた事業を行っている。支援体制としては、アスクネットスタッフ3名、大学生の学習ボランティア5～7名に加え、食事を作る方として地域の協力団体16団体で構成している。また、食事は100円で支給をしているが、この事業を将来に渡り継続していくために、「子ども食堂支援基金」という形で市民の方から、食料の寄付やお金の寄付を頂き地域の協力団体にもお金が入る仕組みを構築している。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

課題として、学校や地域とどう連携していくかという点が課題であった。この点は、子ども健全育成支援員で解消できている。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業に、NPOや食事提供者が参画している。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

(ア)今年度の6月に高浜市子ども貧困対策会議を立ち上げている。この会議の委員に、生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業に携わってくれているNPOや食事提供に携わっている方、利用者の保護者等も入っており、会議で連携をしている。

(イ)また、生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業は毎週行っているため、それにより密なコミュニケーションが取れている。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

ア 協議会に対して期待していること

現在の青少年問題協議会は、形骸化している状況にある。方針としては、平成29年度に子若の協議会を立ち上げた後に青少年問題協議会を廃止する予定である。関係会議と連携し、実のある会にしたいと考えている。

イ 取組状況

(ア)協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

協議会の構成員や運営は、現在検討中であるが青少年問題協議会の構成員をベースとしながらも、追加、変更する予定である。

(イ)協議会設置に向けた取組を取りまとめる主導者の確保

文化スポーツグループが主導者となる予定である。

(ウ) 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況  
社会資源の偏在はある。

(エ) 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

子ども貧困対策会議は、子若協議会における部会という位置づけにする予定である。

(オ) 予算

青少年問題協議会の予算と同規模を考えている。

ウ 協議会設置に向けての課題

各部署で何を行っているのか（例えば年齢別の支援内容等）、何が強くて何が弱いのか等を整理し、形骸化しないような協議会をどう作り上げていくかが課題である。

(4) 今年度掲げた目標

今年度開催予定の青少年問題協議会において、「子ども・若者支援地域協議会」の設置について周知を行うとともに、福祉や教育等の関係部署が既に実施している事業の把握に努めて、協議会設置に向けた全体的な体制を検討していく。

(5) 今年度実施内容

ア 公開講座

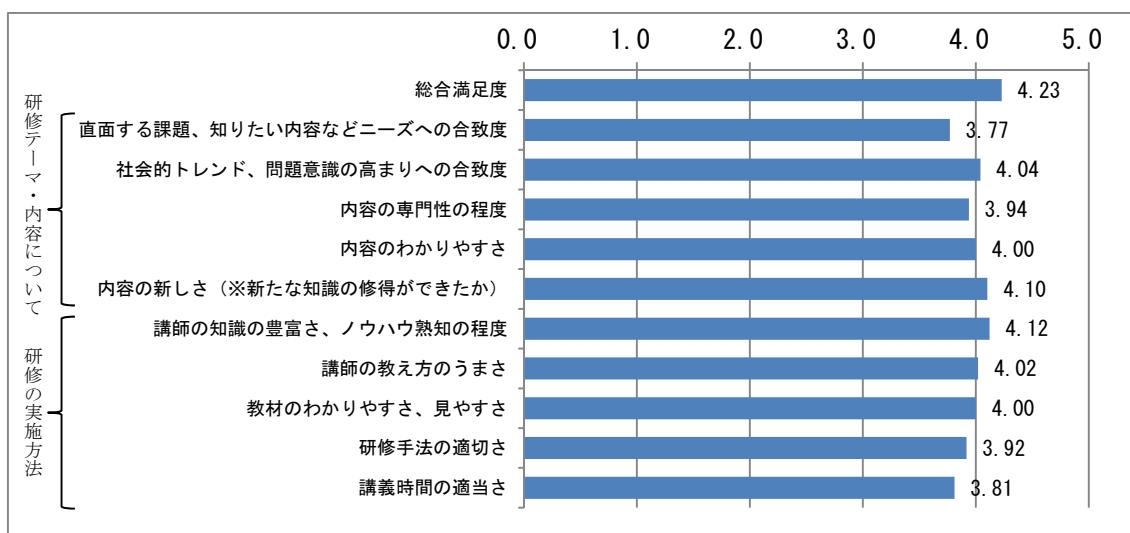
回数	日程	テーマ	講師
1	11月29日	大家族たかはま こども・若者支援フォーラム（公開講座）	愛知教育大学 教授（副学長） 大村 恵 高浜市立南中学校 校長 箕浦 博夫
2	2月25日	若者×雇用×萌え×まちづくり（公開講座）	特定非営利活動法人エンド・ゴール 理事長 大久保智規

## イ 講習会

回数	日程	テーマ	講師
1	12月12日	大家族たかはま こども・若者支援フォーラム（講習会）	日本福祉大学 福祉社会開発研究所 客員研究所員 山田 麻紗子  日本福祉大学 准教授 野尻 紀恵

図表 4 講習会受講の満足度（平均値）

（講習会に対する評価：非常に低い1、低い2、どちらともいえない3、高い4、大変高い5）



## ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	1月17日	若者の雇用支援の理解を深める	特定非営利活動法人エンドゴール
2	1月17日	子若協議会の先進事例を学ぶ	知多市子ども未来部若者女性支援室

### （ア）第1回

#### ➤ 視察の狙い

若者の雇用支援についてに留まらず、まちづくり施策へのつながりについて理解を深める。



- 視察内容
 

ちた地域若者サポートステーションにて、発足の経緯や活動内容等についてヒアリング。
- 担当者所見
 

支援を必要としている若者に親和性の高いアニメや漫画を活かした事業展開は、他に類を見ない手法である。安定した就労に向けて課題がある一方で、地域との触れ合いや活動を通じた成功体験を得ることが、若者にとって確実に「生きる力」になっていることも聞いたことから、今後の参考としたい。

(イ) 第2回

- 視察の狙い
 

子ども・若者支援地域協議会の設立に向けて先進地の状況を伺う。
- 視察内容
 

知多市若者支援センターにて、発足の経緯や活動内容等についてヒアリング。
- 担当者所見
 

知多市では子供・若者のうち、体制充実のため若者に特化した支援機関ネットワーク構築を行っている。若者相談窓口として若者支援センターを設置し、顔の見える関係づくりを目指しながら、NPO 法人等との従来からあるネットワークを活かした活動を実施している点が参考となった。

(6) 今年度の取組の成果

本年度の事業を通じて、多様な立場の市民が貧困や児童虐待、不登校など可視化されにくい子どもが抱える課題の現状や支援の方法論等について理解を深めるとともに、こうした子どもたちを地域で支援するために「必要なことは何か」、「自分たちにできることは何か」ということを考えるきっかけを作ることができた。

(7) 今後の課題・取組の方向性

平成 29 年度中に子ども・若者支援地域協議会を設置する方向でいる。本協議会を生涯学習部門が所管する際には、福祉部門を中心としか各部署との情報共有が不可欠であり、困難の有無を問わずに地域の子ども若者の成長を支援することが必要であると考える。

(1) 地域における子供・若者の状況

- ア 米原市は滋賀県下で最も人口の少ない市であり、人口減も進んでいる。現在の米原市が誕生した平成 17 年 10 月の人口は 42,330 人だったが、平成 28 年 6 月は 39,821 人となった。若い世代が市外の高校、県外の大学に行ってしまうと、仕事のない米原に戻ってくることは少ない。そしてそれは、進学・就職の波に乗れなかった若者が市内に残りやすいことを意味する。困難を抱えていたり非正規雇用だったりする若者に、活躍してもらわねばならない。
- イ ひきこもりの人数は、平成 22 年度の国調査から逆算すると 200 人程度となる。しかし、「あおぞら」がこれまでに接触したひきこもりだけでも 100 人を超えており、実際には推計値を上回っているものと推測している。
- ウ 中でも、10 年以上の長期のひきこもりが多いという実感があり、高齢化した両親が『このままでは死ねない』という思いで「あおぞら」を少なからず訪ねてくる。もっと早く相談に来てくれれば手を打ちやすいが、ひきこもりが長期化してしまうと手を打つのも容易ではない。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

平成 19 年度、市独自の取組として「若者自立ルーム・あおぞら」を開設した。

「あおぞら」ではくらし・しごと相談、就労支援、居場所提供、情報提供・発信などに取り組んでいる。平成 28 年 4 月に設置した協議会を核として、更生・福祉・教育・雇用・保険医療の各領域との連携を行い、法律の壁・組織の壁にとらわれないう、総合的で継続的な若者支援を実施している。

「あおぞら」は現在、市予算で民間団体の「就労ネットワーク滋賀」に支援・相談を委託している。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

こども家庭課では平成 28 年度、主要施策『ボクもワタシも働き隊!』を通じ、就労支援の強化を図る。同施策は、困難のある若者の就労支援を行うにあたり、市内では働き口が十分でないことを踏まえ、働く場もあわせて創出することを目指すものである。市内の耕作放棄地や荒れた山林、閉園になった幼稚園などを活用して少し働いてみる、空き家に暮らしてみる、といった取組を通し、少しずつ家を出て社会に慣れていくことを目指す。ハローワークに直接つなぐのではなく、このように最初のハードルは可能な限り低くし、就労に向かって行けるよう支援するコンセプトである。この取組は地方創生施策の一つでもあり、市の活性化につながる事が期待される。

#### ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

- (ア)「あおぞら」を総合相談窓口として、被支援者の家族の相談を受け付けている。市広報誌を通じて定期的にPRもしており、PRの直後はいつも大きな反響を得られているが、これは被支援者の家族への周知が行き届いていないということでもあると痛感している。被支援者の家族には、『成人した子どもが病気でもないのに家にいる』という状況を相談できる機関があること、なるべく早期に相談する方が社会的自立のハードルが低いことを知ってもらいたい。
- (イ)また、「あおぞら」ではアウトリーチも積極的に実施している。訪問支援から相談窓口に来てくれるまでに2～3年、就労支援をさらに数年と、長期にわたり一貫的な支援を続けている。

#### エ 取組を行う上での課題とその対応策

- (ア)前述の通り、いずれの問題も早期に対応することが重要だと認識してはいるが、本人や両親等は非常に周囲の目を気にするため、なかなか相談に来てくれない。20代の若者の場合、不就労を両親に咎められると家庭内暴力に発展することもあるなど、どうしても状況が表面化しづらい。
- (イ)うつ病などの診断があり国の認定を受けて貰えれば、障害者雇用の枠組みに入れるため、就労支援もやりやすい。これを取れない人は一般の求職者と同じ土俵で戦わなければならない、非常に就労が難しい。不採用が繰り返されると、就労をあきらめてしまう人もいる。
- (ウ)子ども・若者支援の一般向けイベントを開催する際も気を使う必要がある。「ひきこもり」「発達障害」などのストレートな演題をつけてしまうと、傍聴する姿を知人に見られた際に「あの家にはひきこもり（発達障害）の子がいるのかな」と思われることなど、世間の目を気にして参加できない方がいる。
- (エ)就労支援を行う上では、就労支援プログラムの「卒業生」が支援する側になってくれることが、最も被支援者に届きやすいと考えている。県全体では、県が開催する「若者サミット」の登壇者のように事例があるので、米原でもそのような若者が出てくるよう努めたい。
- (オ)被支援者（の親など）は近所の目を気にすることが多く、アウトリーチを行う際に「米原市」と書かれた市用車で行く、市職員のネックストラップをつけて訪問するなど、目立つ行動は嫌がられてしまう。しかし、直接の接触を避けつつ実効的な支援を行うことは非常に難しい。
- (カ)米原市では高校の時点から市外に出て行くことが多く、困難を有する子ども・若者を捉えることが難しい。高校・大学の中退などにより社会から外れてしまった子ども・若者に対し、責任を持って支援を行うためには、積極的に情報を取りに行かなければならない。

オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

(ア)市内には県の立ち直り支援センター「あすくる」が設置されておらず、県からは「あおぞら」の運営についての予算補助も受けていない。

(イ)滋賀県地域若者サポートステーションの米原サテライトがあり、「就労ネットワーク滋賀」が昨年度までその運営を受託していた。

カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

「あおぞら」の委託予算は乏しく、一部は「就労ネットワーク滋賀」の持ち出しとなってしまっている。近隣市（長浜市、彦根市など）でも協議会や総合支援機関の設置が進み、その中で「就労ネットワーク滋賀」が仕事を請けられるようになれば、ビジネス性のある官民連携も成り立つのではないか。

（近隣市の住民も「あおぞら」を利用しており、需要はあると考えられる。）

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

協議会の各会議を核として、「あおぞら」は各構成機関と連携し総合的な支援を実施する。ケース会議は随時開催しており、個別具体のケースについて各構成機関がどのような支援を行えるか、柔軟な検討が行われている。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

協議会は「代表者会議」「実務者会議」「ケース会議」の3層により構成している。

ウ 県と市町村の関係性・役割

県の協議会は市町での協議会設置に向けた取組の方向性を議論している。県協議会の構成機関に市は含まれない。ただし、県協議会での議論内容は、県の関連部局から市に共有されている。

エ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

「就労ネットワーク滋賀」は米原市における支援を担っているが、米原市を拠点とする団体ではないため、遠方から通っているスタッフもいる。滋賀県では子ども・若者支援を行う民間団体が天津周辺に集中している実態がある。

オ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

「あおぞら」は関連法に基づく機関ではなく市独自のものであるため、年齢・領域の壁を設けずに総合的な支援を行っており、協議会はその支援の方向性を組織

横断的に議論する場となっている。

県の精神保健福祉センターもひきこもり支援を積極的に行っており、同様のケースを扱うこともあるが、市協議会は組織横断での検討である点で大きくすみ分けている。

#### カ 協議会により得られた効果

##### (ア) 被支援者（子供・若者）への効果

要対協における年齢制限など、他機関で支援を受けられなくなってしまった子供・若者も、「あおぞら」が受け皿となって、協議会のネットワークの中で本当の自立に向け継続的な支援を受けられるようになった。

##### (イ) 支援者（自治体や協議会参加団体等）への効果

個別ケースにおける支援の方向性を検討する中で、各機関は自ら支援できることを積極的に提案している。縦割りの中での押し付け合いではなく、前向きな良い関係を築けていると実感している。

#### キ 運用上の課題

協議会でケースを共有し、各構成機関で総合的な支援を行う上では、情報の共有方法が大きな壁となる。本人の同意書を取るとなると非常に大変である。

#### (4) 今年度掲げた目標

米原市子ども若者支援地域協議会による青少年・若者の自立を支える総合的な応援体制を構築する。

#### (5) 今年度実施内容

##### ア 講習会

回数	日程	テーマ	講師
1	7月25日	講演「困難を有する子ども・若者の自立を応援するために」 ～子ども・若者支援地域協議会の役割～	滋賀県中小企業家同友会 理事 高橋 信二

(6) 今年度の取組の成果

- ア 米原市子ども若者支援地域協議会の定例連絡会・個別ケース会議、ひきこもりや生活困窮等のテーマ別連携会議を開催した。
- イ 横連携「不登校・ひきこもり長期化防止会議」を開催した。
- ウ 家庭訪問を含めた若者自立ルーム・あおぞらにおける相談支援を充実した。

(7) 今後の課題・取組の方向性

- ア 県や近隣市における子ども若者支援地域協議会との連携をしていく。
- イ 若者自立ルーム・あおぞらの相談体制を拡充する。(相談員・サロン開催等)
- ウ 不登校やひきこもりの長期化を防ぐ横連携による早期発見・早期対応体制を構築する。

(1) 地域における子供・若者の状況

平成 21 年度の「雇用労働問題アンケート調査」によると、15 歳から 39 歳までのひきこもりの数は約 1,600 人程度であった。今年度、市政モニタリング調査の中で、ひきこもりの実態調査を行い、今年度中に報告がある。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

吹田市では、ひきこもりを対象とする「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議を運営しているが、今年度はこのネットワーク会議をベースに地域協議会立ち上げのための取組に力を入れている。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

不登校・ひきこもり支援に力を注いできた結果、利用者は居場所の利用やボランティア活動、コミュニケーションカアップ講座等を経て、社会参画に向かう傾向が見られる。特に、今年度は集団活動の機会を週に 2～3 回設けるようにし、内容も充実させている。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

総合相談窓口として「ぷらっとる一む吹田」があり、それ以外にも、それぞれの専門機関の窓口がある。それらが支援対象者やその家族への支援の接点として機能している。

エ 先進的な取組

市が直営で 9 名の非常勤の専門相談員を配し、窓口を運営している。また、施設が青少年支援、子育て支援、図書館が一体となっていることにより、「ぷらっとる一む吹田」の居場所に通っている子ども・若者が、行事に参加しやすかったり、未来館の外に出てボランティアをすることが難しい子供・若者が館内でボランティアをする等の相乗効果が見られている。更に、未来館の 3 階は、特に大きな問題を抱えていなくとも気軽に訪れることができる場所なので、相談員につないだ方が良いと思われる利用者に「ぷらっとる一む吹田」を案内したり、1 週間に一度、相談員が未来館の 3 階に来て子ども・若者と交流する等、気軽に相談につなげられるような取組を行っている。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

館内での支援は充実してきているが、昨今の子供・若者の状況を踏まえ、今後はアウトリーチにも更に力を入れる必要がある。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

今年1月に、NPO法人フルハウスが認定福祉事業所「サポートセンター フルハウス」を開所し、支援の幅が広がった。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

都道府県とは、合同研修会やブロック研修会にて情報共有・連携をしている。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

ア 協議会に対して期待していること

既存の「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議はひきこもりに特化しているが、この協議会を通じて子供・若者のより広範囲の事象について支援ができるのではないかと考えている。

イ 取組状況

(ア) 協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

既存の「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議を基盤として、平成29年3月1日付で非行等に対応できる関係機関等を加え、吹田市子ども・若者支援地域協議会を設置した。

(イ) 協議会設置に向けた取組を取りまとめる主導者の確保

主導者は、青少年室青少年活動サポートプラザになる。

(ウ) 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

吹田市は北摂エリアにあり、NPO等の支援団体は歴史が長く充実している。

(エ) 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

既存の「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議を協議会に移行した。

(オ) 予算

既存の「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議の範囲で予算をとっている。平成28年度は、子若単独での予算確保はしていない。



ウ 協議会設置に向けての課題

吹田市ではたくさんの支援機関があるため、協議会設置に向けて各機関の理解を得て効果的な運営を行うための方法を検討する必要がある。また、必要に応じて構成機関を増やすことについても検討する。

(4) 今年度掲げた目標

本市では、前年度より「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議から子ども・若者支援地域協議会への移行に向けて準備を進めている。今年度は、「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議の代表者会議を開催するなど、関係機関に広く周知を図り、協議会設置の目的等についての理解を得ながら、子ども・若者支援地域協議会にスムーズに移行できるよう対応する。

(5) 今年度実施内容

ア 公開講座

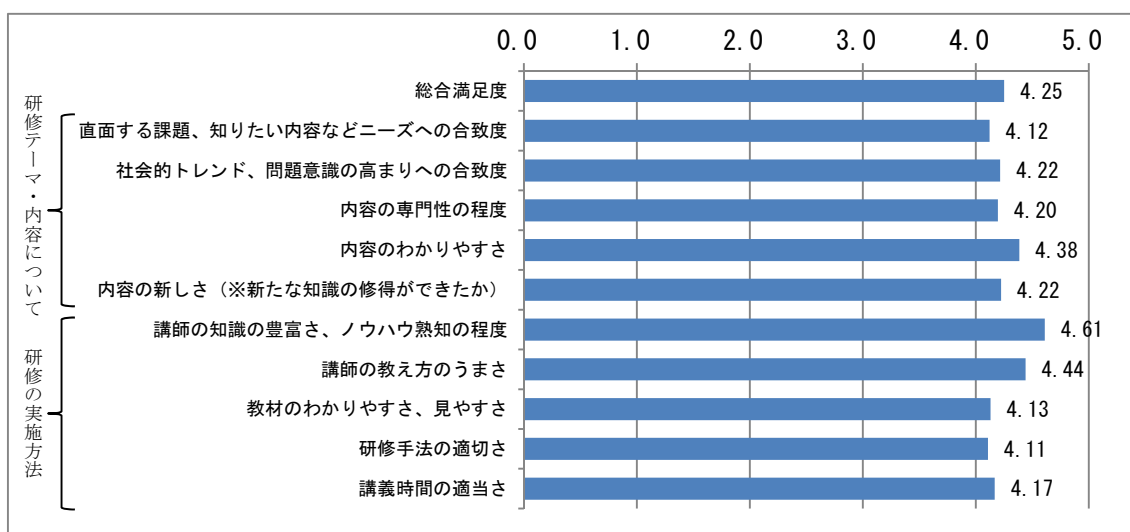
回数	日程	テーマ	講師
1	8月27日	子どもの話の聴き方	こらぼれチップス 岡本 祥子 こらぼれチップス 喜多 香衣
2	1月12日	ひきこもりの孤立を防ぐために…私たちができること～経験者のつくる新しい「支援」のカタチ～	NPO法人グローバル・シップスこうべ 理事長 森下 徹 NPO法人ウィークタイ 代表理事 泉 翔

イ 講習会

回数	日程	テーマ	講師
1	9月2日	子どもの行動と心理を考える	千里金蘭大学生生活科学部児童教育学科 准教授 黒瀬 哲也
2	12月8日	不登校・ひきこもり・貧困…悩み苦しむ親子と向き合って	吹田市民公益活動団体 吹田子ども支援センター 代表 森本 英之
3	2月2日	子どもたちのインターネット事情	一般社団法人インターネットユーザー協会 代表理事 小寺 信良

図表 5 講習会受講の満足度（平均値）

（講習会に対する評価：非常に低い1、低い2、どちらともいえない3、高い4、大変高い5）



## ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	9月30日	京都市地域協議会設置の経緯と運営について	京都市
2	10月28日	豊橋市地域協議会設置の経緯と運営について	豊橋市

### （ア）第1回

#### ➤ 視察の狙い

京都市では、従来より青少年の拠点施設を整備し、現在では市内に7か所の青少年活動センターを設置している。勤労青少年の福祉の増進並びに青少年の健全育成及びその自主的な活動の促進を設置目的として、勤労青少年の教養の向上及び青少年の社会参加の促進のための講座、研修等の開催、青少年活動のための施設の提供・指導者の養成・情報の収集及び提供・相談を行っている。

子ども・若者支援地域協議会については、平成22年に設置しており、円滑な運営をされていることから、本市の子ども・若者支援地域協議会を設置する際の参考にすること。

#### ➤ 視察内容

京都市子ども・若者支援地域協議会では、代表者会議を年1回、実務者

会議を年2回行い、ケース検討会議は必要に応じて随時開催されている。中京青少年活動センター、京都市教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）に総合相談窓口を設置し、アセスメントする中で、複数の支援機関が関わるが必要な困難なケースは指定支援機関の支援コーディネーターを中心に機関連携を行うことになり、これらのケースが協議会のケースとして取り扱われることになる。同意書は基本的に支援コーディネーターにオファーする段階で取り、その後ケース検討で出す際には改めて確認を取っている。また、文書で同意が取れないケースについては、口頭で同意を取り、その旨記録に残しておくとのこと。個別ケース検討会議は、平成27年度は50ケース236回、平成28年度は現在、39ケース113回実施されている。

また、担当者連絡会議（公の職員）や相談窓口職員、支援コーディネーターに対するスーパーバイズ等を密に行い、その他交流会や講演会を開催して情報共有や啓発に力を注いでいた。

京都市の特色としては、指定支援機関である京都ユースサービス協会の存在が大きく、7か所の活動センターでそれぞれに特色ある事業を行っており、若者サポートステーションも京都ユースサービス協会が受託しているため、連携が取りやすいことなどが挙げられる。また、ピアサポーターを養成し、少人数のグループ活動や訪問支援等で重要な役割を担っている。

➤ 担当者所見

まず、京都市では総合相談窓口の相談員と支援コーディネーターの棲み分けがしっかりできており、こういったケースを協議会のケースとして扱うのが明確であると感じた。また、協議会ケースとなったものを若者サポートステーションの基準を元にレベル1から6で示し、毎月見直すとともに半年に1回会議で共有しており、それによって、現在、対象者がどの段階にありどのような支援を受ける必要があるのかについて評価できている点は素晴らしいと感じた。

一方、課題としては、構成機関の協議会への意識づけを行っていく必要性を感じているとのことで、これは本市の「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議においても共通する問題であり、いかに構成機関に必要とされる協議会にしていくのが課題となると思う。また、レベル1の家から外に出られない対象者が増えており、積極的に相談しようとする人も少ない現状があるとのことで、これに対しては民生・児童委員や介護保険のケアマネージャーに協議会についての説明を行い、支援対象者の

家庭に子ども・若者支援地域協議会の対象者がいる場合には、家族の背中を押してもらい相談に繋いでもらえるような取組を行っているとのことでした。本市においても、現在以上に民生・児童委員等への周知徹底を図り、子ども・若者支援地域協議会の対象者の掘り起こしを一層進めていくことが重要であると感じた。

## (イ) 第2回

### ➤ 視察の狙い

豊橋市では市域を超えたネットワークの形成、中学三年生を対象とした進学説明会、さまざまな支援団体の参加など、先進的な取組を数多くされている。

今回の視察で、豊橋市の実務者会議にオブザーバーとして参加し、また吹田市における協議会設置に当たって個別に質問時間を設けていただくことによって、具体的に連携の取り方や会議の進め方等について学び、吹田市における子ども・若者支援地域協議会の仕組みづくりに役立てること。

### ➤ 視察内容

#### ・ 実務者会議

##### ・ アイスブレイキング

10分間で10人と自己紹介をし、名前・所属・業務内容を所定の用紙に記入してマスを埋めた。

##### ・ 事例検討

提示された事例について、想像される家庭の状況や問題点などさまざまな事項において確認が必要なこと、今後予想されるリスク、必要な支援・可能な支援・アプローチの仕方について、グループ内で議論した。

##### ・ 発表

グループ内で出た意見を発表し、スーパーバイザーからコメントをいただいた。

#### ・ 質疑応答

市域を超えたネットワークの形成の方法、中学三年生を対象とした進学説明会の内容、ケースの評価方法と頻度等について、資料を元にお話しいただいた。

➤ 担当者所見

・ 実務者会議

・ アイスブレイキング

多種多様な職種の方と気軽に挨拶を交わすことで、場が活気づいたように感じた。

・ 事例検討

子供の置かれている状況から母親の能力的な問題、貧困、虐待の疑い、不登校の要因と、さまざまな視点からの論議がなされた。

・ 発表

発表に対するフィードバックがよかった。

学識経験者からエコマップの視点が得られ、家族の置かれている状況を客観的に見る大切さを再認識した。

➤ 質疑応答

・ 市域を超えたネットワークの形成について

会議等を行う際に近隣市に呼びかけることで、身近な機関として、実際に市域を超えたケースが来た時に繋ぎやすいというメリットを感じた。

・ 中学三年生を対象とした進学説明会の内容

今年度は高校 25 校と保護者や本人 213 名が参加し、12 月にもう一度開催する予定とのことで、ニーズの高い取組であると感じた。

・ ケースの評価方法と頻度等について

ケースの評価は京都市と同じ 6 段階にその他を加えて 7 段階となっており、月 1 回評価を行っている。

(6) 今年度の取組の成果

協議会参加団体に協議会について周知できたと思う。

(7) 今後の課題・取組の方向性

新たに協議会を発足し、より良き協議会としていくため、他市の先進的な運営を参考に関係機関等と共に研鑽していくため、内閣府には今後もフォローを続けていただきたいと考えている。

(1) 地域における子供・若者の状況

平成 22 年度に豊中市独自調査として行った「若者等の自立・就労実態調査」の後継調査として、今年度、15 歳～39 歳までの本人及び家族を対象とした「若い世代の生活に関する調査」及び 40 歳～45 歳までの「生活に関する調査」を実施。また、こども未来部においても、今年度、小学 5 年生と中学 2 年生の本人及び家族を対象とした生活実態調査を実施。豊中版子ども・若者白書の作成中であり、年度末には速報値による実態の把握が可能となる予定である。

(1) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

平成 27 年度に「青少年健全育成都市宣言（昭和 60 年）」を理念とした豊中市若者支援構想を作成し、構想に掲げた理念及び支援の方向性を基本として、平成 29 年度に自立支援計画を策定予定である。今年度は、アウトリーチに着手するための人材育成を行っている。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

必然的に国が掲げる子どもの貧困対策、若者就労支援が重点的に取り組むべき領域となる。若者支援では、地域における居場所の設置促進及び居場所で活躍できる人材の育成、アウトリーチができる人材を育成している。

若者支援については生活実態調査等の結果によるところとなるが、子供にかかる取組については、少子高齢化が進んでいる豊中市の南部地域の学校再編や地域の活性化が課題となっており、民間事業者や市民等による学習支援やこども食堂も展開されている。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

市内の南部、中部、北部で課題が異なることから、市民公益活動団体や民生児童委員、保護司、校区福祉委員、健全育成活動団体、学校関係者など、当該地域で活発に活動している団体や市民等を対象とした研修会等を通して、「相談窓口や支援へのつなぎ手」となる地域住民へアプローチしている。

エ 先進的な取組

(ア) 市域内の在住、在学、通勤のみの子供・若者を対象としたのでは、義務教育年齢を過ぎて不登校やひきこもりとなる場合、支援対象者をキャッチすることが困難となり「つながり」が切れる前の効果的な支援ができないことから、相談窓口においては、必ずしも市域内の子供・若者と限定していない。

(イ)また、健全育成と支援育成は、すべての子供・若者が大人になる過程で必要な支援の両輪ととらえ、支援が必要となる前の段階から支援育成の周知を行っている。

(ウ)重層的で長期にわたる個別支援については、軸となる人材を定め、地域資源情報を集めることが不可欠であり、軸となる人材を支える様々な分野の専門家の力が必要となる。取組としては、これら法律が適合しない部分を実態に合わせた形で運営している。

#### オ 取組を行う上での課題とその対応策

子ども・若者育成支援推進法が想定している指定支援機関の役割が、1つの民間団体では担いきれない部分があるため、5つの専門分野からなる検証会議からアドバイスを受ける仕組みを作っている。

#### カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

豊中市では、市民団体や公益活動団体など、協働のパートナーを育成する制度があり、当該団体等がそれぞれの専門性を活かして、子どもや若者の支援活動に取り組まれている。また、公募型提案制度では、一般社団法人キャリアブリッジが若者支援相談窓口の受託から相乗効果のある事業として「とよなか若者サポートステーション」を公共施設内（青年の家いぶき）で実施している。

#### キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

昨年度、大阪府は協議会を設置し、今年度から府内市町村の協議会設置に積極的に取り組まれている。協議会によるネットワーク支援は、市域内における支援を発揮する部分と、広域での効果を発揮する部分があることから、市と大阪府が役割分担をもってネットワークを連携する必要がある。

### (2) 地域協議会運営状況・効果・課題

#### ア 協議会の役割

代表者会議において、連携支援の必要性を共有し、実務者会議では、個別ケースを連携する際の仕組みやルールを検討する。また、ケース会議では、個別支援に直接関係する担当者によって情報共有し、支援計画に沿って切れ目のない支援に備えた役割をもっている。

#### イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

(ア)51 機関 61 名の委員構成となっており、お互いの機関の専門性や取組等を理解していただくため、各機関の情報をニュースレターとして、概ね2週間に1度

発行し、構成機関同士の情報共有を図っている。

- (イ) 重層的な支援を要するケースや長期化が見込まれるケースについては、検証会議のアドバイスを受けながら支援の方向性等を見極めつつ、くらし支援課が調整機関として関係機関と連携を図っている。
- (ウ) 主に0歳から18歳までは、こども総合相談窓口において、15歳から39歳は、若者支援相談窓口で担当している。対象年齢が広いため、同じ支援機関でも専門性が異なることから、例えば、医師会からの推薦委員は、小児科や産婦人科、神経科、精神科など、支援ケースに適した医師の推薦をいただき、ケースの連携を図りながら運営している。

ウ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者  
市民協働部

エ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況  
社会資源は、市内に充実している。不足している資源は、地域外に求めている（農業、林業、漁業などの就労体験を通じて社会との接点を広げていくような資源がない。）。

オ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理  
基本的に、支援を必要とする子供・若者が、どこかにつながっている場合は、つながっている関係性を優先としている。また、虐待や非行など、他の相談窓口や支援機関の支援を経て、主たる課題が解決された後に必要であれば、若者支援相談窓口につながる。

カ 予算  
内閣府のモデル事業以外は、すべて市単費で賄っている。

キ 協議会により得られた効果  
ケース会議の召集がスムーズであること。  
ホームページに協議会の内容を掲載することで、支援機関が顕在化したこと。

ク 運用上の課題  
(ア) 協議会は、国、大阪府、豊中市、民間事業所等から構成されており、それぞれの機関の指揮命令関係や根拠法令、設置目的、事業対象者等が異なることから、市が主導することに苦慮している。  
(イ) 支援対象の範囲が広く、困難な度合いが大きいことから協議会の構成規模が



大きくなるが、関係性や連携には温度差が生じる。

(ウ)協議会における検討に当たっては、市域の実態に即した統計等による会議資料が不可欠であるが、管轄区域の違いから、部分的に広域的な統計処理となり、市域の実態が読み取れない課題が生じる。

(エ)支援について、保護者へのエンパワメントを要するケースや、世帯分離や共同生活が有効であると判断されるケースがあるが、住宅や生活費の確保手段、受け入れ機関の存在など、支援の空白部分を補う方法が見当らない。

### (3) 今年度掲げた目標

豊中市子ども・若者支援協議会を平成27年10月1日に設置した。協議会は代表者会議、実務者会議、ケース会議の三層構造としている。調整機関を市民協働部くらし支援課で担い、指定支援機関は今年度中に指定する予定である。平成28年5～6月に代表者・実務者合同会議、平成29年1月～2月に実務者会議を開催予定である。ケース会議は随時召集する。その他、若者自立支援計画策定に向けて、豊中市版若者白書の作成と若者の生活実態調査を予定している。また、次年度以降に総合相談窓口を設置検討しており、今年度は現行の若者支援相談窓口の開所日を週3回から週5回へ拡充する。

### (4) 今年度実施内容

#### ア 公開講座

回数	日程	テーマ	講師
1	8月17日	豊中市南部の地域資源 回遊 夏休みの自由研究 「フォト&サイエンス クッキング」	子ども科学教室 ボランティア集団「夢工房」 主宰 吉田 眞一  しょうないREK 代表 小池 繁子  NPO 法人 とよなかESDネットワーク 理事長 上村 有里  情報の和サービス株式会社 代表 佐々木 妙月

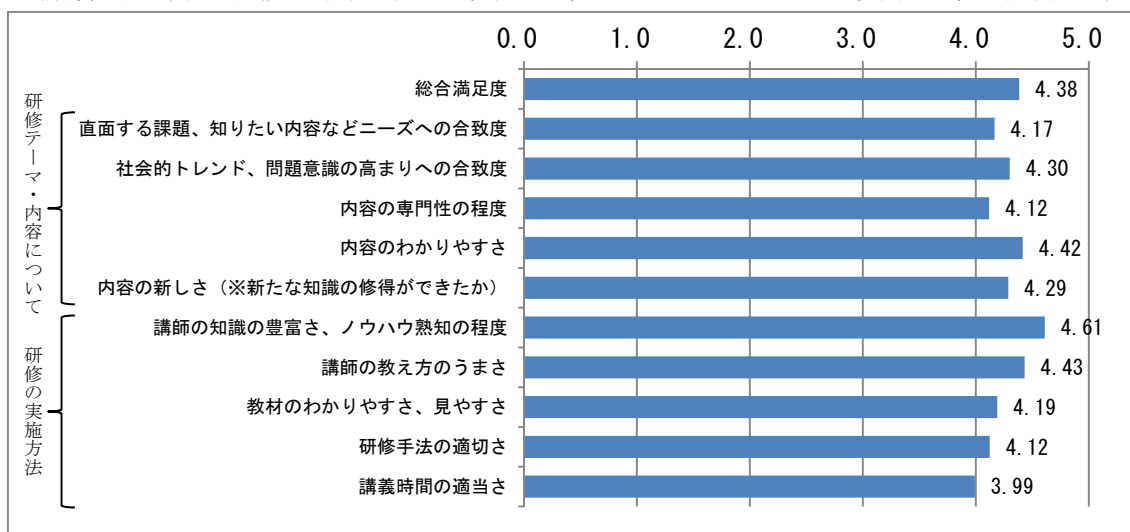
2	2月25日～ 26日	<p>第1部：活動紹介、 第2部：懇親会、 第3部：夜通し交流会、 第4部：パネルディスカッション (第2部及び第3部は NPO法人ウィークタイ 他3団体が主催)</p>	<p>第1部 活動紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO そーね 一ノ瀬 かおる</li> <li>・NPO 法人山村エンタープライズ 藤井 裕也</li> <li>・NPO 法人どりいむスイッチ 中村 友紀</li> <li>・不登校・ひきこもり情報誌 「今日も私は生きてます。」 編集部 古豊 慶彦 下田 亮太 下田 つきゆび</li> <li>・NPO 法人みんなの未来開拓団 小島 一平</li> <li>・NPO 法人レター・ポスト・フレンド相談ネット ワーク 田中 敦</li> <li>・ひきこもり新聞社 木村 ナオヒロ</li> <li>・ひきこもりUX会議 林 恭子</li> <li>・NPO 法人レンジの会 鈴木 美登里</li> <li>・NPO 法人ニュートラル・スタッフ 町田 弘樹</li> <li>・NPO 法人わかもの国際支援協会 中村 健二郎</li> </ul> <p>第2部 懇親会 第3部 夜通し交流会 第4部 パネルディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO 法人ウィークタイ 泉 翔</li> <li>・一般社団法人 hitotoco 宮武 将大</li> <li>・NPO 法人グローバル・シップスこうべ 森下 徹</li> <li>・NPO 法人わかもの国際支援協会 横山 泰三</li> </ul>
---	---------------	---	---

イ 講習会

回数	日程	テーマ	講師
1	10月19日	アウトリーチ初級編 ひきこもりの支援のは じまりとアウトリーチ の必要性	特定非営利活動法人沖縄青少年 自立援助センターちゅらゆい 代表理事 金城 隆一
2	11月16日	アウトリーチ初級編 アウトリーチの基礎知 識	特定非営利活動法人沖縄青少年 自立援助センターちゅらゆい 代表理事 金城 隆一 特定非営利活動法人沖縄青少年 自立援助センターちゅらゆい コミュット！ 支援員 喜瀬 翼
3	12月21日	アウトリーチ初級編 地域資源の活用	特定非営利活動法人沖縄青少年 自立援助センターちゅらゆい 代表理事 金城 隆一 宮城 幸也
4	1月14日	アウトリーチ初級編 アウトリーチの実践 (観察)	特定非営利活動法人沖縄青少年 自立援助センターちゅらゆい 代表理事 金城 隆一 特定非営利活動法人沖縄青少年 自立援助センターちゅらゆい Kukulu 安次富 亮伍
5	2月18日	アウトリーチ初級編 アウトリーチ実践（対 人援助）	特定非営利活動法人沖縄青少年 自立援助センターちゅらゆい 代表理事 金城 隆一 特定非営利活動法人沖縄青少年 自立援助センターちゅらゆい コミュット！ 支援員 喜瀬 翼

図表 6 講習会受講の満足度（平均値）

（講習会に対する評価：非常に低い1、低い2、どちらともいえない3、高い4、大変高い5）



## ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	7月27日、 7月28日	沖縄県での困難を抱える若者の支援事例および「アトリエ・Kukulu」視察	アトリエ・Kukulu 那覇市繁多川公民館

### （ア）第1回

#### ➤ 視察の狙い

- ・ 貧困や不登校などの課題を抱える若者の支援において先進都市である沖縄県那覇市の施設を視察し、居場所事業の在り方や行政と地域組織との連携、アウトリーチ支援について学ぶ。
- ・ 「アトリエ・Kukulu」にてスタッフミーティングおよびご飯づくりに参加し、子供への接し方や対応等についての現場を見学する。
- ・ 繁多川公民館にて「いどばたごはん会」における地域資源と連携した仕組みについて学ぶ。

#### ➤ 視察内容

##### 【支援事例等について】

概ね10歳～18歳の子供で、生活保護世帯だけではなく、困りごとを抱えている世帯や子供に幅広く関わるができる居場所「アトリエ・Kukulu」における支援事業やアウトリーチ支援について学び、育児放棄による不登校や貧困など、具体的な事例を基に、官民が連携した支援の在り

方について、特定非営利活動法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい 金城隆一氏より説明を受ける。

#### 【「アトリエ・Kukulu」見学】

貸しビルの一室を、子供たちと地域の大人を巻き込んで一緒にリノベーションし、子供たちの意見を取り入れながら、ほとんどの素材は廃材や譲渡品を活用し、地元の大工さんなどに指導を受けながらものづくりについて学び、愛着のある居場所に創り上げるなどの工夫があった。

大きなテーブルのほかに、壁に向かって座れるカウンター、個室もあり、逃げ場を設けておくことで、一時的に1人になりたい子供にも対応できるよう、レイアウトされていた。

#### 【スタッフミーティング】

来所する子供たち一人ひとりの日誌を確認しながら、それぞれのフォローの仕方などをスタッフみんなで考えていた。また、ドネーションパーティーの開催についてなど、活発な意見交換がなされた。

#### 【ご飯づくり】

沖縄の家庭料理をはじめ、日本各地の郷土料理を食べることで、各地の食文化や食の知識を得ることができるよう、工夫されたメニュー作りを心掛けていた。

#### 【公民館における子どもの居場所事業】

NPO 法人 1 万人井戸端会議が指定管理運営している那覇市繁多川公民館での「いどばたごはん会」について、地域資源を利用した運営方法などについて学んだ。

### ➤ 担当者所見

「Kukulu」では、平日の昼食を、みんなでテーブルを囲み食事を行っている。来所する子供たちの中には、朝早く起きれない、両親が働いている、多子世帯であることなどから乱れた食生活をしている家庭もあり、参加人数が多い日は子供たちと話し合っ てメニューを考え、商店街で地域の人と交流しながら食材の買い出し、調理から食事、片づけまでの中で様々な経験をすることで、食について学び、選択する力をつけられるようにしている。

那覇市繁多川公民館で月 1 回開催している「いどばたごはん会」では、社会的に孤立する子どもや家族を減らすことを目的に、子供から大人まで地域の幅広い年齢・職業の参加者が一緒に調理し、みんなで食べる時間を過ごしなが ら、子供たちの悩みに耳を傾け、地域の「気になる子」を不登校やひきこもりになる前の早い段階でキャッチし支援につなぐことが

できている。学校の先生も今後参加する方向で現在動いており、学校に戻りやすい居場所づくりが期待される。

メニューは子供たちの意見を聞きながら決定し、野菜などの食材は、地域の農家からの寄付がほとんどで、余った食材は販売することで運営費に充てている。

これも幅広い世代が利用する公立公民館主催イベントの為、取組の認知度が高いこと、また、既存の施設で行うためコストも安く済むなど、公立公民館である利点を最大限に生かしながら、持続可能な仕組みを確立しているところは、参考にすべき点であると思う。

子どもの貧困が広がる中「子ども食堂」は本市でも増加傾向にあるが、ただ食事を提供するのではなく、その中で子供たちがどんなことを感じ、学ぶことができるか、地域の抱える課題に併せて、様々な入口と出口を設定し、運営する必要があると感じた。

#### (5) 今年度の取組の成果

- ア セミナーや講座開催にかかる問い合わせや参加、ボランティアの問い合わせ等が多くなり、住民等の関心が高まった。特に、公開講座をユーストリームで配信したところ、参加者約 200 人に加え、200 件以上の閲覧を記録した。
- イ 古くから活動されていた居場所や学習支援等の情報が集まり、地域資源の掘り起こしが可能となった。
- ウ NPO 等団体同士がつながり、互いの専門分野を活かしたコンソーシアムが組みやすくなった。

#### (6) 今後の課題・取組の方向性

若者の生活実態調査（15 歳から 39 歳本人及び家族各 5,000 件）と生活実態調査（40 歳から 45 歳本人及び家族各 1,000 件）、豊中版子ども・若者白書でみられる統計、当事者の意見聴取により得られた情報を分析し、豊中市若者自立支援計画を策定する。

事業展開としては、必要な支援、実施済の支援、必要かつ未実施の支援の整理を行い、未実施の支援について、担い手の育成及び担い手が活躍する場所の確保、場所の有効活用にむけた担い手のマッチング等に取り組む。

その結果、子供・若者、その家族のみならず、どのような環境にある人も住み慣れた地域での暮らしが守られる包摂的なバックアップ機能をもった居場所の設置を促進し、また、民間事業者による経営の可能性を見極める。

(1) 地域における子供・若者の状況

香芝市は大阪へのアクセスがよいため、ベッドタウンとして人口増加傾向にある。そのため、市民の子ども・若者に対する関心は県内他市町村と比較しても高いと言える。その一方、人口増加のピークは既に越えており、将来的には人口が減少する見通しである。市ではその際に健全に働ける若者が市外へと流出し、ニートやひきこもりの割合が急増する懸念を抱いている。いじめや不登校など、義務教育期間における子ども・若者の状況は教育委員会が実態調査を行っているものの、義務教育以降の子ども・若者の実態については把握できていない状況である。不登校は113人、児童虐待は86人であり、割合としては平均程度である（平成26年度調査より。）。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

昨年に引き続き、以下の取組を実施している。

- ▶ 相談窓口としては、子供向けの「生徒指導支援室」、若者等全般向けの「心の健康相談室」（保健センター）の2か所が存在する。心の健康相談室は2名の臨床心理士が勤務する。
- ▶ 青少年センターの施設内には、生徒指導支援室が所管する不登校児童・生徒向けに個に応じた学校生活への復帰を援助する目的で、少人数教室「すみれ教室」を併設している。

なお、今年度から青少年センターにおいて総合窓口を設置した。生徒指導支援室、心の健康相談室、すみれ教室と連携し、市庁のサーバ上で個別ケースのデータを共有している。総合窓口の相談実績はまだ設置間もないことから3件程度と微少である。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

総合窓口が、ニートやひきこもり支援に貢献することが期待されている。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

各種窓口や青少年センターに訪問される住民・支援対象者に対しては支援を行っているが、対象者側からのアプローチがなければ存在の確認すら困難な状況である。

エ 取組を行う上での課題とその対応策

- (ア) 「関係機関・関係所管課におけるニート・ひきこもりについての理解や関心が乏しいのが現状である。今後は協議会を通じて支援に関する知識の普及及び啓

発活動を促進し、理解や関心の醸成を図る予定である。

(イ) 子供・若者支援の担い手となる、特定非営利活動法人のような存在は市内だけでは確保できず、業務委託に係る予算の捻出も難しい状況である。今後は県の支援等を受けることも視野に入れながら方針を検討する予定である。

オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

前述の「生徒指導支援室」、「心の健康相談室」、「青少年センター」はいずれも行政機関であり、民間の支援機関に乏しい状況である。

カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

今後は奈良県の支援や助言を求めてゆく予定である。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

ア 協議会に対して期待していること

第一の役割としては関係機関・関係所管課における子ども・若者支援に対する理解や関心を醸成することである。

イ 取組状況

(ア) 協議会の構成及び運営の具体的な方法の検討

協議会で個別ケースを取り扱ってゆく方針であるが、具体的な運営手法等については検討中である。

(イ) 県と市町村の関係性・役割の整理

奈良県がオブザーバーとして助言、支援を行う見込みであるが、具体的な役割の整理については検討中である。

(ウ) 協議会設置に向けた取組を取りまとめる主導者の確保

検討中である。

(エ) 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

市内においては社会資源に乏しいため、今後は近隣市町村との連携を検討してゆく予定である。

(オ) 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

既存のネットワークも乏しかったため、新規にネットワークを構築してゆく予定である。



(カ) 予算

予算規模は微少である。

ウ 協議会設置に向けての課題

平成 28 年 12 月 1 日に「香芝市子ども・若者支援地域協議会」を設置。

平成 29 年 1 月 12 日から毎週 1 回「香芝市子ども・若者支援相談窓口」を開設。

(4) 今年度掲げた目標

一昨年より香芝市において子ども若者支援地域協議会と総合相談窓口を設置するため、市関係部署及び民間団体等と協議・研修等を実施してきたことを踏まえ、市関係部署等の職員及び各種団体のさらなる意識向上を図り、今年度中に協議会及び総合相談窓口を設置する。

(5) 今年度実施内容

ア 公開講座

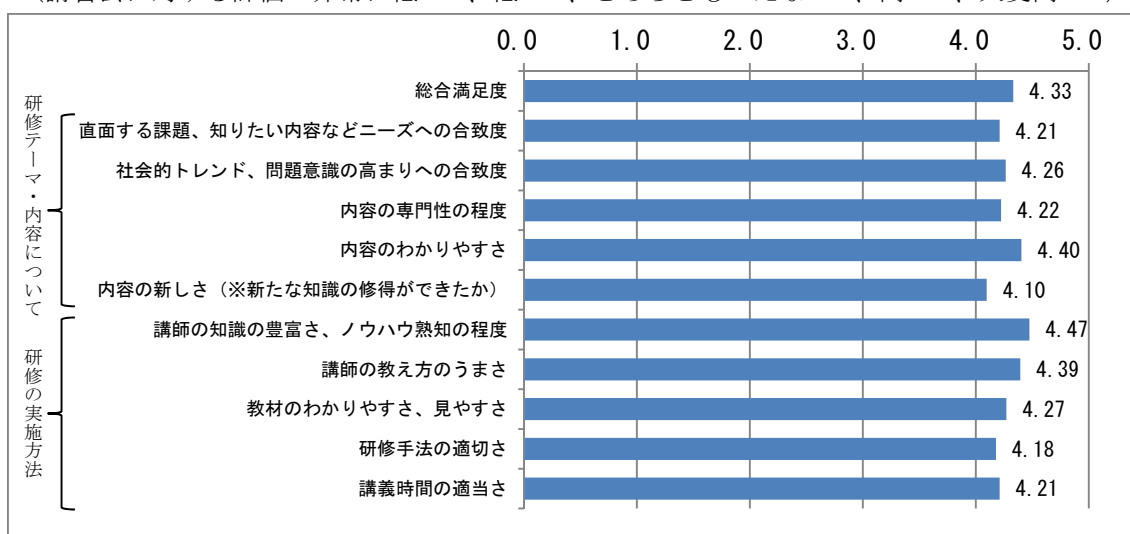
回数	日程	テーマ	講師
1	8月23日	発達障害を持つ幼児・児童・生徒への支援へ～通常学級でできるサポート～	大阪教育大学 名誉教授 竹田 契一
2	10月26日	ニート・ひきこもり対策について	帝塚山大学 心理学部長 神澤 創

イ 講習会

回数	日程	テーマ	講師
1	10月20日	ひきこもり・ニート支援人材育成研修	ライフデザイン・カウンセリング ルーム 臨床心理士 伊庭 千恵
2	11月14日	ひきこもり・ニート支援人材育成研修	ライフデザイン・カウンセリング ルーム 臨床心理士 伊庭 千恵
3	1月16日	ニート・ひきこもり相談の対応について	若者サポートセンターやまと 統括コーディネーター 原田 秀昭

図表 7 講習会受講の満足度（平均値）

（講習会に対する評価：非常に低い1、低い2、どちらともいえない3、高い4、大変高い5）



## ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	10月11日	設置協議会及び相談窓口の実情について	奈良県生駒市
2	11月17日	子ども・若者支援の実情について	大阪府豊中市 市民行動部くらし支援課

### （ア）第1回

#### ➤ 視察の狙い

子供・若者を対象とする総合相談窓口設置に関する進め方を検討する参考を得る。

#### ➤ 視察内容

生駒市子ども・若者支援ネットワーク設置要綱や生駒市子ども・若者総合相談センター、生駒市におけるニート・ひきこもり支援対策における取組等について教授を生駒市担当者より受けた。

#### ➤ 担当者所感

協議会設置要綱の作成や内容について理解を深めるとともに、相談窓口の現状について知ることができた。

(イ) 第2回

➤ 視察の狙い

子供・若者支援の総合相談窓口設置の進め方及び実情について理解する。

➤ 視察内容

豊中市における子ども・若者支援の構想や、現状に至るまでのいきさつ、現在実施しているニート・ひきこもり支援等についての教授を豊中市担当者より受けた。

➤ 担当者所見

生駒市と同様、協議会設置要綱の作成や内容について理解を深めるとともに、相談窓口の現状について知ることができた。

(1) 地域における子供・若者の状況

支援の方向性を検討するため、また委託事業に係る予算要求を行うため、統計的な把握が必要であるとは認識しており、これらの状況について具体的な数値を取りまとめる予定。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

岡山市には支援機関が以下の通り存在しており、困難を有する子ども・若者はいずれかの機関から支援を受けることができる体制となっている。

- 岡山市教育相談室（不登校：15歳まで）
- 岡山市適応指導教室（不登校：15歳まで）
- 岡山市こころの健康センター（心や発達相談：年齢制限なし）
- 岡山市保健所健康づくり課（心や発達相談：年齢制限なし）
- 岡山市ひきこもり地域支援センター（ひきこもり：年齢制限なし）
- 岡山市地域こども相談センター（全般：18歳まで）
- 岡山市こども総合相談所（全般：18歳まで）
- 岡山市発達障害者支援センター（発達障害：年齢制限なし）
- 岡山市生活保護・自立支援課（学習・就学：15歳まで）

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

特段、重点的に取り組む領域を設けていない。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

前述の各機関では窓口に相談のあった被支援者及びその家族に対し、支援を行っているほか、ひきこもり地域支援センターのように一部の機関では、直接自宅等へ赴く訪問相談も行っている。

エ 取組を行う上での課題とその対応策

(ア)「ワンストップ」を謳う相談窓口が並立し、結果としてワンストップでなくなっている。協議会の設置を機に、何らかの解決策を模索したい。

(イ)18歳までの子供に対する支援を重点的に行っており、困難を抱えた若者への支援は十分ではないため、今後、若者の社会参加支援に特化した事業を行うことを検討している。これは委託事業として実施できればと考えているが、国庫補助金制度のような他からの財政援助があれば、実現の可能性が広がると考えるが、現在のところ見通しは立っていない。

オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

岡山市内には子供・若者支援に関する民間団体が複数存在しており、個々に支援活動が行われている。

カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

県の窓口に来た被支援者を市町村や民間団体につなぐなど、支援を行う上での基本的な連携は十分に実施している。

(3) 地域協議会設置に向けた取組の状況・課題

ア 協議会に対して期待していること

子供・若者支援に関する相談窓口が複数存在するなど、市の支援体制が複雑化している現状に対し、協議会での活動を通じて調整を行い、効果的な連携を実現したい。協議会における具体的な調整事項については、協議会を立ち上げた上で検討することを想定している。

イ 取組状況

(ア) 協議会は市の要保護児童対策地域協議会と構成機関がおおむね重複することから、要保護児童対策地域協議会をベースに立ち上げることを想定しており、その実現に向けて打診を行っているところである。いずれは子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会を一体的に運営し、会議の前半は要保護児童対策地域協議会・後半は子ども・若者支援地域協議会という構成にすることを考えている。要保護児童対策地域協議会から一部機関を移転し、協議会の構成機関とする想定である。

(イ) 協議会の立ち上げに向け、構成機関の調整に加えて要綱の検討を進めている。

本事業では講習会を開催し、協議会の役割の説明や、今後の取組に関する示唆の提供などを、講師に依頼する予定である。

ウ 協議会設置に向けての課題

協議会の設置だけであれば、講師招聘のための費用弁償などの限られた費用で済むが、さらに子供・若者支援のための窓口を作る、委託事業の実施等の事業拡大を行う場合は事業計画と十分な予算確保が必要となる。これらの取組については、できることから段階的に進めていく必要がある。また、既存の協議会が多数あること、委員が重複していることも課題である。

(4) 今年度掲げた目標

- ア 支援内容を庁内の関係機関に個別調査する。
- イ 先進地域の事例を学び、岡山市の今後の支援の在り方を検討する。
- ウ 高校中退者や中途退職者の状況を調査する。

(5) 今年度の取組の成果

今年度、協議会設置に向けて、庁内の関係機関の取組をまとめた。不登校、ひきこもり、ニート等、困難を抱える子ども・若者の諸問題の解決に向けて、それぞれの関係機関の特長を活かした支援内容が明らかになった。そのまとめを「子ども・若者支援マップ」として、学校関係者に配布した。協議会は、準備会の設置をおこない、会を開催した。

(6) 今後の課題・取組の方向性

関係機関の協力を得て、来年度上半期には協議会（代表者会議）が開催できるよう準備を進めている。

(1) 地域における子供・若者の状況

ア 状況

萩市の人口は約5万人であり、このうち約3割の1.4万人が子供・若者（0～39歳）である。ひきこもりの傾向としては高齢化（40歳以上含む）傾向にある。

イ 実態把握・調査方法

年度初めに、中学校・高等学校に「子ども・若者相談総合窓口のご案内」のチラシを全生徒に配布し、困難を有する子供・若者を発見するPRをしている。また、規模の大きい中学校（2校）に直接赴き、保護者会でサポート会議（後述）の存在を周知している。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

小中学校の児童・生徒の不登校・いじめ等にたいしては、萩市教育委員会「子ども相談・支援会議」が中心となって対応している。中学校卒業以後の若者に関しては、居場所づくり事業としての「萩ユースふれあいスペース」で週3回各3時間、社会性や自己肯定感の低い若者に対してコミュニケーション能力を身に付けさせるための対応を行っている。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

子ども・若者相談総合窓口の相談件数も平成28年4月から8月末までで12件にとどまっており困難を有する子供・若者の早期発見が課題となっている。それに対して、「子ども・若者相談総合窓口のご案内」のチラシの配布を行うことで直接的にアプローチを試みている他、情報提供があった場合、子ども・若者相談窓口から必要に応じて電話連絡等を実施している。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

前述のようにチラシの配布等により周知を図っている。

エ 先進的な取組

小中学校に登校したがない・できない子供は「萩輝きスクール」（適応指導教室）に通学している。「萩輝きスクール」で中学校を卒業した子供は前述の「萩ユースふれあいスペース」に参加することが多い。

オ 取組を行う上での課題とその対応策

サポート会議の組織に「萩ユースふれあいスペース」という居場所づくりを開催

しているが、親に連れて来てもらっても、参加する意欲のない子供への対応が困難である。また、障害認定を受けている子供・若者の支援に携わる機関は比較的存在しているものの、そうではない子供・若者の支援を引き受ける機関が不足している状況である。

カ 地域の支援機関・民間団体等の活動

萩市の設置した子ども・若者相談総合窓口だけでなく、地域の各種支援機関に対しても個別に相談が寄せられている。

キ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

下図「萩市子ども・若者総合支援の体系図」参照。各種機関と子ども・若者総合相談窓口は適宜必要に応じて相互に紹介や相談（個別ケース検討会議）などを行っている他、代表者会議や実務者会議を通じて萩市子ども・若者サポート会議に参画している。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

平成24年3月に「萩市子ども・若者総合サポート会議」として発足。子供・若者の支援に係る関係機関等の情報交換や連携、及び子供・若者の支援に関する調査・研究、研修、広報・啓発を促進することを目的としている。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

(ア)協議会の運営としては「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース会議」の3つの会議から構成されている。

- 「代表者会議」は各構成機関等の代表者が、連携の進め方等を確認し、また、各構成機関における取組や連携に関して生じた課題及び実施結果を踏まえた効果的な取組の在り方について検討することを目的とする。
- 「実務者会議」は各構成機関における実務者が定期的に集まり、事業方針や各相談機関の取組状況の共有化を図るとともに、連携支援事例について検討する。
- 「個別ケース検討会議」は必要に応じて被支援者に関する実務者が集まり、ケースごとに対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定・認識の共有などを目的とする。

ウ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

萩市市民活動推進部文化・生涯学習課



- エ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況  
前述の通り、障害認定を受けている子供・若者の支援に携わる機関は比較的存在しているものの、そうではない子供・若者の支援を引き受ける機関が不足している状況である。  
特に障害は抱えていないが、コミュニケーション能力や社会性を身に付けること必要としている子供・若者を支援する機関は、ニーズに対して大きく不足している状況である。
- オ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理  
協議会の役割は確立している。協議会設立以前の支援ネットワークについては特に捕捉していない。
- カ 予算  
研修会開催の雑費を除いて、ほとんどなし。
- キ 協議会により得られた効果  
(ア)被支援者（子供・若者）への効果  
被支援者が徐々にではあるが、社会への適応能力が認められるようになり、就学・就業へ向けて進めるようになった。構成団体を含めて、様々な団体と協力してケアできるようになった。  
(イ)支援者（自治体や協議会参加団体等）への効果  
各団体がお互いの取組を理解し、被支援者の対応について相互協力できるようになった。  
また、積極的に研修会などを開催し、支援者のスキルアップが認められる。
- ク 運用上の課題  
被支援者がたらいまわしにならないように、被支援者に寄り添った対応が望まれるが、市の職員が主に対応しているため、一人の人間が最初から最後まで関わって支援するということができない。子ども・若者相談総合窓口の専用スペースもなく、被支援者がいつでもゆっくりできる場所が必要ではないかと考えている。

#### (4) 今年度掲げた目標

協議会、支援者のための講習会を通し、子ども・若者支援に対して、構成団体が行うべきことを改めて確認し、連携を確認することを目指した。

(5) 今年度実施内容

ア 公開講座

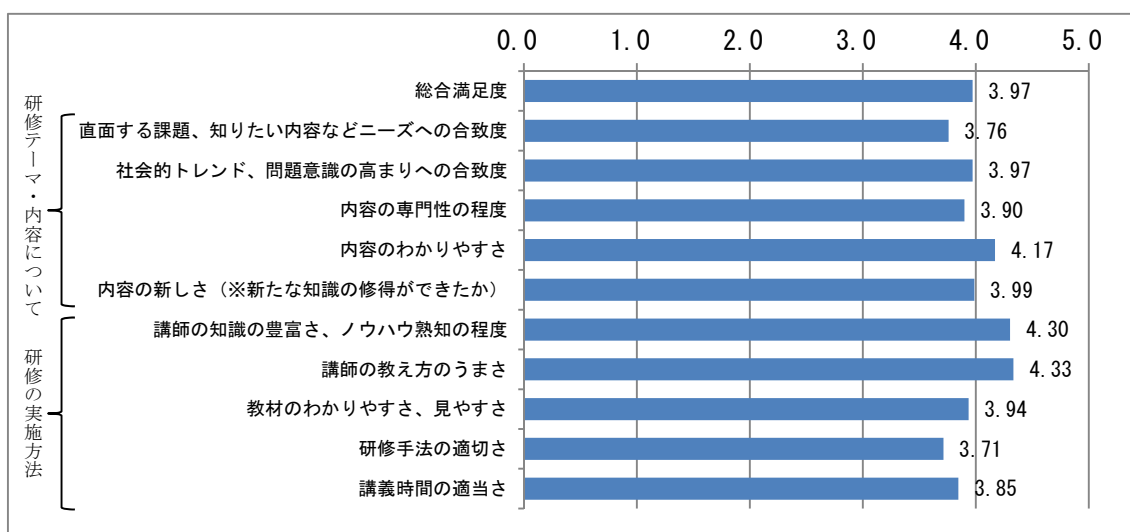
回数	日程	テーマ	講師
1	1月24日	地域に育つ子ども・若者への支援～私たちにできる取組～	日本福祉大学社会福祉学部 准教授 野尻 紀恵

イ 講習会

回数	日程	テーマ	講師
1	10月27日	テーマⅠ：ひきこもる子ども若者にどんな支援が必要か？ テーマⅡ：私たちに何ができるか	NPO 法人育て上げネット 若者支援事業部 担当部長 井村 良英
2	11月22日	“10年後の彼を見つめた就労支援” ～未来への下ごしらえ～	東近江圏域 働き・暮らし応援センター “Tekito- (テキトー)” センター長・支援ワーカー 野々村 光子
3	12月8日	苦しむ子ども・若者への支援 ～支援の必要性と取組～	札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考

図表 8 講習会受講の満足度（平均値）

（講習会に対する評価：非常に低い1、低い2、どちらともいえない3、高い4、大変高い5）



#### ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	11月30日	苦しむ子ども・若者支援 先進地視察	佐賀県子ども・若者総合相談センター さが若者サポートステーション 佐賀市生活自立支援センター NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス

##### （ア）第1回

###### ➤ 視察の狙い

子供・若者支援に関する施設の見学をすると同時に、子ども・若者支援の取組方法を確認する。

###### ➤ 視察内容

同じフロアに、3つの機関（さが若者サポートステーション、佐賀県子ども・若者総合相談センター、佐賀市生活自立支援センター）と就業をサポートする任意団体があり、また同じビルの2階には、運営団体は異なるがヤングハローワーク、とジョブカフェがあり、裏側に佐賀市のハローワークがあって、行き来しやすいようになっている。視察においてはそれらの施設の見学を実施した。

また、NPO 法人スチューデント・サポート・フェイスにおいては代表理事から子供・若者支援に係る知見を教授された。

➤ 担当者所見

萩市では子ども・若者総合相談窓口は設置しているが、専用の相談室やスペースがある訳ではない。独立したスペースを持っておられる佐賀県の施設を拝見し、温かく、居心地の良さそうな空間を作っておられ、日本の先進県であると改めて思った。

代表理事にじっくりとお時間を取っていただき、お話をお聞きし、萩市総合相談窓口に来ている相談者への今後の対応についても、お聞きする事ができ、やるべきことが分かったように感じた。

(6) 今年度の取組の成果

構成団体が、子供・若者の現状を理解し、当市で取組の中で不足している部分を共通認識できたこと。

(7) 今後の課題・取組の方向性

県協議会の課題は、参画機関の中には支援に消極的な機関もあることから、子ども若者支援についての認識を高め、積極的な支援活動への参加を促し、連携の強化を推進する。そのためには、子ども若者総合相談センターの活動状況をアピールし、子ども若者支援の必要性、有効性を広報していく。

協議会未設置の市町村に対しては、市町村内に潜在化している困難を有する子供・若者の存在を認識させ、子ども若者総合相談センターの設置を推進する。その上で相談件数の多さ、多岐にわたる相談内容があること、支援により将来の社会資源を失わないことを認識させる。

(1) 地域における子供・若者の状況

- ア 両町（北島町・松茂町）の人口は合算しても3.8万人程度だが、北島町は徳島市のベッドタウンとして若年層の人口が増えている。松茂町も人口は横ばいであり、徳島空港や自衛隊基地がある関係で財政的に優れている。
- イ 当地域における困難を有する子供・若者については、その人数を把握できていない。
- ウ 困難を有する子供・若者が家の中に隠れてしまい、そもそも支援を行えないことは大きな課題であると認識している。困っているという声を上げやすい、また相談窓口を訪れやすい環境を作らなければならない。

(2) 地域における子供・若者支援に関する取組の状況・課題

ア 子供・若者支援全般に関する取組状況

- (ア) 北島町・松茂町の「板野東部青少年育成センター」は、これまで補導・巡回・少年相談など警察に近い領域の支援を行ってきた。近年は当地域でも非行の件数が減少傾向であることから、いじめや不登校、ニートの支援にも活動領域を広げているところである。
- (イ) これらの新たな領域の支援を行う上では、関係機関の協力を随時仰いでいる。関係機関が支援や相談を引き受けてくれる場合は任せるようにしているが、そうでないものは総合的に青少年育成センターが引き受けている。
- (ウ) 徳島大学大学院の境准教授（およびそのゼミ生）と連携して支援を行っており、臨床心理の観点からのアドバイスを提供いただいているほか、「ヤングユースサポーター」などの新たな取組も始めている（後述）。

イ とりわけ地域として重点的に取り組むべき領域への取組

- (ア) ひきこもりやニート等について、決して怠けているわけではない、責められるべきものではないと、周辺住民に理解してもらうため、今年度は協議会の活動の中で講演会や講習会を行う予定である。
- (イ) また、これまでの親世代に近い支援員によるアプローチでは十分な効果が上がっていないことを受け、「ヤングユースサポーター」という新しい支援員の在り方を試行している。これは、同世代の若者が接した方が被支援者の共感を得られるという仮説のもと、大学生などが困難を有する若者を訪問する枠組みである。
- (ウ) 既に数名の大学生・大学院生が支援の準備をすすめており、対応すべきケースが発生次第、活動してもらう予定である。

ウ 住民（家族）・支援対象者等へのアプローチ状況

(ア) 青少年育成センターは町職員 3 名と嘱託職員（退職者の再雇用）による体制のもと、相談業務を実施している。関係機関もそれぞれ、子供・若者を対象とした取組を実施している。

(イ) アウトリーチについては実績が乏しいのが実情である。青少年育成センターからの積極的なアプローチを図るためには、まずは困難を有する子供・若者を捉える必要があることから、協議会には中学校・高校の教員にも参加してもらい、中退者や進学・就職のいずれも決まっていない生徒の情報を得られる体制を築いている。

エ 取組を行う上での課題とその対応策

前述の通り、何より困難を有する子供・若者に声を上げてもらわなければ支援のしようがないため、住民の理解を促す講習会の開催や、ヤングユースサポーター制度の導入、情報収集体制の構築を図っている。

オ 地域の支援機関・民間団体等の活動

町内の民間団体はほとんど存在しておらず、協力体制も築けていない状況である。町として民間団体の育成策を講じることも検討しなければならない。

カ 支援機関・民間団体等と都道府県・市区町村との連携

前述の通り、県・市の支援機関とは連携を図っており、支援できる機関が支援する、適切な支援機関が見つからない場合は青少年育成センターが対応する、という体制になっている。

(3) 地域協議会運営状況・効果・課題

ア 協議会の役割

(ア) 平成 28 年 6 月に「松茂・北島子ども・若者支援地域協議会」を設置した。協議会はきわめて実務的な内容の議論、具体的な取組を実施する場とすることを考えているが、明確な役割はこれから検討していく段階である。

(イ) 今年度の活動は先述の通り、困難を有する若者に対する住民の理解を促す取組を行うほか、構成機関が抱えている複雑なケースについて、専門家も交えた検討なども実施した。小規模な地域であることを逆手に取り、きめ細やかな取組を進めていきたい。

イ 協議会の構成及び運営の具体的な方法

- (ア)協議会は、教育、保健福祉、矯正・更生保護、雇用の各分野に関する国・県・町の機関により構成し、代表者会議・実務者会議・ケース検討会の3層構造である。徳島大学大学院の境准教授がスーパーバイザーとなり、臨床心理学の観点から複雑なケースへの対応検討を図る。
- (イ)教育分野の構成機関として、町内すべての小・中・高校のほか、適応指導教室も参加しており、実際の支援に関わる主体が集まっている。

ウ 県と市町村の関係性・役割

県の次世代育成・青少年課がオブザーバーとして協議会に入っており、県協議会の議論、県の取組方針を踏まえた活動を行う形となっている。

エ 協議会運営に向けた取組を取りまとめる主導者

協議会の会長は青少年育成センターが担うが、この取組を進める上では、教育分野の協力を確実に得ていくことが重要であるため、会議の司会進行を教育長に依頼している。

オ 支援に資する社会資源（組織・個人）の有無、地域内における偏在状況

前述の通りで民間団体は乏しいが、地元大学の学識者（徳島大・境准教授）に協力を仰ぎ、専門的な見地から活動を監督していただいている。

カ 協議会と既存の支援ネットワークとの関係性・役割の整理

本協議会は、既存（個別分野）のネットワークでは対応しきれない課題やケースを持ち寄る場としている。既存ネットワークの関係者が構成機関となっていることで、ネットワーク同士の連携が可能となっている。

キ 予算

協議会運営につき、町予算はついていない。今年度は本事業の予算を用いるが、来年度の目途を立てる必要がある。

ク 協議会により得られた効果

関係機関の仕事内容への理解が深まったとともに、各種会合等により困難を有する（生きづらさを感じている）子供・若者への支援（応援）を実施する旨を口頭で広報することにより、民生委員等関係機関にこれら子供・若者への関心の輪が広がりつつある。

ケ 運用上の課題

困難を有する特にひきこもりの方を支援（応援）する職員の専門性に乏しいので検討する必要がある。

(4) 今年度掲げた目標

当子ども若者支援地域協議会は松茂町と北島町が共同で立ち上げているが、両町の福祉課及び民生委員の力をかりて、大まかなひきこもりの方の人数把握に努めたいと考えているが、実行にまでは移せていない。

(5) 今年度実施内容

ア 公開講座

回数	日程	テーマ	講師
1	10月21日	専門家から学ぶ子ども若者支援	日本学術振興会 特別研究員 野中 俊介  内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年支援担当 主査 佐保 友里奈
2	12月2日	実務者から学ぶ子ども・若者支援	徳島県精神保健福祉センター 主任主事 八坂 由紀  徳島県発達障がい者総合支援センター 主任 濱田 陽子
3	1月13日	専門家・当事者の保護者から学ぶ子ども・若者支援	立命館大学産業社会学部 教授 山本 耕平 いじめ被害の保護者 久米 啓介

イ 講習会

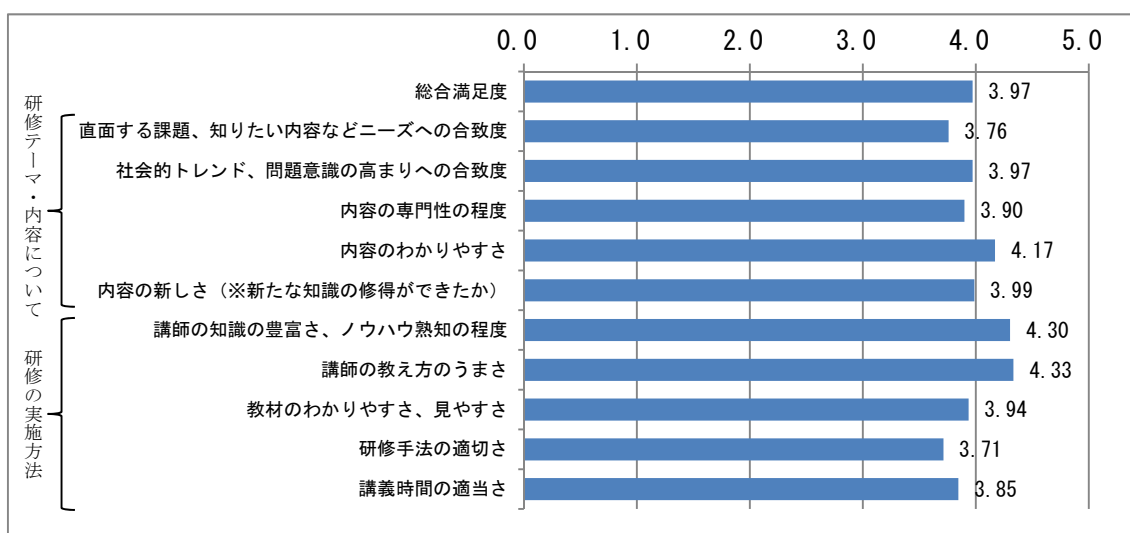
回数	日程	テーマ	講師
1	8月31日	ひきこもり・ニートについて学ぶ	徳島大学大学院 准教授 境 泉洋
2	11月4日	就労・就業支援の現状について学ぶ	徳島県若年者就職サポートセンター 所長 西野 甫



			とくしま地域若者サポートステーション 所長 永穂 とも美
3	10月21日	ケースのスーパービジョン	徳島大学大学院 准教授 境 泉洋
4	2月17日	ケースのスーパービジョン	徳島大学大学院 准教授 境 泉洋

図表 9 講習会受講の満足度（平均値）

（講習会に対する評価：非常に低い1、低い2、どちらともいえない3、高い4、大変高い5）



## ウ 視察

回数	日程	テーマ	視察先
1	9月16日	豊橋市子ども・若者支援 地域協議会の取組	愛知県豊橋市 こども未来部こども家庭課

### （ア）第1回

#### ➤ 視察の狙い

愛知県では地域協議会の設置が進められ、中でも豊橋市は早期に発足されて、他市の手本となっていることから、豊橋市の取組を聞き取りすることで、今後の活動に活かしていくため。

➤ 視察内容

- ・ 愛知県豊橋市は平成 22 年に子ども・若者支援地域協議会を設置した。当初は教育委員会が調整機関を担当していたが、平成 27 年から子ども未来部こども家庭課へ移管された。子ども・若者支援地域協議会の構成メンバーについては設置当初から大きな変化はなく、今年度は代表者を要保護児童対策地域協議会と合同で開催した。実務者会議については、昨年度は第 1 回を代表者会議と合同で、第 2 回を三遠子ども・若者支援ネットワーク会議と合同で実施している。
- ・ 相談窓口を平成 23 年に設置。相談員として元教員や心理カウンセラーを常駐、月 1 日は臨床心理士を置いている。また相談の一部をセーフティネット（協議会の関係団体）に外部委託している。相談はメールでも受け付けているが、できるだけ電話や面談に持って行けるように対応している。ひきこもりへの支援についてはセーフティネットに依頼して農業体験等を通して本人が元気になるまで支援を続けている。
- ・ 不登校になり中学校卒業後の進路に悩んでいる生徒や高校中退後の生徒を対象にした定時制・通信制高校合同説明会を実施している。最初に全体の学校説明があり、その後に学校別に個別相談ができる。不登校を経験した生徒等は自分に合っている学校を見つけることが困難であるが、受付である程度の候補の高校を紹介するようにしている。協議会の立ち上げ時には学校へのはたらきかけを積極的に行っていた。またパンフレットを配布して他団体の会議に呼んでもらえるようにしていた。

➤ 担当者所見

- ・ 相談者への対応について全て、豊橋市単独で対応しているのではなく、関係団体へつないでおり、それぞれに合った支援を行っている。また不登校や退学後の相談が多い関係か、前述した定時制・通信制高校合同説明会についての話は興味深かった。
- ・ 当育成センターが管轄する松茂・北島町は豊橋市に比べると人口にして 10 分の 1 以下の小さな地域なので、同様の事をするのは難しいかもしれないが、定時制・通信制高校合同説明会については来年度に実施したいと感じた。

(6) 今年度の取組の成果

ア 先進地域への視察（愛知県豊橋市）

当地域協議会の調整機関である板野東部青少年育成センター組合職員 2 名が豊橋市に視察に行った中で、通信制・定時制等の高校の説明会を実施したところ好評であったとの報告があったので、同様の説明会を実施したいと思う。

イ 公開講座、講習会の開催

県外講師、スーパーバイザーの公開講座・講習会を実施したところ、関係機関職員等に「子ども・若者支援地域協議会」の効力を感じていただいたと思う。

(7) 今後の課題・取組の方向性

ア 代表者会議（年 1 回）の開催

イ 実務者会議（年 2～3 回）の開催（魅力ある実務者会議の創造）

ウ 管内関係機関の実務者会議の開催（年 1 回位）

管内の関係機関の顔つなぎとして開催してもいいのではないかと考える。

エ 関係機関の追加

私立通信制高校等を追加し、連携を図り、社会参加できていない若者を把握する。

オ 通信制・定時制等の高校説明会の実施

カ 通信制高校を卒業できない生徒の支援

居場所を設置し、学習支援、電話支援、メール支援を実施できればと考える。

※本報告書に掲載した各種事業の他、一部地域において研修・会議等が開催されていますが、報告書からは割愛させていただきます。

内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 付 青少年支援担当  
住 所 〒100-8914 東京都千代田区永田町1丁目6番1号  
電 話 03（5253）2111（代表）